

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	改正前	改正後	備考
<p>2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。</p>				
<p>第三章 経営責任者等の責任 (経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) 第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。 一 品質方針を定めること。 二 品質目標が定められているようにすること。 三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。 五 資源が利用できる体制を確保すること。 六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。 (原子力の安全の確保の重視) 第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。 (品質方針) 第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。 一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。 三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 四 要員に周知され、理解されていること。 五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。</p>	<p>第三章 経営責任者等の責任 第9条 (経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) 1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。 第10条 (原子力の安全の確保の重視) 1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。 第11条 (品質方針) 1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。 2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。</p>	<p>5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント 理事長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。 a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) 品質方針を設定する (5.3参照)。 c) 品質目標が設定されることを確実にする (5.4.1参照)。 d) マネジメントレビューを実施する (5.6参照)。 e) 資源が使用できることを確実にする (6.参照)。 f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。 [細目を加える] [細目を加える] [細目を加える] [細目を加える] [細目を加える] 5.2 原子力安全の重視 原子力安全を優先に位置付け、理事長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする (7.2.1及び8.2.1参照)。 5.3 品質方針 理事長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 a) 組織の目的に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合性がとれている。</p>	<p>5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与 理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。 [細目を削る] a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されていることを確実にする。 [細目を削る] [細目を削る] c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。 d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。 g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。 5.2 原子力安全の重視 理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。 5.3 品質方針 (1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。 a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。 [細目を削る]</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (現行a)～f)を、新a)～h)に整理・修正) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「5.3 品質方針」に、安全文化を育成し維持することに関するものを含むことを明確化)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	改正前	改正後	備考
<p>(品質目標)</p> <p>第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。</p> <p>(品質マネジメントシステムの計画)</p> <p>第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 三 資源の利用可能性 四 責任及び権限の割当て</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p> <p>(品質マネジメントシステム管理責任者)</p> <p>第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改</p>	<p>第12条（品質目標）</p> <p>1 第1項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法 <p>2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。</p> <p>第13条（品質マネジメントシステムの計画）</p> <p>1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。</p> <p>2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む（第23条第3項第1号において同じ。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置 <p>第14条（責任及び権限）</p> <p>1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。</p> <p>2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。</p>	<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1(3)a参照）が設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能なものとし、品質方針との整合をとる。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>理事長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p> <p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>[細目を加える]</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、保安活動を実施するための責任及び権限を第5条及び第10条に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長を本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者、敦賀廃止措置実証部門長を敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅの管理責任者、統括監査の職を監査プロセスの管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく、それぞ</p>	<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1(4)b参照）を含む。）を設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1(4)参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第4条、第5条及び第10条に定める組織及び職務について、各職位を組織の管理者として、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に關係する要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1参照）を定めさせ、關係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長を、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞ</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質目標に関しては、品管規則を踏まえ、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画を作成することを明確化)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「5.4.2 品質マネジメントシステムの計画」に、プロセス、組織改正等の変更に伴ってQMSを変更する場合の考慮事項を明確化（変更の目的によって起こり得る結果（考慮すべきリスクを含む。）、資源の可能性等）)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「5.5.2 管理責任者」の業務に、管理責任者は安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めること及び関係法令を遵守することに取組むことを明確化)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>善の必要性について経営責任者に報告すること。</p> <p>三健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>四 関係法令を遵守すること。</p> <p>(管理者) 第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>五 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。</p> <p>一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。</p>	<p>第16条（管理者） 1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。</p> <p>2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。</p> <p>3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」と</p>	<p>れの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、<u>関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>[細目を加える]</p> <p>5.5.3 プロセス責任者 理事長は、<u>プロセスを管理する責任者（以下「プロセス責任者」という。）</u>に対し、<u>所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む実施状況について評価する <u>(5.4.1及び8.2.3参照)。</u></p> <p>d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>[細目を加える] [号を加える]</p> <p>[細目を加える] [細目を加える] [細目を加える] [細目を加える]</p> <p>[細目を加える] [号を加える]</p>	<p>れの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、<u>安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者 (1) 理事長は、<u>5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) 業務に従事する要員の、<u>業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) 成果を含む<u>業務の実施状況</u>について評価する。</p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) 管理者は、<u>前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、<u>業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) 要員が、<u>原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、<u>要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) 要員が、<u>積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) 管理者は、<u>品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「5.5.3 プロセス責任者」を「5.5.3 管理者」に変更した(品質管理基準規則との整合)。 また、管理者の役割として、次の事項を明確化) ・安全文化を育成し維持すること、関係法令等を遵守することに取組むこと ・QMSの有効性を評価するため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、管理者による自己評価を行うこと ・管理者の代理として、プロセスを管理する責任者（事業者検査責任者）を置くこと</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>(組織の内部の情報の伝達) 第十七条 経営責任者は、組織内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。</p> <p>(マネジメントレビュー) 第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。</p> <p>(マネジメントレビューに用いる情報) 第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。 一 内部監査の結果 二 組織の外部の者の意見</p> <p>三 プロセスの運用状況 五 品質目標の達成状況</p> <p>四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>六 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>七 関係法令の遵守状況</p> <p>八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p>	<p>は、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう（第18条において同じ。）。</p> <p>第17条（組織の内部の情報の伝達） 1 第17条に規定する「組織内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。 2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を全ての要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。</p> <p>第19条（マネジメントレビューに用いる情報） 1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。 2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格 Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。 3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第48条において同じ。）。 4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果及び管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。 5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防</p>	<p>5.5.4 内部コミュニケーション 理事長は、組織内コミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関してマネジメントレビューの会議等を通じて情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 理事長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年度ごとに1回以上、品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果 [細目を加える] e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 [細目を加える] g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案 [細目を加える] [細目を加える]</p>	<p>5.5.4 内部コミュニケーション 理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、部門長は、部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を、所長は、所に安全・品質保証推進会議を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 [号を削除]</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (1) 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。 a) 内部監査の結果 b) 組織の外部の者からの意見 c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。） [細目を削除] d) 定期事業者検査及び自主検査等の結果 e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。) f) 関係法令の遵守状況 g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 j) 改善のための提案 k) 資源の妥当性 l) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「5.6.2 マネジメントレビューへのインプット」として、安全文化を育成し維持する活動の実施状況及び関係法令等の遵守状況を適用するほか、次の追加事項の明確化) ・資源の妥当性 ・保安活動の改善のために実施した処置の有効性（これは、品質方針に影響を与える内外の重大な課題に対する是正処置等の結果が該当する。）</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 十一 部門又は要員からの改善のための提案 十二 資源の妥当性 十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置) 第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 五 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。 3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。</p> <p>6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（第52条第1項第4号において同じ。）。</p> <p>第20条（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）</p> <p>1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。</p> <p>2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善の検討を含む。</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施にかかわる改善 c) 資源の必要性 [細目を加える] [号を加える] [号を加える]</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。 a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善 c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 e) 関係法令の遵守に関する改善 (2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。 (3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>
<p>第四章 資源の管理 (資源の確保) 第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。</p> <p>一 要員 二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p>	<p>第4章 資源の管理 第21条 (資源の確保) 1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。 2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。</p>	<p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。 [号を加える] [号を加える] [号を加える] [号を加える]</p>	<p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長及び所の部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1) 人的資源（要員の力量） (2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系） (3) 作業環境 (4) その他必要な資源</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>三 作業環境 四 その他必要な資源</p> <p>(要員の力量の確保及び教育訓練)</p> <p>第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>三 前号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。 イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献 ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(再掲) 第二十一条 二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>再掲) 第二十一条 三 作業環境</p>	<p>3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p> <p>第22条（要員の力量の確保及び教育訓練）</p> <p>1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。</p> <p>2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。</p>	<p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p><u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有するものとする。</u></p> <p>[号を加える]</p> <p>[号を加える]</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p><u>組織は、次の事項を、「教育・訓練基本要領」に定め、実施する。また、組織は、監査員の力量について「原子力安全監査実施要領」に定め、実施する。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u></p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p> <p>[号を加える]</p> <p>[号を加える]</p> <p>6.3原子炉施設及びインフラストラクチャー</p> <p><u>組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を業務の計画（7.1参照）に係る文書にて明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを業務の計画（7.1参照）に係る文書にて明確にし、維持する。</u></p> <p>6.4 作業環境</p> <p><u>組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を業務の計画（7.1参照）に係る文書にて明確にし、運営管理する。</u></p>	<p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p><u>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、原子力の安全を確保なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p><u>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p><u>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p><u>(1) 部門長は、要員の力量を確保するために、「教育・訓練基本要領」を定め、所長は、所の教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、<u>品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p><u>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p><u>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)に準じた管理を行う。</u></p> <p>6.3 インフラストラクチャー</p> <p><u>実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、インフラストラクチャー（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。</u></p> <p>6.4 作業環境</p> <p><u>実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1業務の計画」にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭小の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (個別業務に必要なプロセスの計画) 第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。</p>	<p>第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 第23条（個別業務に必要なプロセスの計画） 1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。</p> <p>2 第2項に規定する「個別業務当要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>3 第3項に規定する「個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。</p>	<p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) <u>組織は、業務を確実に実施するため、別表3-2の7.1 項に係る文書及びそれらの文書に基づき作成する文書にて保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</u> [号を加える]</p> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。</u></p> <p>(3) <u>組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u> [細目を加える]</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 b) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 c) <u>その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</u> d) <u>業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</u> (4) <u>この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</u> [号を加える]</p>	<p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) <u>部門長、実証本部長及び所長は、廃止措置管理、施設管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領を別表3-1のとおり策定する。</u> (2) <u>実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、別表3-1に示す文書に基づき、個別業務に必要な計画（要領、手順書、手引等）を作成して、業務を実施する。</u> (3) <u>上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</u> (4) <u>室部長、所の部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u> a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u> b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性 d) 業務・原子炉施設のための定期事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) <u>業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</u> (5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u> (6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項に準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「7.1 業務の計画」において、マニュアル、作業手順書等、個々の作業計画を個別業務の計画と位置付け、その計画を変更する場合には安全への影響の程度に応じて必要な処置を行うことを明確化)</p>
<p>(個別業務等要求事項として明確にすべき事項) 第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。 二 関係法令</p> <p>一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項</p> <p>(個別業務等要求事項の審査) 第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。 2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p>	<p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 <u>組織は、次の事項を業務の計画（7.1参照）に係る文書にて明確にする。</u> a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項 b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に<u>不可欠な</u>要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) <u>組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u> (2) <u>レビューでは、次の事項を確実にする。</u> a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p>	<p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 <u>実証本部、室部長、所長並びに所の課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。</u> a) 業務・原子炉施設に<u>関連する</u>法令・規制要求事項 b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に<u>必要な</u>要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) <u>室部長、所の課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u> (2) <u>レビューでは、次の事項について確認する。</u> a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>一 当該個別業務等要求事項が定められていること。 二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。</p> <p>(組織の外部の者との情報の伝達等) 第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を実施しなければならない。</p> <p>(設計開発計画) 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。</p>	<p>第26条 (組織の外部の者との情報の伝達等) 1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。 ・組織の外部の者と効果的に連絡をし、適切に情報を通知する方法 ・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 ・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 ・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>第27条 (設計開発計画) 1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。</p>	<p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。 <u>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</u> (5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、<u>組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション <u>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「コミュニケーション基本要領」にて明確にし、実施する。</u></p> <p>7.3 設計・開発 <u>組織は、原子炉施設の設計・開発に関する事項を確実に実施するため、次の事項を「設計・開発基本要領」に定め、実施する。</u></p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) <u>組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</u> (2) 設計・開発の計画において、<u>組織は、次の事項を明確にする。</u> a) 設計・開発の段階 b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認 c) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限 <u>[細目を加える]</u> (3) <u>組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u> (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p>	<p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) <u>当該組織が</u>、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を<u>作成し、管理する</u>(4.2.4参照)。 <u>[号を削る]</u> (4) <u>実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション <u>部門長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を「コミュニケーション基本要領」にて明確にし、これを実施する。</u></p> <p>7.3 設計・開発 <u>部門長は、原子炉施設の設計・開発に関する事項を確実に実施するため、「設計・開発基本要領」を定め、これに基づき所長は設計開発に関する要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</u> (2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u> a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限 d) <u>設計開発に必要な内部及び外部の資源</u> (3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)間のインタフェースを運営管理する。</u> (4) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「7.2.3 外部とのコミュニケーション」に、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るために、その方法を明確にすることを追記)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「7.3.1 設計・開発の計画」においては、品管規則を踏まえ、設備、施設のみならず、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含むことを明確化)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。</p> <p>(設計開発に用いる情報) 第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項 二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令 四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報) 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(設計開発レビュー) 第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>第29条 (設計開発の結果に係る情報) 1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項 [細目を加える] b) 適用される法令・規制要求事項 c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないこと。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 [号を加える]</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。</u></p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項 b) <u>適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u> c) 適用される法令・規制要求事項 [細目を削除] d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</u></p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発からのアウトプット(機器等の仕様等)は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</u></p> <p>(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)は、次の状態とする。</u></p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)に体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (現行(2)を新(2)と(3)に分割)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	改正前	改正後	備考
<p>(設計開発の検証) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> <p>(設計開発の妥当性確認) 第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の変更の管理) 第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>第31条（設計開発の検証） 1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。</p> <p>第32条（設計開発の妥当性確認） 1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。</p>	<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。<u>この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 [号を加える]</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p>	<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)に検証を実施する。</u></p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。</u></p> <p>(4) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (現行(1)を新(1)と(3)に分割)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>(調達プロセス) 第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。 2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。 3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。 4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。 5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子力施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定めなければならない。</p>	<p>第34条（調達プロセス） 1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</p>	<p>7.4 調達 <u>組織は、「調達管理基本要領」に基づき調達を実施する。</u> 7.4.1 調達プロセス (1) <u>組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u> (2) <u>供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u> (3) <u>組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</u> <u>[号を加える]</u> (4) <u>評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</u> (5) <u>組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</u></p>	<p>7.4 調達 <u>部門長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を着実にするため、「調達管理基本要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、これに基づき所長は調達に関する要領を定め、次の事項を管理する。</u> <u>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</u> 7.4.1 調達プロセス (1) <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u> (2) <u>室部長、所の部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</u> (3) <u>室部長、所の部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u> (4) <u>調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「調達管理基本要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u> (5) <u>室部長、所の部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u> (6) <u>部門長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「調達管理基本要領」に定める。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (現行(3)を新(3)と(4)に分割)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>(調達物品等要求事項) 第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。</p>	<p>第35条 (調達物品等要求事項)</p> <p>1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。</p> <p>2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。</p>	<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の<u>適格性確認</u>に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を<u>醸成</u>するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>[細目を加える] [細目を加える]</p> <p>[号を加える]</p> <p>(2) <u>組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p>	<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) 製品、<u>業務の手順</u>、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の<u>力量</u> (適格性を含む。) 確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を<u>育成し維持</u>するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達物品等に関し必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>室部長、所の部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において立会いや記録確認等の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>室部長、所の部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「7.4.2 調達要求事項」に、供給者の工場等で立会検査等をする場合に原子力規制委員会の職員が同行して工場等に立ち入ることを含めることを明確化)</p>
<p>(調達物品等の検証) 第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>(個別業務の管理) 第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項 (当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。</p> <p>一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>二 手順書が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p>	<p>第37条 (個別業務の管理)</p> <p>1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成す 	<p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) <u>組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</u></p> <p>(2) <u>組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p><u>組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p>a) <u>原子力安全とのかわり方を述べた情報が利用できる。</u></p> <p>b) <u>必要に応じて、作業手順が利用できる。</u></p>	<p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>室部長、所の部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース (出荷許可) の方法を調達要求事項(7.4.2参照)の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施</p> <p><u>実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、業務の計画 (7.1参照) に従って、次の事項を実施する。</u></p> <p>7.5.1 <u>個別業務の管理</u></p> <p><u>実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、原子炉施設の廃止措置管理、施設管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p>a) <u>原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</u></p> <p>b) <u>必要な時に、作業手順が利用できる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	改正前	改正後	備考
<p>四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。 六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認) 第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にしなければならない。 一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>三 妥当性確認の方法</p> <p>(識別管理) 第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。</p> <p>(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。</p> <p>(組織の外部の者の物品) 第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>べき結果</p> <p>第38条（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。</p> <p>第39条（識別管理） 1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。</p> <p>第41条（組織の外部の者の物品） 1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。</p>	<p>c) 適切な設備を使用している。 d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 e) 監視及び測定が実施されている。 f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、<u>その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u> (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>[号を加える]</p> <p>(3) <u>組織は</u>、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。 a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 設備の承認及び要員の<u>適格性確認</u> c) 所定の方法及び手順の適用 d) 記録に関する要求事項 (4.2.4参照) e) <u>妥当性の再確認</u></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ (1) <u>必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</u> (2) <u>組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定</u>の要求事項に関連して、<u>業務・原子炉施設の状態を識別する。</u> (3) <u>トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する</u> (4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 <u>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する</u> (4.2.4参照)。</p>	<p>c) 適切な設備を使用している。 d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 e) 監視及び測定が実施されている (8.2.3参照)。 f) 業務のリリース (<u>次工程への引渡し</u>) が規定どおりに実施されている。</p> <p>7.5.2 <u>個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u> (1) <u>室部長、所の部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</u> (2) <u>室部長、所の部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u> (3) <u>室部長、所の部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する</u> (4.2.4参照)。 (4) <u>室部長、所の部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</u> a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</u> c) <u>妥当性確認の方法</u> (所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む)。 d) 記録に関する要求事項 [細目を削除]</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ (1) <u>室部長、所の部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定</u>の要求事項に関連して適切な手段で業務・原子炉施設を識別し、管理する。 [号を削除] (2) <u>室部長、所の部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設について固有の識別をし、その記録を管理する</u> (4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 (1) <u>室部長、所の部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する</u> (4.2.4参照)。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認」に、妥当性確認を行った場合、記録を作成し、管理することを明確にした。なお、妥当性確認の管理の方法は個別業務の計画の中にも含めることを明確にした。</p> <p>現行c) と (e) を新(c)に統合</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>(調達物品の管理) 第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。</p> <p>(監視測定のための設備の管理) 第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>三 所要の調整がなされていること。</p> <p>二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理</p>	<p>第43条 (監視測定のための設備の管理)</p> <p>1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定められた計画に基づく間隔をいう。</p>	<p>7.5.5 調達製品の保存 組織は、調達製品の<u>検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。</u>この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、<u>組織は、実施すべき監視及び測定を業務の計画（7.1 参照）に係る文書にて明確にする。</u>また、そのために必要な監視機器及び測定機器を業務の計画（7.1 参照）に係る文書にて明確にする。</p> <p>(2) <u>組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、業務の計画（7.1参照）に係る文書にて明確にする。</u></p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「監視機器及び測定機器管理基本要領」に基づき、次の事項を満たすものにする。 a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4参照）。 b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、<u>組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</u> [号を加える]</p> <p>[号を加える]</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによつ</p>	<p>7.5.5 調達製品の保存 <u>室部長、所の部長及び課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。</u>この保存には、<u>識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 <u>部門長は、「監視機器及び測定機器管理基本要領」を定め、これに基づき所長は監視機器及び測定機器の管理に関する要領を定め、次の管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。</u>また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) <u>所の部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>所の部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、「監視機器及び測定機器管理基本要領」に基づき、次の事項を満たすようにする。</u> a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4参照）。 b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 c) 校正の状態が明確にできる識別をする。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) <u>所の部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>所の部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(6) <u>所の部長及び課長は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフ</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (現行e)を新e)、(4)、(5)の3つに分割)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>しなければならない。 7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。</p>		<p><u>て意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p>	<p>トウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</p>	
<p>第六章 評価及び改善 (監視測定、分析、評価及び改善)</p> <p>第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。</p> <p>(組織の外部の者の意見)</p> <p>第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。</p> <p>一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>二 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効</p>	<p>第6章 評価及び改善</p> <p>第44条（監視測定、分析、評価及び改善）</p> <p>1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>3 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。</p> <p>第45条（組織の外部の者の意見）</p> <p>1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。</p> <p>第46条（内部監査）</p> <p>1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。</p>	<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用方法を「コミュニケーション基本要領」に定める。</u></p> <p>[号を加える]</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で客観的な評価を行うことができる組織により内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1参照）に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>[号を加える]</p>	<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2監視及び測定」から「8.5改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>a) <u>業務に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3参照）により入手し、監視する。</u></p> <p>(2) <u>この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</u></p> <p>a) <u>4.2.2品質マニュアルにおいて定める「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書」</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「8.2.2 内部監査」に、内部監査員の要件と監査結果に対する処置の方法を明確にした。内部監査員は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されている再処理施設にあっては客観的な評価を行う部署の要員とし、それ以外の施設は内部監査の対象業務に関与しない要員が実施するとした。監査結果に対しては、被監査部門の管理者がQMSに従って是正処置等を行い、その結果を統括監査の職に報告するとした。)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>性を維持しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。</p> <p>8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。</p> <p>(プロセスの監視測定) 第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。</p> <p>第47条（プロセスの監視測定） 1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>[細目を加える] [細目を加える] [号を加える]</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) <u>組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p> <p>[号を加える]</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 [号を加える]</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p>	<p>(2) <u>組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を定める。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</u></p> <p>[号を加える] [号を加える]</p> <p>(3) <u>監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「原子力安全監査実施要領」に規定する。</u></p> <p>(4) <u>監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める（8.5.2参照）。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) <u>組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p> <p>[細目を加える] [細目を加える] [号を加える]</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 [号を加える]</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p>	<p>(3) <u>理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</u></p> <p>(4) <u>統括監査の職は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(7) <u>統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</u> <u>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u> a) <u>監視及び測定の実施時期</u> b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</u></p> <p>(2) <u>これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) <u>所長並びに所の部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の実況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「8.2.3 プロセスの監視及び測定」に、保安活動の状況を示す保安活動指標 (PI) を活用すること及び計画どおりの結果を得ることができない場合、又はできないおそれがある場合、問題を特定し、修正及び是正処置をとることを明確にした。また、保安活動の改善のために、監視及び測定の実況について情報を共有し、必要な処置を行うことを明確化)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>(機器等の検査等) 第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>第48条 (機器等の検査等)</p> <p>1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査に使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。</p> <p>2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</p> <p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</p>	<p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) <u>組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「検査及び試験基本要領」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(2) <u>検査及び試験要員の独立の程度を「検査及び試験基本要領」に定める。</u></p> <p>[号を加える]</p> <p>[号を加える]</p> <p>(3) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、記録する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(4) <u>業務の計画（7.1 参照）で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</u></p> <p>[号を加える]</p> <p>[号を加える]</p>	<p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>所長は、原子炉等規制法に基づき事業者が行う定期事業者検査を行う場合の検査体制（独立検査組織）を整備する。また、部門長は、「検査及び試験基本要領」を定め、これに基づき所長は検査及び試験に関する要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>品質保証課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1参照）に従って、適切な段階で定期事業者検査を実施する。</u></p> <p>[号を削る]</p> <p>(2) <u>担当部長及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1参照）に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる定期事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(4) <u>記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p>(5) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) <u>品質保証課長は、保安活動の重要度に応じて、定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p>(7) <u>定期事業者検査においては、その対象となる業務を行う者が属する組織と異なる組織に属し、当該検査における力量を有するものを充てる。</u></p> <p><u>また、担当部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更) (「8.2.4 検査及び試験」に、原子炉等規制法に基づき定期事業者検査等を行う場合に検査体制（独立検査組織）を整備し、検査責任者を指名することを明確にした。また、検査要員の独立性について明確にした。なお、それ以外の自主検査等の検査及び試験要員については、これを準用することとした。)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 二十五 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準 25 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開（研開炉規則第87条第3項第25号） ① 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合に当該不適合に関する情報を公開する基準が明確に定められていること。 ② 情報の公開に関し、必要な事項が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査基準 20 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開（研開炉規則第87条第3項第21号） ① 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合に当該不適合に関する情報を公開する基準が明確に定められていること。 ② 情報の公開に関し、必要な事項が定められていること。</p>	<p>【以下、参照】</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(省略)</p> <p>(6) <u>原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「不適合管理基本要領」に定める公開の基準に従い、原子炉施設における不適合について、情報の公開を行う。</u></p> <p>[号を加える]</p>	<p>【以下、参照】</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(省略)</p> <p>(5) <u>所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の</u></p>	

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>(不適合の管理)</p> <p>第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>第49条 (不適合の管理)</p> <p>1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、発生した不適合が全て管理されていることをいう。</p> <p>2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。</p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p><u>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を、「不適合管理基本要領」に規定する。</u></p> <p><u>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。 c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p><u>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p><u>(5) 不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する (4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(6) 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「不適合管理基本要領」に定める公開の基準に従い、原子炉施設における不適合について、情報の公開を行う。</u></p> <p>[号を加える]</p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>[号を削る]</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。 b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。 c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する (4.2.4参照)。</u></p> <p>(5) <u>所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p><u>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>現行の(2)項は、冒頭に統合</p>
<p>(データの分析及び評価)</p> <p>第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。</p>	<p>第50条 (データの分析及び評価)</p> <p>1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</p>	<p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p>	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られ</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。 一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見 二 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>四 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。</p>	<p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 (8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向 (8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7.4参照)</p>	<p>たデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見 (8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7.4参照)</p>	
<p>(継続的な改善)</p> <p>第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(是正処置等)</p> <p>第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げる場所により、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。</p> <p>一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。 イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p>	<p>第51条 (継続的な改善)</p> <p>1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。</p> <p>第52条 (是正処置等)</p> <p>1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮</p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善 理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等 安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更) (「8.5.2 是正処置等」に、複数の不適合及びその他の事象の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行うことを明確化。なお、これら取組を運営するため、CAP会議体を活用。)</p>

<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
<p>□ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと</p> <p>四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(未然防止処置)</p> <p>第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。</p> <p>一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。 二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。 三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。 四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等を定めなければならない。</p>	<p>2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。</p> <p>3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。</p> <p>4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。</p> <p>第53条 (未然防止処置)</p> <p>1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。</p>	<p>(2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を、「不適合管理基本要領」に規定する。</u></p> <p>[号を加える]</p> <p>a) 不適合のレビュー b) 不適合の原因の特定 c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施 e) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4参照）</u> f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>[号を加える] [細目を加える] [細目を加える]</p> <p>[号を加える] [号を加える]</p> <p>8.5.3 <u>予防処置</u></p> <p>(1) <u>組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の組織と共有することを含む。</u></p> <p>(2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を、「不適合管理基本要領」に規定する。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p>	<p>[号を削る]</p> <p>[号を削る]</p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</u></p> <p>a) <u>不適合等のレビュー及び分析</u> b) <u>不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</u> c) <u>類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</u> d) <u>必要な処置の決定及び実施</u> [細目を削る] e) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ、次の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u> b) <u>品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p>(4) <u>原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</u></p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</u></p> <p>8.5.3 <u>未然防止処置</u></p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することを含む。</u></p> <p>[号を削る]</p> <p>[号を削る]</p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「8.5.3 予防処置」を「8.5.3 未然防止処置」に変更（品管規則との整合）。内容として、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、未然防止処置することを明確にした。これは、内外トラブルの知見を水平展開するものに相当する。)</p>

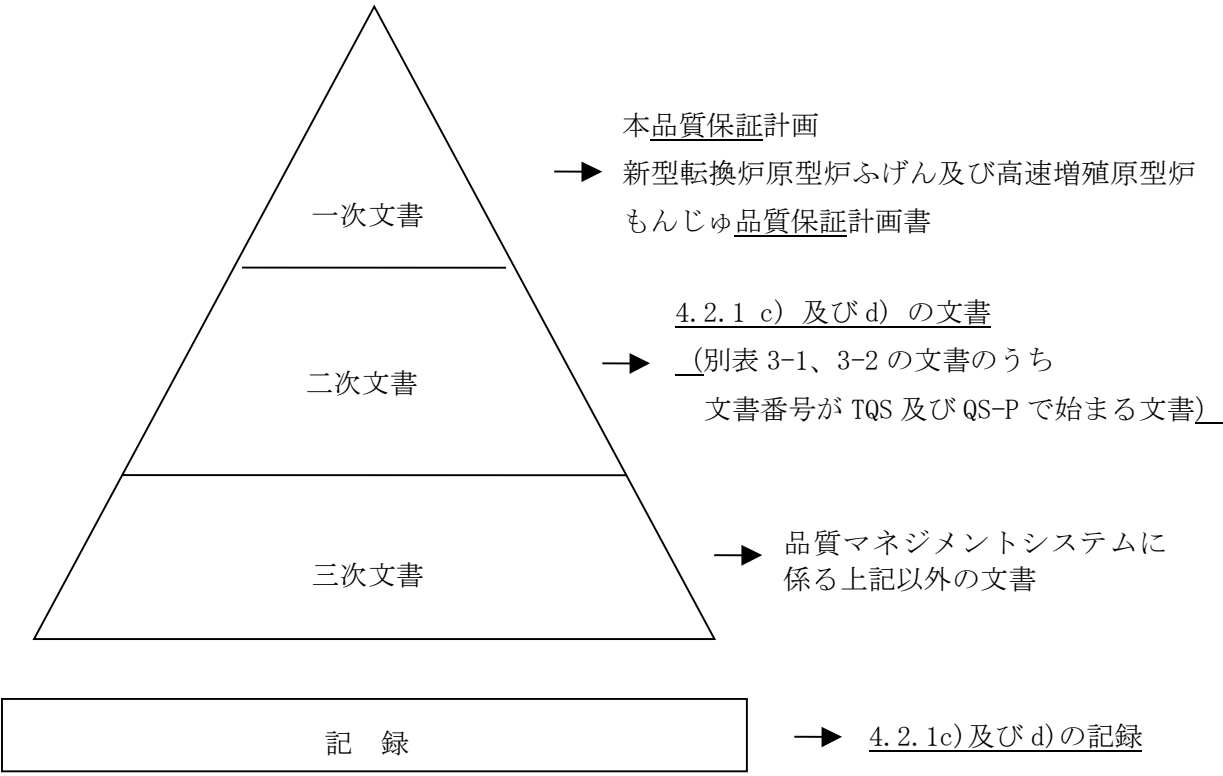
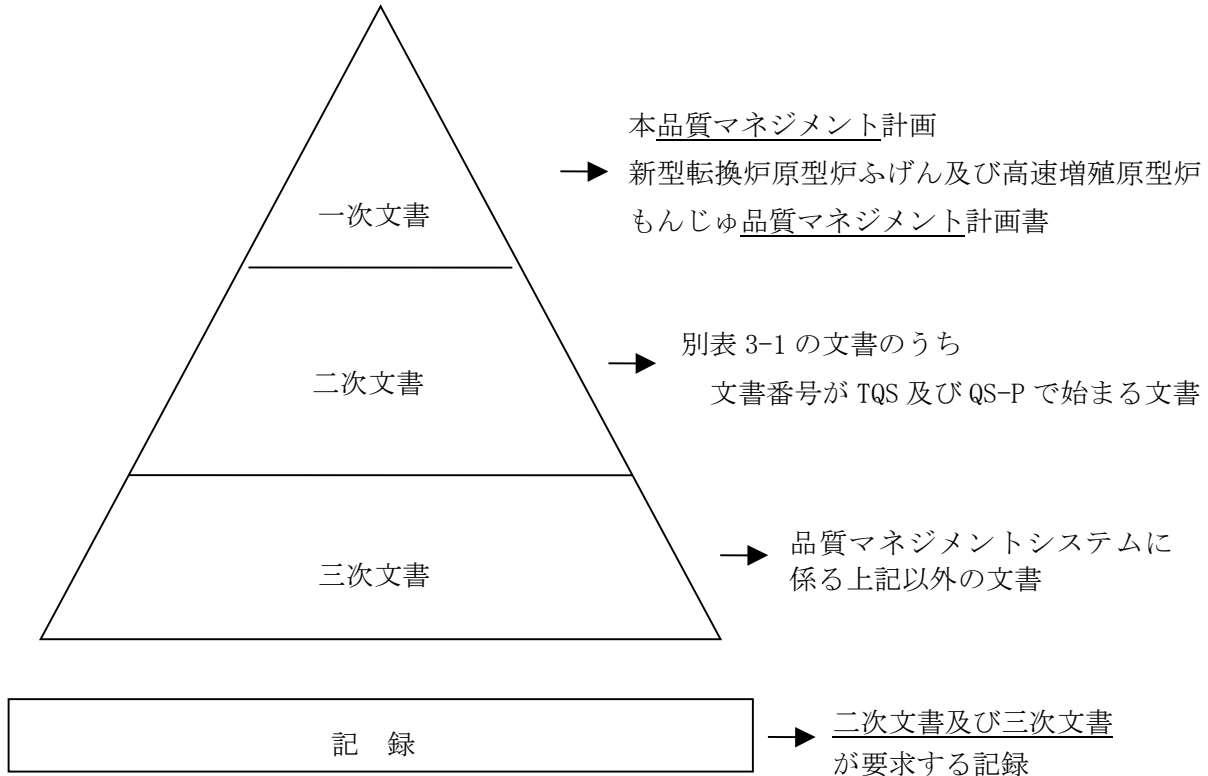
<p>□枠：法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則 (2020/1/23官報)</p>	<p>□枠：法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等) 品質管理基準規則の解釈 (2019/12/25原子力規制委員会)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>	<p>備考</p>
		<p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) <u>とった処置の結果の記録 (4.2.4参照)</u> e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p>[号を加える]</p>	<p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 [細目を削る] d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p>	
<p>第七章 使用者に関する特例（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制）</p> <p>第五十四条 使用者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。）は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全の確保することの重要性を認識し、原子力の安全をそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。</p>	<p>第七章 使用者に関する特例</p> <p>第54条（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制）</p> <p>1 第2号に規定する「原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。</p>		<p>記載しない</p>	

改正前	改正後	備考
<p>[別図を加える]</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム(4.1 一般要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 経営者の関与 5.2 原子力の安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 <ul style="list-style-type: none"> 5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>Do</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.1 業務の計画 (運用管理、廃止措置管理、燃料管理、廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置) 7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.3 設計・開発 7.4 調達 7.5 業務の実施 7.6 監視機器及び測定機器の管理 <p>8. 評価及び改善(8.1 一般)</p> <p>Check, Act</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.1 評価及び改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.2 監視及び測定 <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 継続的改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置 <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 <p>Legend: [Solid Box] 基本プロセス [Dashed Box] 中プロセス [Dotted Box] 小プロセス — 明確な関連 - - - 理解上重要な関連</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

別図3-1 品質マネジメントシステムプロセス関連図

改正前	改正後	備考
		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>
<p>(注) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を規格要求事項に着目し、整理した上でPDCAに分類して示している。 業務の詳細は文書にて定める。</p>		<p>別図3-2 品質マネジメントシステム体系図</p>

別図3-1 品質保証体系図

改正前	改正後	備考
 <p>別図 3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	 <p>別図 3-3 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>原子力規制 における検 査制度の見 直しに伴う 変更 (品管規則 の制定に伴 う変更)</p>

改正前							改正後							備考	
別表3-1 文書化に関する要求事項4.2.1 C)に定める文書							別表3-1 文書化に関する要求事項4.2.1(3)に定める文書							原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更) 別表3-1と3-2を統合	
本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項		
4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第3条	4.1	関係法令遵守	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条		
		文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01				もんじゅ関係法令遵守活動管理要領	もんじゅ	所長	MQAP411			
		文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420			安全文化醸成	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541			
		もんじゅ文書管理要領	もんじゅ	所長	MQAP423				もんじゅ安全文化醸成活動要領	もんじゅ	所長	MQAP412			
4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第3条、第118条		重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	品質に係る重要度の管理要領	もんじゅ	所長		MQAP410	第3条
		文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01					保安活動指標	保安活動指標(P I)設定評価基本要領	敦賀廃止措置実証本部		敦賀廃止措置実証部門長	
		文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420			4.2.3(2)	文書管理		文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部		敦賀廃止措置実証部門長	
		もんじゅ品質記録管理要領	もんじゅ	所長	MQAP424					文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長		QS-A01	
8.2.2(2)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条		4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長		TQS-420	第3条、第118条
8.3(2) 8.5.2(3) 8.5.3(3)	不適合管理 是正処置 予防処置	不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-830	第3条				文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長		QS-A01	
		不適合管理並びに是正及び予防処置要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03					文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長		HQMS-A420	
		不適合管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A830					もんじゅ品質記録管理要領	もんじゅ	所長		MQAP424	
		もんじゅ不適合管理要領	もんじゅ	所長	MQAP830		5.4	品質目標	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条		

改正前							改正後							備考	
別表3-2 文書化に関する要求事項4.2.1 d)に定める文書														原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更) 別表3-1と3-2を統合	
本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項		
4.1	関係法令遵守	関係法令遵守活動基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-411	第2条の2、第3条	5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第3条、第7条、第7条の2、第8条		
		もんじゅ関係法令遵守活動管理要領	もんじゅ	所長	MQAP411				中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A04			
	安全文化醸成	安全文化醸成活動基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-412	第2条の3、第3条			敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議運営要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A554			
		もんじゅ安全文化醸成活動要領	もんじゅ	所長	MQAP412				もんじゅコミュニケーション要領	もんじゅ	所長	MQAP550			
	重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-410	第3条		5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全・核セキュリティ統括部	理事長	QS-P02		第3条
		品質に係る重要度の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP410			6.2.2	力量、教育、訓練及び認識	教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-620		第3条、第116条、第117条
5.4	品質目標	品質目標管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条	教育訓練管理要領	安全・核セキュリティ統括部		安全・核セキュリティ統括部長	QS-A07				
5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第3条、第7条の2、第8条	教育・訓練要領	敦賀廃止措置実証本部		敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A620				
		中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A04		もんじゅ教育訓練要領	もんじゅ		所長	MQAP622				
		敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議運営要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A554		原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条				
		もんじゅコミュニケーション要領	もんじゅ	所長	MQAP550		6.4	作業環境	作業環境管理要領	もんじゅ	所長	MQAP640	第3条		
5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全・核セキュリティ統括部	理事長	QS-P02	第3条	6.3 6.4 7.1 7.5	廃止措置管理	運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-711	第13条から第67条		
6.2.2	力量、教育、訓練及び認識	教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-620	運転管理要領			もんじゅ	所長	MQAP711				
		教育訓練管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A07	廃止措置管理基本要領			敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-710	第67条の2から第67条の5			
		教育・訓練要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A620	もんじゅ廃止措置管理要領		もんじゅ	所長	MQAP710					
		もんじゅ教育訓練要領	もんじゅ	所長	MQAP622	燃料管理		燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-712	第67条の6から第74条			
		原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03			第3条	燃料管理要領	もんじゅ	所長		MQAP712		
6.4	作業環境	作業環境管理要領	もんじゅ	所長	MQAP640	第3条	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-713	第74条の2から第80条			
								放射性廃棄物管理要領	もんじゅ	所長	MQAP713				
放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-714	第80条の2から第101条										
	放射線管理要領	もんじゅ	所長	MQAP714											

改正前							改正後							備考
本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	
6.3 6.4 7.1 7.5	廃止措置管理	運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-711	第13条から第67条	施設管理	施設管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-715	第103条、第103条の2、第103条の3	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(文書名の変更及び条文の削除及び追加)別表3-1と3-2を統合	
		運転管理要領	もんじゅ	所長	MQAP711			施設管理要領	もんじゅ	所長	MQAP715			
		廃止措置管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-710	第67条の2から第67条の5		非常時の措置	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-716		第24条、第24条の2、第104条から第115条、第119条
		もんじゅ廃止措置管理要領	もんじゅ	所長	MQAP710				災害対策管理要領	もんじゅ	所長	MQAP716		
	燃料管理	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-712	第67条の6から第74条	外部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第3条		
		燃料管理要領	もんじゅ	所長	MQAP712			もんじゅコミュニケーション要領	もんじゅ	所長	MQAP550			
	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-713	第75条から第80条	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-730	第3条		
		放射性廃棄物管理要領	もんじゅ	所長	MQAP713			もんじゅ設計管理要領	もんじゅ	所長	MQAP730			
	放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-714	第81条から第101条	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-740	第3条		
		放射線管理要領	もんじゅ	所長	MQAP714			調達先の評価・選定管理要領	契約部	契約部長	QS-G01			
	保守管理	保守管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-715	第103条、第103条の2、第103条の3		監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長			TQS-760
		保守管理要領	もんじゅ	所長	MQAP715		監視・測定機器管理要領		もんじゅ	所長	MQAP760			
	非常時の措置	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-716	第24条、第24条の2、第104条から第115条、第119条	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条		
		災害対策管理要領	もんじゅ	所長	MQAP716			不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-830			
7.2.3 8.2.1	外部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第3条	不適合管理 是正処置 未然防止処置	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03	第3条		
		もんじゅコミュニケーション要領	もんじゅ	所長	MQAP550			不適合管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部長	HQMS-A830			
7.3	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-730	第3条		もんじゅ不適合管理要領	もんじゅ	所長	MQAP830			
		もんじゅ設計管理要領	もんじゅ	所長	MQAP730									

改正前							改正後							備考
本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	
7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-740	第3条	8.2.4	検査及び試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-824	第3条	
		調達先の評価・選定管理要領	契約部	契約部長	QS-G01				検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824		
		もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740									
7.6	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-760	第3条								
		監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760									
8.2.4	検査及び試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-824	第3条								
		検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824									

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
 (品管規則の制定に伴う変更)
 別表3-1と3-2を統合

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>5 廃止措置を行う者の職務及び組織 (研開炉規則第87条第3項第5号) ※</p> <p>※6に掲げる事項 (発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等) を除く。</p> <p>① <u>廃止措置段階のもんじゅにおける保安活動に必要な組織について定められ、責任者その他の職位 (研開炉規則第87条第3項第1号から第27号までに掲げる事項のいずれかに関する定めにおいて、その関わりが明記されているものに限る。) が、その職務の内容を明らかにして定められていること。委員会等を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関することが定められていること。</u></p> <p>② <u>①の各職位は、その職務を遂行するに当たり、法令、廃止措置計画及び保安規定の定めを遵守することが明記されていること。</u></p> <p>③ 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織 (研開炉規則第87条第3項第4号) ※</p> <p>※5に掲げる事項 (発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等) を除く。</p> <p>① <u>本店 (本部) 及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>② 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。</p> <p>2 廃止措置推進室及び安全・品質保証室に室長代理を、事業管理部に次長を置くことができる。</p> <p>3 もんじゅに副所長を、廃止措置部及び安全・品質保証部 (以下「各部」という。) に次長を置くことができる。</p>	<p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>5 廃止措置を行う者の職務及び組織 (研開炉規則第87条第3項第5号) ※</p> <p>※6に掲げる事項 (発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等) を除く。</p> <p>① <u>廃止措置段階のもんじゅにおける保安活動に必要な組織について定められ、責任者その他の職位 (研開炉規則第87条第3項第1号から第27号までに掲げる事項のいずれかに関する定めにおいて、その関わりが明記されているものに限る。) が、その職務の内容を明らかにして定められていること。委員会等を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関することが定められていること。</u></p> <p>② <u>①の各職位は、その職務を遂行するに当たり、法令、廃止措置計画及び保安規定の定めを遵守することが明記されていること。</u></p> <p>③ 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織 (研開炉規則第87条第3項第4号) ※</p> <p>※5に掲げる事項 (発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等) を除く。</p> <p>① <u>本店 (本部) 及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>② 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部 (監査プロセスを除く。) における第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける第3条5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号までの業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部 (監査プロセスを除く。) における第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける第3条5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号までの業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を</p>	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 16 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第15号) (新規)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十四 放射性廃棄物の廃棄 (工場又は事業所の外において行う場合を含む。) に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 14 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第14号) ③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制 (計画、実施、評価等) について定められていること。</p> <p>品質管理基準規則 (機器等の検査等) 第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。 (省略) 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。</p> <p>品質管理基準規則の解釈 第48条(機器等の検査等) 2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判断を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</p>	<p>含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。</p> <p>(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務を行う。</p> <p>(13) 各室部課長(廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。)は、職務の遂行に当たって、各室部課員(廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部長及び調達課員をいう。以下同じ。)を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(14) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(2) 副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範囲で所長の代理業務を行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、第6号から第12号までの業務を統括する。</p> <p>(4) 安全・品質保証部長は、第13号から第15号までの業務を統括する。</p> <p>(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</p> <p>(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ、保守の計画及び管理(安全管理課の所管業務を除く。)、保全計画の管理、保安教育に関する業務を行う。</p> <p>(7) 機械保全課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務(安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(8) 電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務(安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</p> <p>(10) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理(燃料環境課の所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p>	<p>含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。<u>また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</u></p> <p>(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務を行う。</p> <p>(13) 各室部課長(廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。)は、職務の遂行に当たって、各室部課員(廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部長及び調達課員をいう。以下同じ。)を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(14) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(2) 副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範囲で所長の代理業務を行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、第6号から第12号までの業務を統括する。</p> <p>(4) 安全・品質保証部長は、第13号から第15号までの業務を統括する。</p> <p>(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</p> <p>(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ、保守の計画及び管理(安全管理課の所管業務を除く。)、保全計画の管理、保安教育に関する業務を行う。</p> <p>(7) 機械保全課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務(安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(8) 電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務(安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</p> <p>(10) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理(燃料環境課の所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(安全・品質保証室の業務に「第93条の2 平常時の環境放射線モニタリング」に関する業務を追加)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
		<p>(12) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(13) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。</p> <p>(14) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理、炉心管理及び燃料管理(燃料環境課長及び施設保安課長の所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(15) 施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 第6号から第11号及び第13号から第16号に規定する職位(以下「各課長」という。)は、それぞれ各号に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) 所長、各部長(廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。)及び各課長が不在の場合、その職務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。</p>	<p>(12) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(13) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。<u>また、定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理、炉心管理及び燃料管理(燃料環境課長及び施設保安課長の所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(15) 施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 第6号から第11号及び第13号から第16号に規定する職位(以下「各課長」という。)は、それぞれ各号に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) 所長、各部長(廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。)及び各課長が不在の場合、その職務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質保証課の業務に独立検査組織として、定期事業者検査に関する業務を追記)</p>
		<p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p> <p>第6条 (削除)</p>	<p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>5 廃止措置を行う者の職務及び組織(研開炉規則第87条第3項第5号)※</p> <p>※6に掲げる事項(発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等)を除く。</p> <p>① <u>廃止措置段階のもんじゅにおける保安活動に必要な組織について定められ、責任者その他の職位(研開炉規則第87条第3項第1号から第27号までに掲げる事項のいずれかに関する定めにおいて、その関わりが明記されているものに限る。)が、その職務の内容を明らかにして定められていること。委員会等を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関することが定められていること。</u></p> <p>② <u>①の各職位は、その職務を遂行するに当たり、法令、廃止措置計画及び保安規定の定めを遵守することが明記されていること。</u></p> <p>③ 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織(研開炉規則第87条第3項第4号)※</p> <p>※5に掲げる事項(発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等)を除く。</p> <p>① <u>本店(本部)及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>② 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>(中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第7条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する以下の基本的な重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転及び廃止措置に伴う安全に関する基本事項</p> <p>① 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>② 廃止措置計画の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「研究開発段階炉規則」という。)第129条に定める事象)</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は審議結果を尊重する。</p> <p>*1:原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画をいう。以下同じ。</p>	<p>(中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第7条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する以下の基本的な重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転及び廃止措置に伴う安全に関する基本事項</p> <p>① 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>② 廃止措置計画の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「研究開発段階炉規則」という。)第129条に定める事象)</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は審議結果を尊重する。</p> <p>*1:原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画をいう。以下同じ。</p>	<p>記載の適正化(法令改正による条文追加に伴う変更)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する こと。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 発電用原子炉施設の運転に関する安全審査 (研開炉規則第87条第3項第8号)</p> <p>○発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及びもんじゅの保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する こと。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>8 発電用原子炉施設の運転の安全審査 (研開炉規則第87条第3項第8号)</p> <p>○発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及びもんじゅの保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する こと</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>5 廃止措置を行う者の職務及び組織 (研開炉規則第87条第3項第5号) ※</p> <p>※6に掲げる事項 (発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等) を除く。</p> <p>① 廃止措置段階のもんじゅにおける保安活動に必要な組織について定められ、責任者その他の職位 (研開炉規則第87条第3項第1号から第27号までに掲げる事項のいずれかに関する定めにおいて、その関わりが明記されているものに限る。) が、その職務の内容を明らかにして定められていること。委員会等を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関することが定められていること。</p> <p>② ①の各職位は、その職務を遂行するに当たり、法令、廃止措置計画及び保安規定の定めを遵守することが明記されていること。</p> <p>③ 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する こと。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 発電用原子炉施設の運転に関する安全審査 (研開炉規則第87条第3項第8号)</p> <p>○発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及びもんじゅの保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する こと。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織 (研開炉規則第87条第3項第4号) ※</p> <p>※5に掲げる事項 (発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等) を除く。</p> <p>① 本店 (本部) 及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>(削る)</p> <p>② 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する こと。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>8 発電用原子炉施設の運転の安全審査 (研開炉規則第87条第3項第8号)</p> <p>○発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及びもんじゅの保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等)</p> <p>第7条の2 敦賀廃止措置実証部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめ敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に関する基本事項</p> <p>① 原子炉設置許可の変更に関する事項</p> <p>② 保安規定の変更に関する事項</p> <p>③ 廃止措置計画の変更に関する事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (研究開発段階炉規則第129条に定める事象)</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) 保安規定別表3-1及び別表3-2に示す敦賀廃止措置実証本部の所管文書の制定、改定及び廃止</p> <p><u>5</u> 法令等の遵守、安全文化の醸成に係る年度活動計画、年度活動計画の活動状況及び活動結果に関する事項</p> <p>(6) その他、敦賀廃止措置実証部門長が必要と認めた事項</p> <p>3 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証部門長を委員長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証本部長、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長、所長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p>	<p>(敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等)</p> <p>第7条の2 敦賀廃止措置実証部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめ敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に関する基本事項</p> <p>① 原子炉設置許可の変更に関する事項</p> <p>② 保安規定の変更に関する事項</p> <p>③ 廃止措置計画の変更に関する事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (研究開発段階炉規則第129条に定める事象)</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) 保安規定別表3-1に示す敦賀廃止措置実証本部の所管文書の制定、改定及び廃止</p> <p><u>削る</u></p> <p>(5) その他、敦賀廃止措置実証部門長が必要と認めた事項</p> <p>3 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証部門長を委員長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証本部長、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長、所長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p>	<p>記載の適正化 (別表3-1と3-2の統合に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第3条 品質マネジメントシステムに統合)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>5 廃止措置を行う者の職務及び組織 (研開炉規則第87条第3項第5号) ※ ※6に掲げる事項 (発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等) を除く。</p> <p>① 廃止措置段階のもんじゅにおける保安活動に必要な組織について定められ、責任者その他の職位 (研開炉規則第87条第3項第1号から第27号までに掲げる事項のいずれかに関する定めにおいて、その関わりが明記されているものに限る。) が、その職務の内容を明らかにして定められていること。委員会等を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関することが定められていること。</p> <p>② ①の各職位は、その職務を遂行するに当たり、法令、廃止措置計画及び保安規定の定めを遵守することが明記されていること。</p> <p>③ 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 発電用原子炉施設の運転に関する安全審査 (研開炉規則第87条第3項第8号) ○発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及びもんじゅの保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織 (研開炉規則第87条第3項第4号) ※ ※5に掲げる事項 (発電用原子炉主任技術者の職務の範囲を除く。</p> <p>① 本店 (本部) 及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>(削る)</p> <p>② 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>8 発電用原子炉施設の運転の安全審査 (研開炉規則第87条第3項第8号) ○発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及びもんじゅの保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等)</p> <p>第8条 もんじゅにもんじゅ安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめもんじゅ安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、第7条第2項第2号及び第7条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項</p> <p>(2) 原子炉施設の保安に関し、もんじゅ安全・品質保証推進会議において審議を必要とする以下の事項</p> <p>① 保安規定の変更</p> <p>② 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更に関する事項</p> <p>③ 廃止措置計画の変更</p> <p>④ 廃止措置管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑤ 燃料管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑥ 放射性廃棄物管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑦ 放射線管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑧ 保守管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑨ 非常時の措置に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑩ 改造の実施に関する事項</p> <p>⑪ 保安教育の年間計画の策定に関する事項</p> <p>⑫ 保全計画の策定及び見直しに関する事項</p> <p>(3) その他、所長が必要と認めた事項</p> <p>3 もんじゅ安全・品質保証推進会議の委員長は所長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。</p> <p>4 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、発電用原子炉主任技術者 (以下「原子炉主任技術者」という。)、各部長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p>	<p>(もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等)</p> <p>第8条 もんじゅにもんじゅ安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめもんじゅ安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、第7条第2項第2号及び第7条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項</p> <p>(2) 原子炉施設の保安に関し、もんじゅ安全・品質保証推進会議において審議を必要とする以下の事項</p> <p>① 保安規定の変更</p> <p>② 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更に関する事項</p> <p>③ 廃止措置計画の変更</p> <p>④ 廃止措置管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑤ 燃料管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑥ 放射性廃棄物管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑦ 放射線管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑧ 施設管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑨ 非常時の措置に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑩ 改造の実施に関する事項</p> <p>⑪ 保安教育の年間計画の策定に関する事項</p> <p>⑫ 保全計画の策定及び見直しに関する事項</p> <p>(3) その他、所長が必要と認めた事項</p> <p>3 もんじゅ安全・品質保証推進会議の委員長は所長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。</p> <p>4 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、発電用原子炉主任技術者 (以下「原子炉主任技術者」という。)、各部長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「保守管理」を「施設管理」に変更)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>五の二 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること (燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>6 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け (研開炉規則第87条第3項第5号の2)</p> <p>① 発電用原子炉主任技術者の選任及び配置に関すること。 発電用原子炉主任技術者を選任すること及びその組織上の位置付けについて定めら</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること (燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>5 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け (研開炉規則第87条第3項第5号)</p> <p>① 発電用原子炉主任技術者の選任及び配置に関すること。 発電用原子炉主任技術者を選任すること及びその組織上の位置付けについて定めら</p>	<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 理事長は、原子炉主任技術者及び代行者を原子炉主任技術者免状を有する者であって、次のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者のうちから選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者及び代行者の職位は、管理職以上とする。</p> <p>3 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び前項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>第3節 主任技術者</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>れていること。特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、もんじゅの保安組織から独立していることが当然に求められるものではない。</p> <p>以下、省略</p>	<p>れていること。特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、もんじゅの保安組織から独立していることが当然に求められるものではない。</p> <p>以下、省略</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>五の二 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること(燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>6 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け(研開炉規則第87条第3項第5号ウ2)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 発電用原子炉主任技術者の職務について、次に掲げる事項が明記されていること。 I 機構の理事長又はもんじゅの所長に対し意見具申等を行うこと。 II 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 III 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 IV 各種要領書等の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 V 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 VI 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 VII 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 発電用原子炉主任技術者の意見等の尊重について、次の事項が定められていること。 I 機構の理事長その他の経営責任者が、発電用原子炉主任技術者の意見具申等を尊重すること。 II もんじゅの廃止措置に従事する者は、発電用原子炉主任技術者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 省略</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること(燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>5 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け(研開炉規則第87条第3項第5号)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 発電用原子炉主任技術者の職務について、次に掲げる事項が明記されていること。 I 機構の理事長又はもんじゅの所長に対し意見具申等を行うこと。 II 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 III 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 IV 各種要領書等の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 V 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 VI 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 VII 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 発電用原子炉主任技術者の意見等の尊重について、次の事項が定められていること。 I 機構の理事長その他の経営責任者が、発電用原子炉主任技術者の意見具申等を尊重すること。 II もんじゅの廃止措置に従事する者は、発電用原子炉主任技術者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ (省略)</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務)</p> <p>第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、原子炉施設の廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 別表10-1に定める事項の確認において、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 別表10-2に定める関係課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(5) 別表10-3に定める記録の記載内容を確認する。</p> <p>(6) 第119条の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(7) その他原子炉施設の廃止措置に関して、保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長は、原子炉主任技術者が原子炉施設の廃止措置に関し保安のためにする意見具申を尊重する。</p> <p>3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、原子炉主任技術者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改 正 前 (第 3 1 次: 令和元年 1 2 月 2 3 日)			改 正 後			備考 (記載の考え方)
		別表 1 0 - 1 原子炉主任技術者の確認事項			別表 1 0 - 1 原子炉主任技術者の確認事項			
			条 文	内 容		条 文	内 容	
		第 1 7 条	手順の作成	廃止措置管理に関する手順書	第 1 7 条	手順の作成	廃止措置管理に関する手順書	
		第 6 3 条	施設運用上の基準を満足しない場合の措置	施設運用上の基準を満足しなかった場合	第 6 3 条	施設運用上の基準を満足しない場合の措置	施設運用上の基準を満足しなかった場合	
		第 6 6 条	異常時の措置	異常の収束	第 6 6 条	異常時の措置	異常の収束	
		第 6 7 条の 4	廃止措置計画の実施工程管理	現地マスター工程表	第 6 7 条の 4	廃止措置計画の実施工程管理	現地マスター工程表	
		第 6 7 条の 4	廃止措置計画の実施工程管理	現地マスター詳細工程表	第 6 7 条の 4	廃止措置計画の実施工程管理	現地マスター詳細工程表	
		第 6 7 条の 5	2 次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの移送	ナトリウム移送作業の再開	[削る]			項目の削除 (ナトリウム移送完了に伴う第 6 7 条の 5 削除のため)
		第 6 8 条	新燃料の運搬	輸送計画	第 6 8 条	新燃料の運搬	輸送計画	
		第 7 1 条	炉心構成要素等取替作業	炉心構成要素等取替実施計画	第 7 1 条	炉心構成要素等取替作業	炉心構成要素等取替実施計画	
		第 7 1 条	炉心構成要素等取替作業	炉心構成要素等取替作業の開始	第 7 1 条	炉心構成要素等取替作業	炉心構成要素等取替作業の開始	
		第 7 1 条	炉心構成要素等取替作業	炉心構成要素等取替作業の再開	第 7 1 条	炉心構成要素等取替作業	炉心構成要素等取替作業の再開	
		第 7 1 条の 2	燃料処理・貯蔵作業	燃料処理・貯蔵実施計画	第 7 1 条の 2	燃料処理・貯蔵作業	燃料処理・貯蔵実施計画	
		第 7 1 条の 2	燃料処理・貯蔵作業	燃料処理・貯蔵作業の開始	第 7 1 条の 2	燃料処理・貯蔵作業	燃料処理・貯蔵作業の開始	
		第 7 1 条の 2	燃料処理・貯蔵作業	燃料処理・貯蔵作業の再開	第 7 1 条の 2	燃料処理・貯蔵作業	燃料処理・貯蔵作業の再開	
		第 7 4 条	使用済燃料の運搬	輸送計画	第 7 4 条	使用済燃料の運搬	輸送計画	
		第 7 5 条	放射性固体廃棄物の管理	放射性固体廃棄物周辺監視区域外運搬計画	第 7 5 条	放射性固体廃棄物の管理	放射性固体廃棄物周辺監視区域外運搬計画	
		第 8 1 条	管理区域の設定	一部区域の管理区域からの解除要件	第 8 1 条	管理区域の設定	一部区域の管理区域からの解除要件	
		第 8 1 条	管理区域の設定	緊急に管理区域を設定又は解除する要件	第 8 1 条	管理区域の設定	緊急に管理区域を設定又は解除する要件	
		第 8 4 条	管理区域への出入管理	管理区域への立入許可に係る事項	第 8 4 条	管理区域への出入管理	管理区域への立入許可に係る事項	
		第 9 7 条	周辺監視区域外への持ち出し	核燃料物質等周辺監視区域外運搬計画	第 9 7 条	周辺監視区域外への持ち出し	核燃料物質等周辺監視区域外運搬計画	
		第 100 条	協力会社の放射線防護	放射線防護の必要事項	第 100 条	協力会社の放射線防護	放射線防護の必要事項	
		第 105 条	非常事態対策組織	非常事態対策組織	第 105 条	非常事態対策組織	非常事態対策組織	
		第 106 条	要員の確保	非常事態対策組織の所員の配置	第 106 条	要員の確保	非常事態対策組織の所員の配置	
		第 108 条	通報系統	非常事態が生じた場合の通報系統	第 108 条	通報系統	非常事態が生じた場合の通報系統	
		第 109 条	非常時対処訓練	非常時対処訓練実施計画	第 109 条	非常時対処訓練	非常時対処訓練実施計画	
		第 116 条	所員への保安教育	保安教育実施計画	第 116 条	所員への保安教育	保安教育実施計画	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)			改正後			備考 (記載の考え方)																																	
		第117条	協力会社従業員への保安教育	保安教育実施計画 (協力会社)	第117条	協力会社従業員への保安教育	保安教育実施計画 (協力会社)																																		
		別表10-2 関係課室長からの報告内容			(変更なし)			(変更なし)																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1210 554 1320 621">第24条</td> <td data-bbox="1329 554 1558 621">地震・火災等発生時の対応</td> <td data-bbox="1567 554 1872 621">地震・火災等発生時の対応措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1210 627 1320 695">第67条の3</td> <td data-bbox="1329 627 1558 695">工事完了の報告</td> <td data-bbox="1567 627 1872 695">工事計画書に基づく工事の結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1210 701 1320 810">第79条</td> <td data-bbox="1329 701 1558 810">放出管理目標値を超えた場合の措置</td> <td data-bbox="1567 701 1872 810">放射性物質の放出量が放出管理目標値を超えた場合の周辺公衆の線量評価結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1210 816 1320 1073">第93条</td> <td data-bbox="1329 816 1558 1073">線量当量率等の測定</td> <td data-bbox="1567 816 1872 1073">管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近の外部放射線に係る線量当量率等並びに周辺監視区域境界付近の空気吸収線量等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1210 1079 1320 1262">第111条</td> <td data-bbox="1329 1079 1558 1262">応急措置</td> <td data-bbox="1567 1079 1872 1262">第110条の場合に周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を調査した結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1210 1268 1320 1310">第116条</td> <td data-bbox="1329 1268 1558 1310">所員への保安教育</td> <td data-bbox="1567 1268 1872 1310">保安教育実施結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1210 1316 1320 1383">第117条</td> <td data-bbox="1329 1316 1558 1383">協力会社従業員への保安教育</td> <td data-bbox="1567 1316 1872 1383">保安教育実施結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1210 1390 1320 1472">第119条</td> <td data-bbox="1329 1390 1558 1472">報告</td> <td data-bbox="1567 1390 1872 1472">施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1210 1478 1320 1629">第119条</td> <td data-bbox="1329 1478 1558 1629">報告</td> <td data-bbox="1567 1478 1872 1629">研究開発段階炉規則第129条に定める報告を要する事態が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>				条 文	内 容	第24条	地震・火災等発生時の対応	地震・火災等発生時の対応措置	第67条の3	工事完了の報告	工事計画書に基づく工事の結果	第79条	放出管理目標値を超えた場合の措置	放射性物質の放出量が放出管理目標値を超えた場合の周辺公衆の線量評価結果	第93条	線量当量率等の測定	管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近の外部放射線に係る線量当量率等並びに周辺監視区域境界付近の空気吸収線量等に異常が認められた場合	第111条	応急措置	第110条の場合に周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を調査した結果	第116条	所員への保安教育	保安教育実施結果	第117条	協力会社従業員への保安教育	保安教育実施結果	第119条	報告	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	第119条	報告	研究開発段階炉規則第129条に定める報告を要する事態が発生した場合							
	条 文	内 容																																							
第24条	地震・火災等発生時の対応	地震・火災等発生時の対応措置																																							
第67条の3	工事完了の報告	工事計画書に基づく工事の結果																																							
第79条	放出管理目標値を超えた場合の措置	放射性物質の放出量が放出管理目標値を超えた場合の周辺公衆の線量評価結果																																							
第93条	線量当量率等の測定	管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近の外部放射線に係る線量当量率等並びに周辺監視区域境界付近の空気吸収線量等に異常が認められた場合																																							
第111条	応急措置	第110条の場合に周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を調査した結果																																							
第116条	所員への保安教育	保安教育実施結果																																							
第117条	協力会社従業員への保安教育	保安教育実施結果																																							
第119条	報告	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																																							
第119条	報告	研究開発段階炉規則第129条に定める報告を要する事態が発生した場合																																							

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改 正 前 (第 3 1 次 : 令和元年 1 2 月 2 3 日)	改 正 後	備考 (記載の考え方)										
		<p>別表 1 0 - 3 原子炉主任技術者が確認する記録</p> <table border="1" data-bbox="1210 289 1860 1547"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 検査報告書 (1) 第 103 条に定める検査の報告書</td> </tr> <tr> <td>2. 運転記録 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材の純度</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料に係わる記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> </tr> <tr> <td>4. 運転日誌 (1) 運転責任者の氏名 (2) 運転員の氏名 (3) 交代の日時 (4) 交代時の引継事項 (5) 運転開始日時 (6) 臨界到達日時 (7) 運転切替日時 (8) 緊急しゃ断日時 (9) 運転停止日時</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 検査報告書 (1) 第 103 条に定める検査の報告書	2. 運転記録 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材の純度	3. 燃料に係わる記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	4. 運転日誌 (1) 運転責任者の氏名 (2) 運転員の氏名 (3) 交代の日時 (4) 交代時の引継事項 (5) 運転開始日時 (6) 臨界到達日時 (7) 運転切替日時 (8) 緊急しゃ断日時 (9) 運転停止日時	<p>別表 1 0 - 3 原子炉主任技術者が確認する記録</p> <table border="1" data-bbox="1884 289 2534 1547"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 検査報告書 (1) 第 103 条に定める検査の報告書</td> </tr> <tr> <td>2. 運転記録 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材の純度</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料に係わる記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> </tr> <tr> <td>4. 運転日誌 (1) 運転責任者の氏名 (2) 運転員の氏名 (3) 交代の日時 (4) 交代時の引継事項 (5) 運転開始日時 (6) 臨界到達日時 (7) 運転切替日時 (8) 緊急しゃ断日時 (9) 運転停止日時</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 検査報告書 (1) 第 103 条に定める検査の報告書	2. 運転記録 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材の純度	3. 燃料に係わる記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	4. 運転日誌 (1) 運転責任者の氏名 (2) 運転員の氏名 (3) 交代の日時 (4) 交代時の引継事項 (5) 運転開始日時 (6) 臨界到達日時 (7) 運転切替日時 (8) 緊急しゃ断日時 (9) 運転停止日時	(変更なし)
記 録 項 目														
1. 検査報告書 (1) 第 103 条に定める検査の報告書														
2. 運転記録 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材の純度														
3. 燃料に係わる記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果														
4. 運転日誌 (1) 運転責任者の氏名 (2) 運転員の氏名 (3) 交代の日時 (4) 交代時の引継事項 (5) 運転開始日時 (6) 臨界到達日時 (7) 運転切替日時 (8) 緊急しゃ断日時 (9) 運転停止日時														
記 録 項 目														
1. 検査報告書 (1) 第 103 条に定める検査の報告書														
2. 運転記録 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材の純度														
3. 燃料に係わる記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果														
4. 運転日誌 (1) 運転責任者の氏名 (2) 運転員の氏名 (3) 交代の日時 (4) 交代時の引継事項 (5) 運転開始日時 (6) 臨界到達日時 (7) 運転切替日時 (8) 緊急しゃ断日時 (9) 運転停止日時														
		<table border="1" data-bbox="1210 1591 1860 1976"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の 1 週間の線量及び空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	5. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の 1 週間の線量及び空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	<table border="1" data-bbox="1884 1591 2534 1976"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の 1 週間の線量及び空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	5. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の 1 週間の線量及び空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名							
記 録 項 目														
5. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の 1 週間の線量及び空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名														
記 録 項 目														
5. 放射線管理に係わる記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線の 1 週間の線量及び空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名														

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)																								
<p>研開炉規則 第六十二条 (記録) 記録) 第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="192 510 647 1507"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 発電用原子炉施設の保守管理記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 第七十五条の規定による巡視又は点検の状況(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、<u>第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。)並びにその担当者の氏名</u></td> <td>毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、<u>第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</u></td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 発電用原子炉施設の 保守管理記録			(省略)			ハ 第七十五条の規定による巡視又は点検の状況(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、<u>第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。)並びにその担当者の氏名</u>	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、<u>第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</u>	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間	<p>研開炉規則 第六十二条 (記録) (記録) 第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="727 510 1181 1157"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 発電用原子炉施設の施設管理(第七十六条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[削る。]</td> <td>[削る。]</td> <td>[削る。]</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 発電用原子炉施設の 施設管理(第七十六条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。) に係る記録			(省略)			[削る。]	[削る。]	[削る。]	<p>6. 放射性廃棄物に係わる記録</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 <p>7. 巡視及び点検の結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉施設の巡視及びその点検の状況並びにその担当者の氏名 <p>8. 保守作業の結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 <p>9. 事故報告書</p> <ol style="list-style-type: none"> 事故の発生及び復旧の日時 事故の状況及び事故に際して採った措置 事故の原因 事故後の措置 <p>10. 保安教育の実施計画</p> <p>11. 保安教育の実施報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名 <p>12. 管理区域及び保全区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理区域図 管理区域の設定、解除の状況 保全区域図 保全区域の設定、解除の状況 <p>13. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</p>	<p>6. 放射性廃棄物に係わる記録</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 <p>7. 保全の結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 原子炉施設の巡視及びその点検の状況並びにその担当者の氏名 <p>8. 事故報告書</p> <ol style="list-style-type: none"> 事故の発生及び復旧の日時 事故の状況及び事故に際して採った措置 事故の原因 事故後の措置 <p>9. 保安教育の実施計画</p> <p>10. 保安教育の実施報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名 <p>11. 管理区域及び保全区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理区域図 管理区域の設定、解除の状況 保全区域図 保全区域の設定、解除の状況 <p>12. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (研究開発段階炉規則第62条の記録項目から削除されたことにより削除し、巡視は、施設管理に統合する。また、「103条 7. 保全の実施」と記載と合わせる)</p> <p>記載の適正化</p>
記録事項	記録すべき場合	保存期間																										
一 発電用原子炉施設の 保守管理記録																												
(省略)																												
ハ 第七十五条の規定による巡視又は点検の状況(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、<u>第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。)並びにその担当者の氏名</u>	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、<u>第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</u>	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間																										
記録事項	記録すべき場合	保存期間																										
一 発電用原子炉施設の 施設管理(第七十六条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。) に係る記録																												
(省略)																												
[削る。]	[削る。]	[削る。]																										
		第11条 (削除)	(変更なし)	(変更なし)																								
		第12条 (削除)	(変更なし)	(変更なし)																								

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)																		
	<p>※法令改正による対応ではない 現状に即した記載(モードスイッチや燃料交換設備等の点検に際して、低温停止状態でモードスイッチを「燃料交換」にすることがあることから追記)</p>	<p>第4章 廃止措置管理 第1節 通則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第13条 本章における原子炉の状態の定義は、別表13のとおりとする。</p> <p>2 第2節における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う検査</p> <p>(3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*1に要求される措置</p> <p>3 本章において、主要な用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「炉心構成要素」とは、燃料、制御棒集合体、中性子しゃへい体、中性子源集合体及び固定吸収体をいう。</p> <p>(2) 「炉心構成要素等」とは、炉心構成要素及び模擬炉心構成要素をいう。</p> <p>(3) 「炉心構成要素等取替作業」とは、模擬炉心構成要素、中性子しゃへい体又は固定吸収体を炉外燃料貯蔵槽から取り出し原子炉へ装荷する作業又は炉心構成要素等を原子炉から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業をいう。</p> <p>(4) 「燃料処理・貯蔵作業」とは、炉心構成要素等を炉外燃料貯蔵槽から取り出し燃料洗浄設備でナトリウムを洗浄・除去した上で燃料池に貯蔵する作業、燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を新燃料貯蔵室から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業又は炉外燃料貯蔵槽若しくは燃料池内での炉心構成要素等の配置替えを行う作業をいう。</p> <p>(5) 「速やかに」とは、可能な限り短時間で要求される措置を実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、要求される措置を組織的に*2実施する準備が整い次第という意味である。ただし、複数の「速やかに」実施することを要求される措置がある場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(6) 「燃料」とは、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。</p> <p>*1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、関係課長、当直長が第61条及び第62条の規定に基づき判断した場合はいう。</p> <p>*2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>別表13 原子炉の状態の定義</p> <table border="1" data-bbox="1222 1724 1857 1976"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>原子炉モードスイッチの位置</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温停止</td> <td>「停止」又は「メンテナンス」</td> <td>1次冷却材温度が180℃以上250℃以下</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>「燃料交換」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	原子炉モードスイッチの位置	状態	低温停止	「停止」又は「メンテナンス」	1次冷却材温度が180℃以上250℃以下	燃料交換	「燃料交換」		<p>第4章 廃止措置管理 第1節 通則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第13条 本章における原子炉の状態の定義は、別表13のとおりとする。</p> <p>2 第2節における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準</p> <p>(2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う検査</p> <p>(3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*1に要求される措置</p> <p>3 本章において、主要な用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「炉心構成要素」とは、燃料、制御棒集合体、中性子しゃへい体、中性子源集合体及び固定吸収体をいう。</p> <p>(2) 「炉心構成要素等」とは、炉心構成要素及び模擬炉心構成要素をいう。</p> <p>(3) 「炉心構成要素等取替作業」とは、模擬炉心構成要素、中性子しゃへい体又は固定吸収体を炉外燃料貯蔵槽から取り出し原子炉へ装荷する作業又は炉心構成要素等を原子炉から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業をいう。</p> <p>(4) 「燃料処理・貯蔵作業」とは、炉心構成要素等を炉外燃料貯蔵槽から取り出し燃料洗浄設備でナトリウムを洗浄・除去した上で燃料池に貯蔵する作業、燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を新燃料貯蔵室から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業又は炉外燃料貯蔵槽若しくは燃料池内での炉心構成要素等の配置替えを行う作業をいう。</p> <p>(5) 「速やかに」とは、可能な限り短時間で要求される措置を実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、要求される措置を組織的に*2実施する準備が整い次第という意味である。ただし、複数の「速やかに」実施することを要求される措置がある場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(6) 「燃料」とは、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。</p> <p>*1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、関係課長、当直長が第61条及び第62条の規定に基づき判断した場合はいう。</p> <p>*2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>別表13 原子炉の状態の定義</p> <table border="1" data-bbox="1890 1724 2525 1976"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>原子炉モードスイッチの位置</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温停止</td> <td>「燃料交換」、「停止」又は「メンテナンス」</td> <td>1次冷却材温度が180℃以上250℃以下</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>「燃料交換」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	原子炉モードスイッチの位置	状態	低温停止	「燃料交換」、「停止」又は「メンテナンス」	1次冷却材温度が180℃以上250℃以下	燃料交換	「燃料交換」		<p>記載の適正化 (燃料交換設備等の点検に際して、低温停止状態でモードスイッチを「燃料交換」にすることがあるため追記する)</p>
原子炉の状態	原子炉モードスイッチの位置	状態																				
低温停止	「停止」又は「メンテナンス」	1次冷却材温度が180℃以上250℃以下																				
燃料交換	「燃料交換」																					
原子炉の状態	原子炉モードスイッチの位置	状態																				
低温停止	「燃料交換」、「停止」又は「メンテナンス」	1次冷却材温度が180℃以上250℃以下																				
燃料交換	「燃料交換」																					

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改 正 前(第31次:令和元年12月23日)		改 正 後		備考(記載の考え方)	
				炉心構成要素等取替作業を行うために、原子炉モードスイッチを「燃料交換」にした状態		炉心構成要素等取替作業を行うために、原子炉モードスイッチを「燃料交換」にした状態	
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>8 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置(研開炉規則第87条第3項第7号)</p> <p>○もんじゅを恒久的に運転停止するために講ずべき措置について定められていること。具体的には</p> <p>I 炉心に核燃料物質を装荷しないこと。</p> <p>II 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを運転及び起動に切り替えできないこと。等が明確になっていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>7 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置(研開炉規則第87条第3項第7号)</p> <p>○もんじゅを恒久的に運転停止するために講ずべき措置について定められていること。具体的には</p> <p>I 炉心に核燃料物質を装荷しないこと。</p> <p>II 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを運転及び起動に切り替えできないこと。等が明確になっていること。</p>	<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)</p> <p>第14条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置として、当直長は、毎日1回、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 「原子炉のモードスイッチを「運転」又は「起動」に切り替えできない状態」が継続していること</p> <p>(2) 「制御棒と制御棒駆動軸が切り離されている状態」が継続していること</p>		<p>(変更なし)</p>		<p>(変更なし)</p>	
		<p>(原子炉施設の運転員の確保)</p> <p>第15条 施設管理課長は、原子炉施設の運転員を確保する。なお、原子炉施設の運転員とは、別表116-1で定める保安教育のうち、原子炉施設の廃止措置に必要な教育を受けた者をいう。</p> <p>2 施設管理課長は、原子炉施設の廃止措置に当たって、前項で定める者の中から、1直当たり別表15-1に定める人数の者をそろえ、4直以上を編成する。また、別表15-1に定める人数のうち1名は当直長とする。</p> <p>3 当直長は、次号のいずれかの経験を有すると認められる者で、もんじゅで行う運転責任者の認定試験に合格した者の中から理事長が選任した者とする。</p> <p>(1) 原子炉施設の建設、運転、保守、廃止措置等の業務の経験年数が3年以上の者でかつそのうち2年以上のもんじゅの運転若しくは廃止措置経験を有する者、又はこれと同等以上の経験を有すると認められる者</p> <p>4 当直長は、第2項で定める者のうち、別表15-2に定める人数の者を常時中央制御室に確保する。</p>		<p>(変更なし)</p>		<p>(変更なし)</p>	
	<p>【2019/3/25 NRA面談資料(資料5-5:電事連の資料)】</p> <p>保安のための業務を体系的に記述するために、運転管理業務全般を網羅するような条文を追加(資料13条の2)</p> <p>【12/17原電殿に聞いた内容】</p> <p>上記の条文を追加した理由は、規制側から運転管理にて実施している中央制御室等における現場監視及び保守管理から運転管理へのリリース管理についての記載が保安規定にないことから、追記するよう指摘があったため。</p>	<p>[条を加える]</p>		<p>(施設運用管理業務)</p> <p>第15条の2 当直長は、廃止措置の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、施設運用管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉施設の施設運用管理に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 施設運用操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>b. 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>c. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 当直長は、中央制御室における監視、第16条の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、設備故障があれば関係課長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、関係課長の依頼に基づき、第1号a.による施設運用操作</p>		<p>条文の追加</p> <p>(運転管理(廃止措置管理)の設備運用に関する基本的な業務(巡視・監視・操作・設備不具合時の対応等)の明確化)</p>	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)												
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 <u>十三 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。</u></p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 <u>14 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置(研開炉規則第87条第3項第13号)</u></p> <p><u>○日常の保安活動の評価を踏まえ、もんじゅの巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)について定められていること。</u></p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 (削る)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 (削る)</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第16条 当直長は、毎日1回以上原子炉施設(アニュラス内、窒素ガス供給設備の窒素ガス注入区画内及び第83条第1項で定める区域を除く。)を巡視し、別表16に定める維持すべき原子炉施設*1について点検を行う。</p> <p>2 当直長は、1ヶ月に1回以上、原子炉施設のうち、窒素ガス供給設備の窒素ガス注入区画内及び第83条第1項で定める区域(アニュラス内、第26条及び第56条で定める区域は除く。)を巡視し、点検を行う。</p> <p>*1:廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。以下同じ。</p>	<p>を実施する。また、関係課長は、当直長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第16条 当直長は、毎日1回以上原子炉施設(アニュラス内、窒素ガス供給設備の窒素ガス注入区画内及び第83条第1項で定める区域を除く。)を巡視し、別表16に定める維持すべき原子炉施設*1について点検を行う。<u>実施においては、第103条の5第3項に定める観点を含めて行う。</u></p> <p>2 当直長は、1ヶ月に1回以上、原子炉施設のうち、窒素ガス供給設備の窒素ガス注入区画内及び第83条第1項で定める区域(アニュラス内、第26条及び第56条で定める区域は除く。)を巡視し、点検を行う。<u>実施においては、第103条の5第3項に定める観点を含めて行う。</u></p> <p>*1:廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。以下同じ。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理との関連を追記)</p>												
		<p>別表16 巡視点検する性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="1219 842 1860 1686"> <thead> <tr> <th>原子炉施設</th> <th>主な点検設備</th> <th>主な点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>1次冷却設備 2次冷却設備 補助冷却設備 1次及び2次ナトリウム補助設備</td> <td>・各監視計器の指示値が正常であること。 ・ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。 ・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱及び貯蔵設備</td> <td>炉外燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備</td> <td>・各監視計器の指示値が正常であること。 ・ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。 ・水中燃料貯蔵設備に貯蔵した炉心構成要素等に異常がないこと。 ・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。</td> </tr> <tr> <td>電源、給排水及び排気施設</td> <td>ディーゼル発電機及び所内電源設備 液体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備 換気空調設備</td> <td>・各監視計器の指示値が正常であること。 ・放射性物質の漏えいがないこと。 ・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉施設	主な点検設備	主な点検項目	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備 2次冷却設備 補助冷却設備 1次及び2次ナトリウム補助設備	・各監視計器の指示値が正常であること。 ・ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。 ・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。	燃料取扱及び貯蔵設備	炉外燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備	・各監視計器の指示値が正常であること。 ・ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。 ・水中燃料貯蔵設備に貯蔵した炉心構成要素等に異常がないこと。 ・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。	電源、給排水及び排気施設	ディーゼル発電機及び所内電源設備 液体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備 換気空調設備	・各監視計器の指示値が正常であること。 ・放射性物質の漏えいがないこと。 ・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
原子炉施設	主な点検設備	主な点検項目														
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備 2次冷却設備 補助冷却設備 1次及び2次ナトリウム補助設備	・各監視計器の指示値が正常であること。 ・ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。 ・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。														
燃料取扱及び貯蔵設備	炉外燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備	・各監視計器の指示値が正常であること。 ・ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。 ・水中燃料貯蔵設備に貯蔵した炉心構成要素等に異常がないこと。 ・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。														
電源、給排水及び排気施設	ディーゼル発電機及び所内電源設備 液体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備 換気空調設備	・各監視計器の指示値が正常であること。 ・放射性物質の漏えいがないこと。 ・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。														
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 <u>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</u></p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 <u>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</u></p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 <u>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</u></p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 <u>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</u></p>	<p>(手順の作成)</p> <p>第17条 施設管理課長は、次の各号に掲げる当直長が実施する原子炉施設の廃止措置管理に関する手順書を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 巡視点検手順書 異常時運転手順書 故障時運転手順書 警報処置手順書 設備別運転手順書 	<p>(手順の作成)</p> <p>第17条 施設管理課長は、次の各号に掲げる当直長が実施する原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 巡視点検手順書 異常時運転手順書 故障時運転手順書 警報処置手順書 設備別運転手順書 	<p>記載の適正化 (第15条の2の表現に統一)</p>												

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
<p>② 緊急事態が発生した場合における運転操作に関する規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>② 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(6) 定期試験手順書 (7) 定例試験手順書 2 施設管理課長は、前項で定める原子炉施設の廃止措置管理に関する手順書を制定・改定・廃止する場合、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>(6) 定期試験手順書 (7) 定例試験手順書 2 施設管理課長は、前項で定める原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を制定・改定・廃止する場合、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>記載の適正化 (第15条の2の表現に統一)</p>
		<p>(引継) 第18条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐに当たり、所定の鍵、運転日誌及び運転記録を引き渡し、運転状況を申し送る。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
		<p>第19条 (削除) 第20条 (削除) 第21条 (削除) 第22条 (削除) 第23条 (削除)</p>	<p>(変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 <u>十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</u>。 <u>十八 内部漏水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</u>。 <u>十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</u>。 <u>二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</u>。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 <u>(十七、十八、十九、二十を削り、新十六に置き換え)</u> <u>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</u></p>	<p>(地震・火災等発生時の対応) 第24条 当直長は、地震・火災発生時は次の措置を講じ、施設管理課長に報告する。 (1) もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火及び延焼の防止に努める。 2 施設管理課長は、前項の報告を受けた場合、所長、原子炉主任技術者及び廃止措置部長に報告する。 3 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) 施設保安課長は、もんじゅから消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1とともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 (2) 所長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 施設保安課長は、初期消火活動を行うため、別表24に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 (4) 施設保安課長は、原子炉施設における可燃性の持込物の管理方法を定める。 (5) 当直長は、第16条に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。 (6) 安全管理課長、施設保安課長、管理課長及び当直長は、もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認する。当直長は、その結果を施設管理課長に報告する。施設管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び管理課長は、その結果を所長、原子炉主任技術者及び各部長に報告する。 (7) 施設保安課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応) 第24条 当直長は、地震・火災発生時は次の措置を講じ、施設管理課長に報告する。 (1) もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火及び延焼の防止に努める。 2 施設管理課長は、前項の報告を受けた場合、所長、原子炉主任技術者及び廃止措置部長に報告する。 3 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) 施設保安課長は、もんじゅから消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1とともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 (2) 所長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 施設保安課長は、初期消火活動を行うため、別表24に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 (4) 施設保安課長は、原子炉施設における可燃性の持込物の管理方法を定める。 (5) 当直長は、第16条に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。 (6) 安全管理課長、施設保安課長、管理課長及び当直長は、もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認する。当直長は、その結果を施設管理課長に報告する。施設管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び管理課長は、その結果を所長、原子炉主任技術者及び各部長に報告する。 (7) 施設保安課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上</p>	
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 <u>18 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備(研開炉規則第87条第3項第17号)*</u> <u>※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。</u> <u>○ 火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動(消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。)を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u> <u>I 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u> <u>II 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。</u> <u>III 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な</u></p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 <u>(18、19、20、21を削り、新16に置き換え)</u> <u>16 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置(研開炉規則第87条第3項第16号)*</u> <u>※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。</u> <u>○ 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u> <u>① 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u> <u>I 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</u></p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
<p><u>要員を配置すること。</u></p> <p><u>IV 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u></p> <p><u>V 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>VI 持込物(可燃物)の管理に関すること。</u></p> <p><u>VII その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>VIII 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>19 内部漏水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備(研開炉規則第87条第3項第18号)※</u></p> <p>※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。</p> <p><u>○ 発電用原子炉施設内において漏水が発生した場合(以下「内部漏水発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>I 内部漏水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>II 内部漏水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>III 内部漏水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u></p> <p><u>IV 内部漏水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>V IからIVまでに掲げるもののほか、内部漏水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>VI IからVまでの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>20 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備(研開炉規則第87条第3項第19号)※</u></p> <p>※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。</p> <p><u>① 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>I 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>II 重大事故等発生時における発電用原子炉</u></p>	<p><u>i 火災</u></p> <p><u>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</u></p> <p><u>ii 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)</u></p> <p><u>a 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</u></p> <p><u>a 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>b 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>c 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>II 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</u></p> <p><u>特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</u></p> <p><u>III 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>IV その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p>	<p>以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>4 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、施設管理課長に連絡する。</p> <p>5 施設管理課長は、前項の連絡を受けた場合、所長、原子炉主任技術者及び各部長と協議し、必要な措置を講ずる。</p> <p>*1: 専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>4 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、施設管理課長に連絡する。</p> <p>5 施設管理課長は、前項の連絡を受けた場合、所長、原子炉主任技術者及び各部長と協議し、必要な措置を講ずる。</p> <p>*1: 専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>記載の適正化</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
<p><u>施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)を配置すること。</u></p> <p><u>III 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>IV 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>V 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p><u>i 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>ii 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>iii 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>iv 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>VI IからVまでに掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>VII IからVまでの措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>② 重大事故等発生時に講ずる措置が、認可された廃止措置計画(その認可の申請書に添付した書類を含む。)の内容に即して定められていること。</u></p> <p><u>21 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備(研開炉規則第87条第3項第20号)※</u></p> <p>※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。</p> <p><u>① 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、次に掲げることが定められていること。</u></p> <p><u>I 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>II 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>III 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>IV 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその</u></p>				

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
<p><u>他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>V 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>i 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>ii 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び使用済燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>iii 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>VI IからVまでに掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>VII IからVまでの措置について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>② 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置が、認可された廃止措置計画(その認可の申請書に添付した書類を含む。)の内容に即して定められていること。</u></p>				
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第24条の2 施設保安課長は、原子炉施設内において溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)が発生した場合又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損傷(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合(以下、これらを総称して「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制を整備するとともに、次の各号に掲げる事項を含む計画を「災害対策管理要領」の下に策定し、安全・品質保証部長の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年一回以上の定期的な教育及び訓練</p> <p>(4) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備及び定期的な点検</p> <p>2 関係課長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制整備として必要な以下の対応に係る手順を定める。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における漏えい量の抑制対策</p> <p>① 屋外タンクの隔離対応</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動</p> <p>① 大型航空機衝突による航空機燃料火災の対応</p> <p>② 大規模な自然災害による1次系ナトリウム火災の対応</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>変更なし</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)																															
		(3) 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び使用済燃料の損傷を緩和するための対策 ① 燃料池への給水による水位確保の対応 (4) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策 ① 放射性物質の拡散抑制の対応 (5) 電源機能喪失時の対策 ① 電源機能喪失時の電源車による電源供給の対応 3 関係課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。 4 関係課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、施設保安課長に必要な措置を講じた結果を報告する。施設保安課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。																																	
		第2節 施設運用上の基準 (ナトリウム純度管理) 第25条 当直長は、1次、2次冷却材及び炉外燃料貯蔵槽冷却材のナトリウムの純度が別表25-1の管理目標値に保たれていることを別表25-2の頻度で確認する。 2 ナトリウム純度が直接確認できない場合、アルゴンガス純度をもって前項を確認する。 3 当直長は、別表25-1の管理目標値を満足しない場合、管理目標値内に回復するよう努めるとともに、その旨を施設管理課長に報告する。	第2節 施設運用上の基準 (変更なし)	(変更なし)																															
		別表25-1 ナトリウム純度の管理目標値 <table border="1" data-bbox="1210 1276 1855 1465"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理目標値(酸素)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材ナトリウム純度</td> <td>10 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>2次冷却材ナトリウム純度*1</td> <td>10 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>炉外燃料貯蔵槽冷却材ナトリウム純度</td> <td>10 ppm以下</td> </tr> </tbody> </table> *1:ナトリウムをドレンした場合は除く	項目	管理目標値(酸素)	1次冷却材ナトリウム純度	10 ppm以下	2次冷却材ナトリウム純度*1	10 ppm以下	炉外燃料貯蔵槽冷却材ナトリウム純度	10 ppm以下	(変更なし)	(変更なし)																							
項目	管理目標値(酸素)																																		
1次冷却材ナトリウム純度	10 ppm以下																																		
2次冷却材ナトリウム純度*1	10 ppm以下																																		
炉外燃料貯蔵槽冷却材ナトリウム純度	10 ppm以下																																		
		別表25-2 確認の頻度 <table border="1" data-bbox="1210 1566 1855 1797"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象</th> <th colspan="2">1次冷却材</th> <th colspan="2">2次冷却材</th> <th colspan="3">炉外燃料貯蔵槽冷却材</th> </tr> <tr> <th>燃料交換</th> <th>低温停止</th> <th>燃料交換</th> <th>低温停止</th> <th rowspan="2">燃料交換</th> <th colspan="2">低温停止</th> </tr> <tr> <th>原子炉の状態</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <th>燃処理*2</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定頻度</td> <td>1回/日</td> <td>1回/月</td> <td colspan="2">1回/月</td> <td colspan="2">1回/日</td> <td>1回/月</td> </tr> </tbody> </table> *2:燃料処理・貯蔵作業期間中で、燃料池内で燃料の配置替えのみを行う場合は除く。	対象	1次冷却材		2次冷却材		炉外燃料貯蔵槽冷却材			燃料交換	低温停止	燃料交換	低温停止	燃料交換	低温停止		原子炉の状態						燃処理*2	左記以外	測定頻度	1回/日	1回/月	1回/月		1回/日		1回/月	(変更なし)	(変更なし)
対象	1次冷却材			2次冷却材		炉外燃料貯蔵槽冷却材																													
	燃料交換	低温停止	燃料交換	低温停止	燃料交換	低温停止																													
原子炉の状態							燃処理*2	左記以外																											
測定頻度	1回/日	1回/月	1回/月		1回/日		1回/月																												
		(炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度) 第26条 炉外燃料貯蔵槽室、炉外燃料貯蔵槽冷却室等の部屋(別表26-1で定める放射性のナトリウムを保有する系統、機器を収納する	(炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度) 第26条 炉外燃料貯蔵槽室、炉外燃料貯蔵槽冷却室等の部屋(別表26-1で定める放射性のナトリウムを保有する系統、機器を収納する																																

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)									
		部屋)の酸素濃度(以下「各部屋の酸素濃度」という。)は、別表26-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 各部屋の酸素濃度が前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、各部屋の酸素濃度を確認する。 3 当直長は、各部屋の酸素濃度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表26-2の措置を講ずる。	部屋)の酸素濃度(以下「各部屋の酸素濃度」という。)は、別表26-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 各部屋の酸素濃度が前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、各部屋の酸素濃度を確認する。 3 当直長は、各部屋の酸素濃度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表26-2の措置を講ずる。	記載の適正化									
		別表26-1 炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度の施設運用上の基準 <table border="1" data-bbox="1210 520 1860 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉外燃料貯蔵槽室、EVST1次オーバーフロータンク室、EVST1次ドレンタンク室、EVST1次汲上ポンプ室、EVST1次純化系室、EVST1次コールドトラップ室の酸素濃度</td> <td>3%以下*1</td> </tr> </tbody> </table> *1:ナトリウムがドレン又は固化されている場合は、施設運用上の基準を適用しない。	項目	施設運用上の基準	炉外燃料貯蔵槽室、EVST1次オーバーフロータンク室、EVST1次ドレンタンク室、EVST1次汲上ポンプ室、EVST1次純化系室、EVST1次コールドトラップ室の酸素濃度	3%以下*1	(変更なし)	(変更なし)					
項目	施設運用上の基準												
炉外燃料貯蔵槽室、EVST1次オーバーフロータンク室、EVST1次ドレンタンク室、EVST1次汲上ポンプ室、EVST1次純化系室、EVST1次コールドトラップ室の酸素濃度	3%以下*1												
		別表26-2 炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 <table border="1" data-bbox="1210 953 1860 1430"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 各部屋の酸素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A.1 各部屋の酸素濃度を施設運用上の基準を満足するよう復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送する操作を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 各部屋の酸素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A.1 各部屋の酸素濃度を施設運用上の基準を満足するよう復旧する。	速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送する操作を開始する。	速やかに	(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間											
A. 各部屋の酸素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A.1 各部屋の酸素濃度を施設運用上の基準を満足するよう復旧する。	速やかに											
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送する操作を開始する。	速やかに											
		(警報装置) 第27条 警報装置から発せられる警報について、別表27に定める警報の機能が維持されていることを施設運用上の基準*1*2とする。 2 当直長は、1日に1回、別表27に定める警報が発報することを確認する。 3 当直長は、警報の機能が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、速やかに次の各号の措置を実施する。 (1) 機能が維持されていない警報について、関連計器の指示値や現場確認をもって代替監視する。 (2) 関係課長に連絡し、維持されていない警報に関する作業を中止(ただし、作業を中止することにより、安全が確保できない場合を除く。)させ、警報の機能を回復させる。 *1:点検作業により、警報の機能が維持できない場合、第3項第1号の措置を実施することで施設運用上の基準を満足しているとみなす。 *2:警報表示灯が点灯しない場合は、警報表示灯の交換を行い警報表	(警報装置) 第27条 警報装置から発せられる警報について、別表27に定める警報の機能が維持されていることを施設運用上の基準*1*2とする。 2 当直長は、1日に1回、別表27に定める警報が発報することを確認する。 3 当直長は、警報の機能が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、速やかに次の各号の措置を実施する。 (1) 機能が維持されていない警報について、関連計器の指示値や現場確認をもって代替監視する。 (2) 関係課長に連絡し、維持されていない警報に関する作業を中止(ただし、作業を中止することにより、安全が確保できない場合を除く。)させ、警報の機能を回復させる。 *1:点検作業等により、警報の機能が維持できない場合、第3項第1号の措置を実施することで施設運用上の基準を満足しているとみなす。 *2:警報表示灯が点灯しない場合は、警報表示灯の交換を行い警報表	記載の適正化(点検以外に補修や取替作業も含まれるため)									

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)				
		<p>示灯が点灯することを確認する。警報表示灯を交換し、警報表示灯が点灯することを確認するまでの期間は施設運用上の基準を満足しているとみなす。</p>	<p>示灯が点灯することを確認する。警報表示灯を交換し、警報表示灯が点灯することを確認するまでの期間は施設運用上の基準を満足しているとみなす。</p>					
		<p style="text-align: center;">別表27 対象警報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">関連警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉容器ナトリウム液位低又は高 ナトリウム漏えい*¹ 排気筒放射能高 エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高 機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位*² 燃料池水温高又は炉外燃料貯蔵槽液温高 燃料池水位低又は炉外燃料貯蔵槽液位低 燃取系燃料処理移送系統異常又は燃取系計算機異常</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 第34条で適用される警報を対象とする。 *2: 放射性液体廃棄物の漏えいに関する警報(サンプピットの漏えい、床漏えい、液位異常)を対象とする。</p>	関連警報	原子炉容器ナトリウム液位低又は高 ナトリウム漏えい* ¹ 排気筒放射能高 エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高 機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位* ² 燃料池水温高又は炉外燃料貯蔵槽液温高 燃料池水位低又は炉外燃料貯蔵槽液位低 燃取系燃料処理移送系統異常又は燃取系計算機異常	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>		
関連警報								
原子炉容器ナトリウム液位低又は高 ナトリウム漏えい* ¹ 排気筒放射能高 エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高 機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位* ² 燃料池水温高又は炉外燃料貯蔵槽液温高 燃料池水位低又は炉外燃料貯蔵槽液位低 燃取系燃料処理移送系統異常又は燃取系計算機異常								
		<p>第28条 (削除) 第29条 (削除) 第30条 (削除) 第31条 (削除) 第32条 (削除)</p>	<p>(変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>				
		<p>(計測及び制御設備) 第33条 次の計測及び制御設備は、別表33-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 (1) ディーゼル発電機起動計装 2 計測及び制御設備が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 関係課長及び当直長は、別表33-2に定める定期的な検査を実施する。関係課長は、その結果を所管部長に報告し、施設管理課長に通知する。 3 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表33-2の措置を講ずる。</p>	<p>(計測及び制御設備) 第33条 次の計測及び制御設備は、別表33-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 (1) ディーゼル発電機起動計装 2 計測及び制御設備が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 関係課長及び当直長は、別表33-2に定める定期的な検査を実施する。関係課長は、その結果を所管部長に報告し、施設管理課長に通知する。 3 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表33-2の措置を講ずる。</p>	<p>記載の適正化</p>				
		<p style="text-align: center;">別表33-1 計測及び制御設備の施設運用上の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測及び制御設備</td> <td>動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
項目	施設運用上の基準							
第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。							

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)								改正後								備考(記載の考え方)																																																
<p>【研開炉規則】</p> <p>41条 施設定期検査を受ける発電用原子炉施設</p> <p>42条 施設定期検査の申請</p> <p>43条 施設定期検査の実施</p> <p>44条 施設定期検査の実施時期</p> <p>45条 施設定期検査を要しない場合</p> <p>47条 施設定期検査実施要領書</p> <p>49条 施設定期検査終了証</p>	<p>【研開炉規則】</p> <p>41条 削除</p> <p>42条 削除</p> <p>43条 削除</p> <p>44条 削除</p> <p>45条 削除</p> <p>47条 削除</p> <p>49条 削除</p>	<p>別表33-2 ディーゼル発電機起動計装</p> <table border="1" data-bbox="1219 241 1860 928"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用される原子炉の状態</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・システム数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置</th> <th colspan="3">定期的な検査</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td>低温停止燃料交換</td> <td>1系統以上</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>施設定期検査時</td> <td>電気保全課長</td> </tr> </tbody> </table>								機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・システム数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止燃料交換	1系統以上	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長	<p>別表33-2 ディーゼル発電機起動計装</p> <table border="1" data-bbox="1887 241 2528 928"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用される原子炉の状態</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・システム数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置</th> <th colspan="3">定期的な検査</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td>低温停止燃料交換</td> <td>1系統以上</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>電気保全課長</td> </tr> </tbody> </table>								機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・システム数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止燃料交換	1系統以上	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	定期事業者検査時	電気保全課長	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研開炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>
機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・システム数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査																																																												
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																										
1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止燃料交換	1系統以上	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長																																																										
機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・システム数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査																																																												
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																										
1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止燃料交換	1系統以上	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	定期事業者検査時	電気保全課長																																																										
		<p>(ナトリウムの漏えい監視)</p> <p>第34条 ナトリウムの漏えい監視は別表34-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 ナトリウムの漏えい監視が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、別表34-1に示すナトリウム漏えい監視装置により、連続して、ナトリウムの漏えいがないことを確認する。</p> <p>3 当直長は、ナトリウムの漏えい監視が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表34-3-1、別表34-3-2又は別表34-3-3の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、別表34-3-1、別表34-3-2又は別表34-3-3の措置を講ずる。</p>								<p>(ナトリウムの漏えい監視)</p> <p>第34条 ナトリウムの漏えい監視は別表34-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 ナトリウムの漏えい監視が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、別表34-1に示すナトリウム漏えい監視装置により、連続して、ナトリウムの漏えいがないことを確認する。</p> <p>3 当直長は、ナトリウムの漏えい監視が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表34-3-1、別表34-3-2又は別表34-3-3の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、別表34-3-1、別表34-3-2又は別表34-3-3の措置を講ずる。</p>								<p>記載の適正化</p>																																																
		<p>別表34-1 ナトリウム漏えい監視の施設運用上の基準</p> <table border="1" data-bbox="1219 1501 1860 1732"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ナトリウム漏えい監視</td> <td>ナトリウム漏えいがないこと*1, *2, *3</td> </tr> <tr> <td>ナトリウムの漏えい監視装置 別表34-2-1, 34-2-2及び34-2-3に示すナトリウムの漏えい監視装置が動作可能であること*1, *4, *5, *6, *7, *8</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: ナトリウムが充填されていない又は固化されている部位は、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>*2: ナトリウムサンプリング装置サンプリング管接続部の漏えいの場合、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>*3: 漏えいがないこととは、ナトリウムの漏えい監視装置の漏えいを示す警報(以下、「警報」という。)が発報していない、又は警報が発報し、当直長があらかじめ定められた手順により明らかに誤警報と判断できる場合をいう。</p>								項目	施設運用上の基準	ナトリウム漏えい監視	ナトリウム漏えいがないこと*1, *2, *3	ナトリウムの漏えい監視装置 別表34-2-1, 34-2-2及び34-2-3に示すナトリウムの漏えい監視装置が動作可能であること*1, *4, *5, *6, *7, *8	<p>(変更なし)</p>								<p>(変更なし)</p>																																											
項目	施設運用上の基準																																																																	
ナトリウム漏えい監視	ナトリウム漏えいがないこと*1, *2, *3																																																																	
	ナトリウムの漏えい監視装置 別表34-2-1, 34-2-2及び34-2-3に示すナトリウムの漏えい監視装置が動作可能であること*1, *4, *5, *6, *7, *8																																																																	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)				
		<p>*4: ナトリウムの漏えい監視装置のいずれかが動作不能である場合、他のナトリウム漏えい監視装置により監視対象部位の漏えい監視が可能であれば、施設運用上の基準を満足しているとみなす。</p> <p>*5: ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器のフィルタ分析のための操作及び機器切替操作においては、当該検出器は施設運用上の基準を満足しているとみなす。</p> <p>*6: 予防保全を目的とした計画的な点検・保守を実施することにより施設運用上の基準を満足しなくなる場合は、第62条第4項に準拠する。ただし、*7及び*8に掲げる場合を除く。</p> <p>*7: 接触型ナトリウム漏えい検出器の絶縁抵抗測定を実施する場合、1時間に限り、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>*8: ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器のフィルタの清掃又は取替えを実施する場合、3.5時間に限り、施設運用上の基準を適用しない。</p>						
		<p>別表34-2-1 ナトリウムの漏えい監視装置 (1次冷却系設備、1次メンテナンス冷却系設備)</p> <table border="1" data-bbox="1210 886 1860 1241"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>ナトリウムの漏えい監視装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系設備 1次メンテナンス冷却系設備</td> <td>(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器(DPD) (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) ナトリウム漏えい検出用液面計 (4) タンク及び容器のナトリウム液面計 (5) 火災感知設備 (6) 雰囲気温度計</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	ナトリウムの漏えい監視装置	1次冷却系設備 1次メンテナンス冷却系設備	(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器(DPD) (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) ナトリウム漏えい検出用液面計 (4) タンク及び容器のナトリウム液面計 (5) 火災感知設備 (6) 雰囲気温度計	(変更なし)	(変更なし)
設 備	ナトリウムの漏えい監視装置							
1次冷却系設備 1次メンテナンス冷却系設備	(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器(DPD) (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) ナトリウム漏えい検出用液面計 (4) タンク及び容器のナトリウム液面計 (5) 火災感知設備 (6) 雰囲気温度計							
		<p>別表34-2-2 ナトリウムの漏えい監視装置 (2次冷却系設備、2次メンテナンス冷却設備)</p> <table border="1" data-bbox="1210 1379 1860 1640"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>ナトリウムの漏えい監視装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2次冷却系設備 2次メンテナンス冷却設備</td> <td>(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) 空気雰囲気セルモニタ (4) 雰囲気温度計 (5) 火災感知設備</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	ナトリウムの漏えい監視装置	2次冷却系設備 2次メンテナンス冷却設備	(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) 空気雰囲気セルモニタ (4) 雰囲気温度計 (5) 火災感知設備	(変更なし)	(変更なし)
設 備	ナトリウムの漏えい監視装置							
2次冷却系設備 2次メンテナンス冷却設備	(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) 空気雰囲気セルモニタ (4) 雰囲気温度計 (5) 火災感知設備							
		<p>別表34-2-3 ナトリウムの漏えい監視装置 (炉外燃料貯蔵設備)</p> <table border="1" data-bbox="1210 1764 1860 2013"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>ナトリウムの漏えい監視装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉外燃料貯蔵設備</td> <td>(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) 空気雰囲気セルモニタ (4) 火災感知設備 (5) タンク及び容器のナトリウム液面計</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	ナトリウムの漏えい監視装置	炉外燃料貯蔵設備	(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) 空気雰囲気セルモニタ (4) 火災感知設備 (5) タンク及び容器のナトリウム液面計	(変更なし)	変更なし
設 備	ナトリウムの漏えい監視装置							
炉外燃料貯蔵設備	(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) 空気雰囲気セルモニタ (4) 火災感知設備 (5) タンク及び容器のナトリウム液面計							

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)															
		<p>別表34-3-1 ナトリウムの漏えい監視の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 (1次冷却系設備、1次メンテナンス冷却系設備)</p> <table border="1" data-bbox="1210 363 1855 1484"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合</td> <td>A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合</td> <td>B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 B.2 及び 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td>24時間の範囲で速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合</td> <td>C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 C.2 及び 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td>24時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに	B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 B.2 及び 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間の範囲で速やかに	C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 C.2 及び 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間 速やかに	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに	(変更なし)	(変更なし)
条 件	要求される措置	完了時間																	
A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに																	
B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 B.2 及び 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間の範囲で速やかに																	
C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 C.2 及び 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の監視装置により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間 速やかに																	
D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに																	
		<p>別表34-3-2 ナトリウム漏えい監視の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 (2次冷却系設備、2次メンテナンス冷却系設備)</p> <table border="1" data-bbox="1210 1619 1855 1971"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合</td> <td>A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. ナトリウムの漏えい監視装</td> <td>B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。</td> <td>24時間の範囲内</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに	B. ナトリウムの漏えい監視装	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	24時間の範囲内	(変更なし)	(変更なし)						
条 件	要求される措置	完了時間																	
A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに																	
B. ナトリウムの漏えい監視装	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	24時間の範囲内																	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)												
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1219 207 1418 457">置の警報が発報した場合</td> <td data-bbox="1427 207 1754 457">B.2 及び 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td data-bbox="1762 207 1855 457">速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 464 1418 785">C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合</td> <td data-bbox="1427 464 1754 785">C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 C.2 及び 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td data-bbox="1762 464 1855 785">24時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 791 1418 968">D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="1427 791 1754 968">D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。</td> <td data-bbox="1762 791 1855 968">速やかに</td> </tr> </table> <p data-bbox="1261 989 1837 1052">*9: 人の立入りが困難な場所等については、ITV等による間接的な方法による監視で巡視に代えることができる。</p>	置の警報が発報した場合	B.2 及び 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	速やかに 速やかに	C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 C.2 及び 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間 速やかに	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに					
置の警報が発報した場合	B.2 及び 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	速やかに 速やかに														
C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 C.2 及び 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間 速やかに														
D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに														
		<p data-bbox="1219 1100 1855 1199">別表34-3-3 ナトリウム漏えい監視の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 (炉外燃料貯蔵設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1219 1220 1418 1289">条件</th> <th data-bbox="1427 1220 1754 1289">要求される措置</th> <th data-bbox="1762 1220 1855 1289">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1219 1295 1418 1394">A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合</td> <td data-bbox="1427 1295 1754 1394">A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。</td> <td data-bbox="1762 1295 1855 1394">速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 1400 1418 1799">B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合</td> <td data-bbox="1427 1400 1754 1799">B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 B.2 及び 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡視*10により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。</td> <td data-bbox="1762 1400 1855 1799">24時間の範囲内で速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 1806 1418 2009">C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合</td> <td data-bbox="1427 1806 1754 2009">C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 C.2 及び 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡</td> <td data-bbox="1762 1806 1855 2009">24時間 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに	B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 B.2 及び 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡視*10により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間の範囲内で速やかに 速やかに	C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 C.2 及び 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡	24時間 速やかに	(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間														
A. ナトリウム漏えいの発生を確認した場合	A.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに														
B. ナトリウムの漏えい監視装置の警報が発報した場合	B.1 施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 B.2 及び 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡視*10により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	24時間の範囲内で速やかに 速やかに														
C. ナトリウムの漏えい監視装置が動作不能である場合	C.1 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 C.2 及び 当直長は、別表34-2-3に掲げる他の監視装置又は巡	24時間 速やかに														

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)			改正後	備考(記載の考え方)
			視 ^{*10} により、ナトリウム漏れがないことを確認する。			
		D. 条件B又はCで要求される措置を完了時	D.1 当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに		
		*10: 人の立入りが困難な場所等については、ITV等による間接的な方法による監視で巡視に代えることができる。				
		第35条 (削除) 第36条 (削除) 第37条 (削除)			(変更なし) (変更なし) (変更なし)	(変更なし)
		(原子炉容器のナトリウム液位及び温度) 第38条 原子炉容器に燃料が貯蔵されている期間において、原子炉容器のナトリウム液位及び温度は、別表38-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 原子炉容器のナトリウム液位及び温度が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉容器のナトリウム液位及び温度を1日に1回確認する。 3 当直長は、原子炉容器のナトリウム液位及び温度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表38-2の措置を講ずるとともに、施設管理課長へ連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件B又は条件Dに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。			(原子炉容器のナトリウム液位及び温度) 第38条 原子炉容器に燃料が貯蔵されている期間において、原子炉容器のナトリウム液位及び温度は、別表38-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 原子炉容器のナトリウム液位及び温度が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉容器のナトリウム液位及び温度を1日に1回確認する。 3 当直長は、原子炉容器のナトリウム液位及び温度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表38-2の措置を講じるとともに、施設管理課長へ連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件B又は条件Dに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。	記載の適正化 記載の適正化
		別表38-1 原子炉容器のナトリウム液位及び温度の施設運用上の基準			(変更なし)	(変更なし)
		項目	適用されるべき原子炉の状態	施設運用上の基準		
		原子炉容器のナトリウム液位	低温停止	エマージェンシレベル (EsL) 以上 (NsL-4280mm)		
	燃料交換		通常液位 (NsL) -100mm以上			
		原子炉容器のナトリウム温度	低温停止 燃料交換	180℃以上 250℃以下		
		別表38-2 原子炉容器のナトリウム液位の施設運用上の基準を満足しない場合の措置			(変更なし)	(変更なし)
		条件	要求される措置			
		A. 原子炉の状態が低温停止において、原子炉容器のナトリウム液位が	A.1 当直長は、1次ナトリウムオーバーフロー系等の運転操作により、原子炉容器のナトリウム液位を EsL 以上である状態に復旧する措置を	速やかに		

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)			改正後	備考(記載の考え方)
		EsL未満となつた場合	開始する。 及び A.2 当直長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	24時間		
		B. 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉容器のナトリウム液位がNsL-100mm未満となった場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。 B.2 及び 当直長は、1次ナトリウムオーバーフロー系等の運転操作により、原子炉容器のナトリウム液位をNsL- B.3 100mm以上である状態に復旧する措置を開始する。 及び 当直長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。	速やかに 速やかに 24時間		
		C. 原子炉の状態が低温停止において、原子炉容器のナトリウム温度が180℃未満又は250℃を超えた場合	C.1 当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を180℃以上250℃以下である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		
		D. 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉容器のナトリウム温度が180℃未満又は250℃を超えた場合	D.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。 D.2 及び 当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を180℃以上250℃以下である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに		
		*1: 移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。				
		第39条 (削除) 第40条 (削除) 第41条 (削除) 第42条 (削除)			(変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし)	(変更なし)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)									
		(外部電源) 第43条 外部電源は別表43-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 外部電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源系1回線の電圧が確立していることを確認する。 3 当直長は、外部電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表43-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。	(変更なし)	(変更なし)									
		別表43-1 外部電源の施設運用上の基準 <table border="1" data-bbox="1210 705 1857 867"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源系1回線以上があること*1</td> </tr> </tbody> </table> *1:送電線事故の瞬停時は施設運用上の基準を適用しない。	項目	施設運用上の基準	外部電源	非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源系1回線以上があること*1	(変更なし)	(変更なし)					
項目	施設運用上の基準												
外部電源	非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源系1回線以上があること*1												
		別表43-2 外部電源の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 <table border="1" data-bbox="1210 947 1857 1528"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、動作不能となっている外部電源系の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 全ての外部電源が動作不能である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合</td> <td>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*2。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> *2:移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	条件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 当直長は、動作不能となっている外部電源系の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 全ての外部電源が動作不能である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*2。	速やかに	(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間											
A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 当直長は、動作不能となっている外部電源系の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに											
B. 全ての外部電源が動作不能である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*2。	速やかに											
		第44条 (削除)	(変更なし)	(変更なし)									
【研開炉規則】 41条 施設定期検査を受ける発電用原子炉施設 42条 施設定期検査の申請 43条 施設定期検査の実施 44条 施設定期検査の実施時期 45条 施設定期検査を要しない場合 47条 施設定期検査実施要領書 49条 施設定期検査終了証	【研開炉規則】 41条 削除 42条 削除 43条 削除 44条 削除 45条 削除 47条 削除 49条 削除	(非常用交流電源) 第45条 非常用交流電源は別表45-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 非常用交流電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気保全課長は、施設定期検査時に、ディーゼル発電機が電圧6900±345V及び周波数60±3Hzで運転可能であること確認し、その結果を施設管理課長に通知する。 (2) 施設管理課長は、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機を起動させ、	(非常用交流電源) 第45条 非常用交流電源は別表45-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 非常用交流電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気保全課長は、定期事業者検査時に、ディーゼル発電機が電圧6900±345V及び周波数60±3Hzで運転可能であること確認し、その結果を施設管理課長に通知する。 (2) 施設管理課長は、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機を起動させ、	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研開炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)									

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)									
		<p>無負荷運転時の電圧 6900±345V 及び周波数 60±3Hz であること、並びに引き続き非常用高圧母線に並列できることを確認する。</p> <p>(3) 施設管理課長は、1ヶ月に1回、燃料デイトンク貯油量(保有油量)が11.17kl以上であることを確認する*1。</p> <p>3 当直長は、非常用交流電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表45-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>*1:ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	<p>無負荷運転時の電圧 6900±345V 及び周波数 60±3Hz であること、並びに引き続き非常用高圧母線に並列できることを確認する。</p> <p>(3) 施設管理課長は、1ヶ月に1回、燃料デイトンク貯油量(保有油量)が11.17kl以上であることを確認する*1。</p> <p>3 当直長は、非常用交流電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表45-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>*1:ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、施設運用上の基準を適用しない。</p>										
		<p>別表45-1 非常用交流電源の施設運用上の基準</p> <table border="1" data-bbox="1288 741 1783 894"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源</td> <td>ディーゼル発電機が1基以上動作可能であること*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:予備潤滑運転(ターニング)を行う場合、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項目	施設運用上の基準	非常用交流電源	ディーゼル発電機が1基以上動作可能であること*1	(変更なし)	(変更なし)					
項目	施設運用上の基準												
非常用交流電源	ディーゼル発電機が1基以上動作可能であること*1												
		<p>別表45-2 非常用交流電源の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" data-bbox="1210 1077 1860 1808"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合</td> <td>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2:本条第2項第3号が満足していない場合を含む。 *3:移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。	速やかに	(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間											
A. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに											
B. 要求されるディーゼル発電機が動作不能*2である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。	速やかに											

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)									
		<p>(ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気)</p> <p>第46条 ディーゼル発電機毎の燃料油、潤滑油及び起動用空気は、別表46-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 施設管理課長は、1ヶ月に1回、第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機について施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 燃料貯蔵タンクの油量が215kl以上であることを確認する。</p> <p>(2) 潤滑油サンプタンクの油量が1.57kl以上であることを確認する。</p> <p>(3) 空気だめ圧力が2.16MPa以上であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表46-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の措置を講ずる。</p>	<p>(ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気)</p> <p>第46条 ディーゼル発電機毎の燃料油、潤滑油及び起動用空気は、別表46-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 施設管理課長は、1ヶ月に1回、第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機について施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 燃料貯蔵タンクの油量が215kl以上であることを確認する。</p> <p>(2) 潤滑油サンプタンクの油量が1.57kl以上であることを確認する。</p> <p>(3) 空気だめ圧力が2.16MPa以上であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表46-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の措置を講ずる。</p>	記載の適正化									
		<p>別表46-1 ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気の施設運用上の基準</p> <table border="1" data-bbox="1299 814 1774 995"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気</td> <td>第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機に対し必要量確保されていること*1*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 計画的に燃料貯蔵タンクを点検する場合、1日に1回代替手段により燃料油が供給可能な状態であることを条件に、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>*2: ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項目	施設運用上の基準	ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機に対し必要量確保されていること*1*2	(変更なし)	(変更なし)					
項目	施設運用上の基準												
ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機に対し必要量確保されていること*1*2												
		<p>別表46-2 ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" data-bbox="1219 1318 1860 2003"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力が施設運用上の基準を満足しない場合* 3</td> <td>A.1 施設管理課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力を施設運用上の基準を満足するよう復旧させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を</td> <td>B.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力が施設運用上の基準を満足しない場合* 3	A.1 施設管理課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力を施設運用上の基準を満足するよう復旧させる。	48時間	B. 条件Aで要求される措置を	B.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間											
A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力が施設運用上の基準を満足しない場合* 3	A.1 施設管理課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力を施設運用上の基準を満足するよう復旧させる。	48時間											
B. 条件Aで要求される措置を	B.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに											

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">完了時間 内に達成 できない 場合</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> <p>*3: 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力の施設運用上の基準は個別に適用される。</p>	完了時間 内に達成 できない 場合										
完了時間 内に達成 できない 場合													
		第47条 (削除)	(変更なし)	(変更なし)									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【研開炉規則】</p> <p>41条 施設定期検査を受ける発電用原子炉施設</p> <p>42条 施設定期検査の申請</p> <p>43条 施設定期検査の実施</p> <p>44条 施設定期検査の実施時期</p> <p>45条 施設定期検査を要しない場合</p> <p>47条 施設定期検査実施要領書</p> <p>49条 施設定期検査終了証</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【研開炉規則】</p> <p>41条 削除</p> <p>42条 削除</p> <p>43条 削除</p> <p>44条 削除</p> <p>45条 削除</p> <p>47条 削除</p> <p>49条 削除</p> </div>	<p>(非常用直流電源)</p> <p>第48条 非常用直流電源(蓄電池及び充電器)は、別表48-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保全課長は、施設定期検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(2) 施設管理課長は、1週間に1回、要求される非常用直流電源(蓄電池及び充電器)について、浮動充電時の蓄電池端子電圧が117.6V以上であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表48-2の措置を講ずるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(非常用直流電源)</p> <p>第48条 非常用直流電源(蓄電池及び充電器)は、別表48-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保全課長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(2) 施設管理課長は、1週間に1回、要求される非常用直流電源(蓄電池及び充電器)について、浮動充電時の蓄電池端子電圧が117.6V以上であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表48-2の措置を講ずるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p> <p>記載の適正化</p>									
		<p>別表48-1 非常用直流電源の施設運用上の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>1系統以上(蓄電池及び充電器^{※1})^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみなす(以下、本条において同じ)。</p> <p>*2: 第50条で要求される非常用直流母線に接続する系統(蓄電池及び充電器)をいう。</p>	項 目	施設運用上の基準	非常用直流電源	1系統以上(蓄電池及び充電器 ^{※1}) ^{※2} が動作可能であること	(変更なし)	(変更なし)					
項 目	施設運用上の基準												
非常用直流電源	1系統以上(蓄電池及び充電器 ^{※1}) ^{※2} が動作可能であること												
		<p>別表48-2 非常用直流電源の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 要求される非常用直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 要求される非常用直流電源の蓄</td> <td>B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 要求される非常用直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 要求される非常用直流電源の蓄	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃	速やかに	(変更なし)	(変更なし)
条 件	要求される措置	完了時間											
A. 要求される非常用直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに											
B. 要求される非常用直流電源の蓄	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃	速やかに											

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)						
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1210 205 1442 491">電池又は充電器が動作不能である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合</td> <td data-bbox="1442 205 1762 491">燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。</td> </tr> </table> <p>*3：移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	電池又は充電器が動作不能である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。						
電池又は充電器が動作不能である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。									
		第49条 (削除)	(変更なし)	(変更なし)						
		<p>(所内非常用母線)</p> <p>第50条 所内非常用母線は別表50-1に定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 所内非常用母線が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、要求される非常用高圧母線、非常用低圧母線、安全系直流母線及び安全系交流無停電電源母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3 当直長は、所内非常用母線が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表50-2の措置を講ずるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は、燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。</p>	<p>(所内非常用母線)</p> <p>第50条 所内非常用母線は別表50-1に定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 所内非常用母線が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、要求される非常用高圧母線、非常用低圧母線、安全系直流母線及び安全系交流無停電電源母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3 当直長は、所内非常用母線が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表50-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は、燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>						
		<p>別表50-1 所内非常用母線の施設運用上の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1210 1348 1442 1394">項目</th> <th data-bbox="1442 1348 1852 1394">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1210 1394 1442 1612">所内非常用母線</td> <td data-bbox="1442 1394 1852 1612"> 次の各母線が1系列以上受電していること*1 ① 非常用高圧母線 ② 非常用低圧母線 ③ 安全系直流母線 ④ 安全系交流無停電電源母線 </td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：外部電源が喪失した後、ディーゼル発電機等の電源が所要時間内に投入されるまでの間の停電は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項目	施設運用上の基準	所内非常用母線	次の各母線が1系列以上受電していること*1 ① 非常用高圧母線 ② 非常用低圧母線 ③ 安全系直流母線 ④ 安全系交流無停電電源母線	(変更なし)	(変更なし)		
項目	施設運用上の基準									
所内非常用母線	次の各母線が1系列以上受電していること*1 ① 非常用高圧母線 ② 非常用低圧母線 ③ 安全系直流母線 ④ 安全系交流無停電電源母線									
		<p>別表50-2 所内非常用母線の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1210 1864 1466 1927">条件</th> <th data-bbox="1466 1864 1780 1927">要求される措置</th> <th data-bbox="1780 1864 1852 1927">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間				(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間								

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)			改正後	備考(記載の考え方)
		A. 要求される次の各母線のうち1つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高压母線 (2) 非常用低压母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電電源母線	A.1 当直長は、当該母線を復旧する措置を開始する。	速やかに		
		B. 要求される次の各母線のうち1つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高压母線 (2) 非常用低压母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電電源母線 及び 炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*2。	速やかに		
		*2：移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。				
		第51条 (削除) 第52条 (削除) 第53条 (削除) 第54条 (削除) 第55条 (削除)	(変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし)	(変更なし)		
		(1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度) 第56条 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度(以下「各室の酸素濃度」とする。)は、別表56-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 各室の酸素濃度が、前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、各室の酸素濃度を確認する。 3 当直長は、各室の酸素濃度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表56-2の措置を講ずる。	(1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度) 第56条 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度(以下「各室の酸素濃度」とする。)は、別表56-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 各室の酸素濃度が、前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、各室の酸素濃度を確認する。 3 当直長は、各室の酸素濃度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表56-2の措置を講ずる。	記載の適正化		

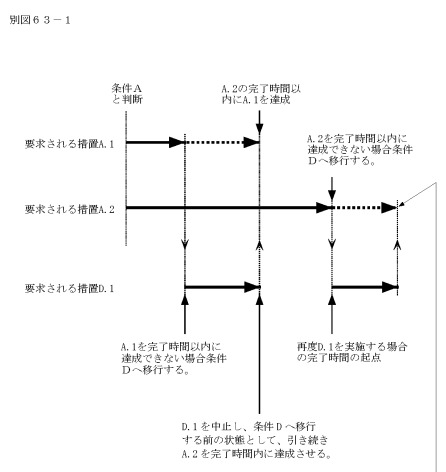
法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)									
		別表56-1 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度の施設運用上の基準 <table border="1" data-bbox="1291 310 1786 499"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度</td> <td>3%以下*1</td> </tr> </tbody> </table> *1: ナトリウムがドレン又は固化されている場合は、施設運用上の基準を適用しない。	項目	施設運用上の基準	1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度	3%以下*1	(変更なし)	(変更なし)					
項目	施設運用上の基準												
1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度	3%以下*1												
		別表56-2 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 <table border="1" data-bbox="1216 745 1863 1150"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 各室の酸素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A.1 各室の酸素濃度を施設運用上の基準を満足するよう復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送する操作を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 各室の酸素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A.1 各室の酸素濃度を施設運用上の基準を満足するよう復旧する。	速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送する操作を開始する。	速やかに	(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間											
A. 各室の酸素濃度が施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A.1 各室の酸素濃度を施設運用上の基準を満足するよう復旧する。	速やかに											
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送する操作を開始する。	速やかに											
		第57条 (削除) 第58条 (削除) 第59条 (削除)	(変更なし) (変更なし) (変更なし)	(変更なし)									
		(炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温) 第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。 3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。	(炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温) 第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。 3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。	記載の適正化 記載の適正化									

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)									
		<p>別表60-1 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位の施設運用上の基準</p> <table border="1" data-bbox="1282 310 1789 569"> <thead> <tr> <th>使用済燃料貯蔵設備</th> <th>液温</th> <th>液位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉外燃料貯蔵槽^{*1}</td> <td>300℃以下 (ナトリウム)</td> <td>通常液位(NsL) -250mm 以上</td> </tr> <tr> <td>燃料池^{*1} (水中燃料貯蔵設備)</td> <td>65℃以下 (水)</td> <td>通常液位(NwL) -400mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:燃料を貯蔵していない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	使用済燃料貯蔵設備	液温	液位	炉外燃料貯蔵槽 ^{*1}	300℃以下 (ナトリウム)	通常液位(NsL) -250mm 以上	燃料池 ^{*1} (水中燃料貯蔵設備)	65℃以下 (水)	通常液位(NwL) -400mm 以上	(変更なし)	(変更なし)
使用済燃料貯蔵設備	液温	液位											
炉外燃料貯蔵槽 ^{*1}	300℃以下 (ナトリウム)	通常液位(NsL) -250mm 以上											
燃料池 ^{*1} (水中燃料貯蔵設備)	65℃以下 (水)	通常液位(NwL) -400mm 以上											
		<p>別表60-2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位の施設運用上の基準を満足しない場合の措置</p> <table border="1" data-bbox="1210 779 1860 1619"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 炉外燃料貯蔵槽の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合</td> <td>A.1 当直長は、炉外燃料貯蔵槽の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び A.2 燃料環境課長は、炉外燃料貯蔵槽内での炉心構成要素等の移動を一時中止する* 2。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料池の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合</td> <td>B.1 当直長は、燃料池の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び B.2 燃料環境課長は、燃料池での炉心構成要素等の移動を一時中止する*2。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2:移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動するものを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 炉外燃料貯蔵槽の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合	A.1 当直長は、炉外燃料貯蔵槽の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び A.2 燃料環境課長は、炉外燃料貯蔵槽内での炉心構成要素等の移動を一時中止する* 2。	速やかに 速やかに	B. 燃料池の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合	B.1 当直長は、燃料池の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び B.2 燃料環境課長は、燃料池での炉心構成要素等の移動を一時中止する*2。	速やかに 速やかに	(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間											
A. 炉外燃料貯蔵槽の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合	A.1 当直長は、炉外燃料貯蔵槽の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び A.2 燃料環境課長は、炉外燃料貯蔵槽内での炉心構成要素等の移動を一時中止する* 2。	速やかに 速やかに											
B. 燃料池の液温又は液位の施設運用上の基準を満足しない場合	B.1 当直長は、燃料池の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。 及び B.2 燃料環境課長は、燃料池での炉心構成要素等の移動を一時中止する*2。	速やかに 速やかに											
法令改正に伴う変更ではない		<p>(施設運用上の基準の確認) 第61条 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を第2節各条の第2項で定める検査^{*1}で確認する*2。 2 第2節各条の第2項で定める検査頻度は、別表61に定める範囲内で延長することができる。なお、施設運用上の基準を第2節各条の第2項で定める検査頻度以上で確認することを妨げるものではない。また、別表61は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置に当該措置の実施頻度が定められているものにも</p>	<p>(施設運用上の基準の確認) 第61条 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を第2節各条の第2項で定める検査^{*1}で確認する*2。 2 第2節各条の第2項で定める検査頻度は、別表61に定める範囲内で延長することができる。なお、施設運用上の基準を第2節各条の第2項で定める検査頻度以上で確認することを妨げるものではない。また、別表61は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置に当該措置の実施頻度が定められているものにも</p>										

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)																										
		<p>適用することができる。</p> <p>3 関係課長、当直長は、第2節各条の第2項で定める頻度による検査が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の検査を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4 関係課長、当直長は、施設運用上の基準が適用される原子炉の状態になった時点から、保安規定で定める検査頻度(期間)以内に最初の施設運用上の基準を確認するための検査を実施する。ただし、保安規定に特別な定めがある場合を除く。なお、検査頻度(期間)より、適用される原子炉の状態の期間が短い場合は、当該検査を実施する必要はない。</p> <p>5 施設運用上の基準を確認するための検査を実施している期間は、当該施設運用上の基準を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6 第2節各条の第2項で定める検査が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足していれば、第2節各条の第2項で定める検査が実施されていない期間は、施設運用上の基準が満足していないと判断しない。ただし、第62条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>*1:第61条から64条を除く。以下、第61条から64条において同じ。</p> <p>*2:なお、施設管理課長が確認する検査は、当直長が検査を実施し、結果を施設管理課長に報告する。</p>	<p>適用することができる。</p> <p>3 関係課長、当直長は、第2節各条の第2項で定める頻度による検査が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の検査を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4 関係課長、当直長は、施設運用上の基準が適用される時点から、保安規定で定める検査頻度(期間)以内に最初の施設運用上の基準を確認するための検査を実施する。ただし、保安規定に特別な定めがある場合を除く。なお、検査頻度(期間)より、適用される期間が短い場合は、当該検査を実施する必要はない。</p> <p>5 施設運用上の基準を確認するための検査を実施している期間は、当該施設運用上の基準を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6 第2節各条の第2項で定める検査が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足していれば、第2節各条の第2項で定める検査が実施されていない期間は、施設運用上の基準が満足していないと判断しない。ただし、第62条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>*1:第61条から64条を除く。以下、第61条から64条において同じ。</p> <p>*2:なお、施設管理課長が確認する検査は、当直長が検査を実施し、結果を施設管理課長に報告する。</p>	<p>記載の適正化 (原子炉の状態に係わらず、施設運用上の基準が適用された時点が起点となるよう明確化)</p>																										
		<p>別表6-1 保安規定で定める検査頻度</p> <table border="1" data-bbox="1210 1140 1860 1854"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保安規定で定める頻度</th> <th>延長できる時間*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>8時間に1回</td> <td>2時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1日に1回</td> <td>6時間</td> <td>1日=24時間 時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>—</td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>1週間=7日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td>1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:特段の理由がない場合には、適用しない。</p>	検査頻度		備考	保安規定で定める頻度	延長できる時間*1	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	1日に1回	6時間	1日=24時間 時間単位の間隔で確認する。	毎日1回	—	所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	1週間=7日 日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
検査頻度		備考																												
保安規定で定める頻度	延長できる時間*1																													
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																												
8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する。																												
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																												
1日に1回	6時間	1日=24時間 時間単位の間隔で確認する。																												
毎日1回	—	所定の直の時間帯で確認する。																												
1週間に1回	2日	1週間=7日 日単位の間隔で確認する。																												
1ヶ月に1回	7日	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。																												

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 <u>二十三</u> 発電用原子炉施設の保守管理に関すること(溶接事業者検査の実施に関することを含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 <u>23</u> 発電用原子炉施設の保守管理(研開炉規則第87条第3項第<u>23</u>号)</p> <p><u>③ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。</u></p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 <u>十九</u> 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 <u>18</u> 発電用原子炉施設の施設管理(研開炉規則第87条第3項第<u>19</u>号)</p> <p>(削る)</p>	<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第62条 施設運用上の基準を満足しない場合は、関係課長、当直長が、第2節で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。</p> <p>2 関係課長、当直長は、第2節各条の第2項で定める検査が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に係る事象が発見された場合は施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を行う。</p> <p>3 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、施設管理課長に連絡する。</p> <p>4 関係課長、当直長は、系統・設備の維持、確認のための計画的な点検・保修*1を行うことにより施設運用上の基準を満足しなくなる場合は、該当する条文の第3項で定める要求される措置を行う。このとき、施設運用上の基準を満足しないとはみなさない。なお、点検・保修の期間が第3項に定める完了時間を超過した場合は、当該完了時間内に達成できない場合に要求される措置を実施する。</p> <p>5 関係課長、当直長は、ある施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に、該当する条文の施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における施設運用上の基準を満足していないとはみなさない。</p> <p>*1:系統・設備の維持、確認のための計画的な点検・保修とは、次のものをいう。</p> <p>① 事故・故障等の水平展開として実施する点検・保修 ② 施設運用上の基準を逸脱し、要求される措置の実施完了後に実施する点検・保修 ③ 第17条第6号及び第7号で定める手順にしたがって実施する検査</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
		<p>(施設運用上の基準を満足しない場合の措置)</p> <p>第63条 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、別表63の例に準拠する。</p> <p>2 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に要求される措置を実施している期間中に、この要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた検査を実施しなくてもよい。</p> <p>3 関係課長、当直長は、要求される措置を実施中においてその完了時間以内に、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、所管部長の確認を受け、所長の承認を得た後、原子炉を施設運用上の基準を逸脱する前の状況へ戻すことができる。</p> <p>4 所長は、前項の承認を行うに先立って、原子炉主任技術者の確認を得る。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)															
		<p>別表6-3 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法</p> <table border="1" data-bbox="1210 273 1860 997"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能Xが確認できない場合</td> <td>A.1 機能Xの代替機能を確認する。 A.2 及び 機能Xを確認する。</td> <td>1時間、その後8時間に1回 3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 機能Yが確認できない場合</td> <td>B.1 機能Yを確認する。 又は B.2 酸素濃度を3%以下にする。</td> <td>8時間 8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合</td> <td>C.1 機能Xを確認する。 又は C.2 機能Yを確認する。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間以内に達成できない場合</td> <td>D.1 ドレン操作を開始する。</td> <td>27時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断された場合に、該当する条件が無い場合は、要求される措置としては27時間以内にドレン操作を開始する。ただし、この要求される措置を実施中に施設運用上の基準が適用される状態でなくなった場合若しくは、施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 要求される措置A.1とA.2(又は要求される措置B.1とB.2)の完了時間の起点は、いずれも条件A(又は条件B)であると判断した時点(施設運用上の基準を満足していないと判断した時点と同じ)である。また、要求される措置C.1とC.2並びにD.1の完了時間の起点は、いずれも条件C又はDに移行した時点である。</p> <p>(3) 条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、要求される措置B.1又はB.2を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき、要求される措置D.1の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。</p> <p>(4) 要求される措置A.1を1時間以内に達成できない場合又はその後の8時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D.1の実施と並行して要求される措置A.1及びA.2を実施し、要求される措置A.1が要求される措置A.2の完了時間である3日間以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D.1の実施要求は無く条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A.2を3日間以内(起点は最初に条件Aであると判断した時点)に達成させる。(別図6-3-1参照)</p> <p>(5) (4)において、要求される措置A.2を3日間以内に達成できな</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 A.2 及び 機能Xを確認する。	1時間、その後8時間に1回 3日間	B. 機能Yが確認できない場合	B.1 機能Yを確認する。 又は B.2 酸素濃度を3%以下にする。	8時間 8時間	C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 又は C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間	D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間以内に達成できない場合	D.1 ドレン操作を開始する。	27時間	(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間																	
A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 A.2 及び 機能Xを確認する。	1時間、その後8時間に1回 3日間																	
B. 機能Yが確認できない場合	B.1 機能Yを確認する。 又は B.2 酸素濃度を3%以下にする。	8時間 8時間																	
C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 又は C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間																	
D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間以内に達成できない場合	D.1 ドレン操作を開始する。	27時間																	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
		<p>い場合は、その時点から条件Dへ移行する。このときの要求される措置D.1の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。</p> <p>(別図63-1参照)</p> <p>(6) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A.1とA.2を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C.2(又はC.1)を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A(又はB)に移行する。このとき再度、条件A(又は条件B)の要求される措置A.1とA.2(又は要求される措置B.1又はB.2)を実施することになるが、完了時点の起点は、最初に条件A(又は条件B)であると判断した時点である。(別図63-2参照)</p> <p>(7) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A.1とA.2を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C.2(又はC.1)の完了時間より前に条件Aの完了時間が来るときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A.1とA.2が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点を中心とする完了時間となる。また、要求される措置A.1とA.2が条件Aの完了時間内に達成できなければ、条件Cの要求される措置を実施しないにかかわらず条件Dへ移行する。</p> <p>(別図63-3参照)</p>		
		<p>別図63-1</p>  <p>要求される措置A.2が達成できた場合(機能Xが確認出来た場合)とは、施設運用上の基準を逸脱していないことが確認できた場合であり、全ての要求される措置を中止し、施設運用上の基準を逸脱する前の状態へ戻すことができる。</p>	(変更なし)	(変更なし)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
		<p>別図6-3-2</p> <p>別図6-3-3</p>	(変更なし)	(変更なし)
		<p>(施設運用上の基準に関する記録)</p> <p>第64条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、運転日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。</p> <p>2 関係課長は、第62条第4項で定める点検・保守を実施した場合は、適用除外とした施設運用上の基準、点検・保守の開始時刻及び終了時刻、点検・保守の内容を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。</p> <p>3 関係課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、判断した時刻、当該施設運用上の基準及び講じた措置を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。また、関係課長は、要求される措置の実施又は必要な保守作業等により当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、判断した時刻、当該施設運用上の基準及び講じた措置(保守作業を含む)を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。</p>	(変更なし)	(変更なし)
		<p>第3節 異常時の措置</p> <p>(異常時の基本的な対応)</p> <p>第65条 当直長は、原子炉施設に異常が発生した場合、施設管理課長に連絡する。なお、ここでいう原子炉施設の異常とは、次に定めるものをいう。以下、各条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉施設の故障により、放射性物質が原子炉施設外へ漏えいするおそれのある場合</p> <p>2 施設管理課長は、前項の連絡を受けた場合、原子炉施設の保安上必要な措置を講じるとともに、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡する。</p> <p>3 施設管理課長及び関係課長は、原子炉施設の異常の原因調査及び対</p>	<p>第3節 異常時の措置</p> <p>(変更なし)</p>	(変更なし)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)				
		応措置を実施するとともに、原子炉施設の異常の原因調査及び対応措置について、所長、原子炉主任技術者及び所管部長に連絡する。 4 施設管理課長は、原子炉施設の異常の原因及び対応措置を当直長に連絡する。						
		(異常時の措置) 第66条 当直長は、原子炉施設の異常が発生した場合は、原子炉施設の異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講ずる。 2 当直長は、前項の必要な措置を講じるに当たっては、第17条で定める手順に従って実施する。 3 原子炉施設の異常が発生してから当直長が原子炉施設の異常の収束を判断するまでの期間は、第2節施設運用上の基準は適用されない。 4 当直長は、前項の事象の収束の判断を行う場合施設管理課長に報告し、報告を受けた施設管理課長は、原子炉主任技術者の確認を受けた後、その結果を当直長に連絡する。	(異常時の措置) 第66条 当直長は、原子炉施設の異常が発生した場合は、原子炉施設の異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。 2 当直長は、前項の必要な措置を講じるに当たっては、第17条で定める手順に従って実施する。 3 原子炉施設の異常が発生してから当直長が原子炉施設の異常の収束を判断するまでの期間は、第2節施設運用上の基準は適用されない。 4 当直長は、前項の事象の収束の判断を行う場合施設管理課長に報告し、報告を受けた施設管理課長は、原子炉主任技術者の確認を受けた後、その結果を当直長に連絡する。	記載の適正化				
		(異常収束後の措置) 第67条 施設管理課長は、原子炉施設の異常の原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される施設運用上の基準を満足していることを確認する。	(変更なし)	(変更なし)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 1016 658 1108"> 研開炉規則 第八十七条 第3項 二十六 廃止措置の管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1142 658 1339"> もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 26 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第26号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。 </td> </tr> </table>	研開炉規則 第八十七条 第3項 二十六 廃止措置の管理に関すること。	もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 26 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第 26 号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 1016 1193 1108"> 研開炉規則 第八十七条 第3項 二十三 廃止措置の管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1142 1193 1339"> もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第22号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。 </td> </tr> </table>	研開炉規則 第八十七条 第3項 二十三 廃止措置の管理に関すること。	もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第 22 号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。	第4節 廃止措置管理 (工事の計画及び実施) 第67条の2 各課長は、工事 ¹ を行う場合、次の必要なプロセスを実施する。 (1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理 2 各課長は、工事を実施するに当たり、次の各号に掲げる安全確保対策を講じる。 (1) 放射性物質の拡散及び漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策 3 各課長は、工事結果について記録する。 *1:本条における工事とは、廃止措置計画に基づく汚染の分布に関する評価をいう。	第4節 廃止措置管理 (変更なし)	(変更なし)
研開炉規則 第八十七条 第3項 二十六 廃止措置の管理に関すること。								
もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 26 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第 26 号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。								
研開炉規則 第八十七条 第3項 二十三 廃止措置の管理に関すること。								
もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第 22 号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 1667 658 1759"> 研開炉規則 第八十七条 第3項 二十六 廃止措置の管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1793 658 1990"> もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 26 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第26号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。 </td> </tr> </table>	研開炉規則 第八十七条 第3項 二十六 廃止措置の管理に関すること。	もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 26 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第 26 号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 1667 1193 1759"> 研開炉規則 第八十七条 第3項 二十三 廃止措置の管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1793 1193 1990"> もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第22号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。 </td> </tr> </table>	研開炉規則 第八十七条 第3項 二十三 廃止措置の管理に関すること。	もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第 22 号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。	(工事完了の報告) 第67条の3 各課長は、前条に基づく工事が完了した場合には、前条第3項で記録した工事の結果を、各部長、原子炉主任技術者及び所長に報告するとともに、関係課長に通知する。	(変更なし)	(変更なし)
研開炉規則 第八十七条 第3項 二十六 廃止措置の管理に関すること。								
もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 26 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第 26 号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。								
研開炉規則 第八十七条 第3項 二十三 廃止措置の管理に関すること。								
もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第 22 号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。								

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 二十六 廃止措置の管理に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 26 廃止措置の管理 (研開炉規則第87条第3項第26号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 二十三 廃止措置の管理に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 21 廃止措置の管理 (研開炉規則第87条第3項第22号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p>(廃止措置計画の実施工程管理) 第67条の4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す各作業、検査及び設備点検 (以下「作業等」という。)の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。 (1) 計画管理課長は、月単位の年度計画 (以下「現地マスター工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長、工程管理を総括する責任者*1 (以下「工程管理総括責任者」という。)及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。所長は、承認する際、廃止措置計画の「廃止措置の工程」への影響を確認し、「廃止措置の工程」に影響があると判断した場合は教賀廃止措置実証部門長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター工程表を変更しようとするときも同様とする。 (2) 計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき日単位の年度計画 (以下「現地マスター詳細工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け工程管理総括責任者の承認を得て所長に報告する。工程管理総括責任者は、承認する際、現地マスター工程表への影響を確認し、現地マスター工程表に影響があると判断した場合は所長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター詳細工程表を変更しようとするときも同様とする。 (3) 所長は、第1号に定める承認をした場合は、教賀廃止措置実証部門長へ報告する。 (4) 教賀廃止措置実証部門長は、原則週1回以上、廃止措置の工程に示す作業等の実施状況を確認し、所長に必要な指示を行う。 (5) 教賀廃止措置実証部門長は、第1号又は前号にて2022年度中に燃料体の取出しが完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して廃止措置計画の変更認可を受ける。 2 教賀廃止措置実証部門長は、毎年度1回以上、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を評価し、その結果を第3条5.6 マネジメントレビューの事項として理事長へ報告するとともに、所長へ必要な指示を行う。 *1: 工程管理総括責任者については、所長があらかじめ指名する。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 二十六 廃止措置の管理に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 26 廃止措置の管理 (研開炉規則第87条第3項第26号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 二十三 廃止措置の管理に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 21 廃止措置の管理 (研開炉規則第87条第3項第22号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p>(<u>2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの移送</u>) 第67条の5 <u>2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送作業を行う場合は、次の事項を実施する。</u> (1) <u>機械保全課長は、作業開始前に、小規模なナトリウム漏えいが発生した時の初期消火活動を目的として、ナトレックス消火器が配備されていることを確認する。</u> (2) <u>機械保全課長は、作業開始前に、一時保管用タンク及び移送用配管が予熱 (約130℃) 状態であることを確認する。</u> (3) <u>機械保全課長は、作業開始前に、一時保管用タンク内のアルゴンガス圧力が250Pa以下であることを確認する。</u> (4) <u>当直長は、作業開始前に、ナトリウム移送中に空気雰囲気セルモニタ (煙感知型又は熱感知型) 及び火災感知器によるナトリウム漏えいの監視ができる状態にあることを確認する。</u> (5) <u>機械保全課長は、作業開始前に、架台に設置したナトリウム漏えい検出用の温度検出器によるナトリウム漏えいの監視ができる状態にあることを確認する。</u></p>	<p>第67条の5 (削除)</p>	<p>条文の削除 (2次系冷却材ナトリウムの移送完了後 (固化後) で運用が残っているのは第2項の2次系保管用タンクの確認であり、この確認は、巡視点検の条文 (第16条) で担保できるため削除する)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
		<p>(6) 当直長は、作業開始前に、既設の窒素ガス供給設備から火災が発生した区画に窒素ガス注入を行える状態にあることを確認する。</p> <p>(7) 機械保全課長は、ナトリウムの移送作業に際し、あらかじめ定めたナトリウム移送手順に基づき、一時保管用タンク内のアルゴンガス圧力を微正圧状態(250Pa以下)に維持し移送作業を実施する。</p> <p>(8) 機械保全課長は、ナトリウムの移送作業中に監視員を配置する。</p> <p>(9) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのナトリウム移送後、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になるまでの間、一時保管用タンク内のアルゴンガス圧力を微正圧状態(250Pa以下)に維持するとともに、1日に1回、監視・パトロールによって異常の無いことを確認する。</p> <p>2 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送完了後(固化後)については、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了し、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になったことを確認した後、アルゴンガスボンベを接続し一時保管用タンク内を正圧状態(約20kPa)に保てる状態にあることを確認する。</p> <p>(2) 機械保全課長は、前号の確認後、ナトリウムの移送時に使用したナトリウム移送用配管、アルゴンガス供給用配管を撤去する。</p> <p>(3) 当直長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了した後、一時保管用タンク設置エリアへの入室に係る鍵管理を行い、作業の必要時以外の入室を規制する。</p> <p>(4) 当直長は、一時保管用タンク内のナトリウムが固化した後、毎日1回、巡視によって異常の無いことを確認する。</p> <p>3 機械保全課長又は当直長は、2次系冷却材ナトリウムの移送作業の際に第1項のいずれかの事項が満足できない場合は、直ちにナトリウムの移送作業を中断する。</p> <p>4 機械保全課長は、前項の中断からナトリウムの移送作業を再開する場合は、第1項を満足していることを確認し、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を受ける。</p> <p>5 機械保全課長又は当直長は、第2項のいずれかの事項が満足していないことを確認した場合は、速やかに第2項を満足するよう措置を開始する。</p>		

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
		<p>第5章 燃料管理</p> <p>(定義)</p> <p>第67条の6 本章における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料」とは、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。</p> <p>(2) 「新燃料」とは、原子炉で照射される前の燃料をいう。</p> <p>(3) 「照射済燃料」とは、原子炉で照射された燃料をいう。</p> <p>(4) 「使用済燃料」とは、照射済燃料のうち、原子炉に再び装荷することのない燃料をいう。</p> <p>(5) 「炉心構成要素」とは、燃料、制御棒集合体、中性子しゃへい体、中性子源集合体及び固定吸収体をいう。</p> <p>(6) 「炉心構成要素等」とは、炉心構成要素及び模擬炉心構成要素をいう。</p> <p>(7) 「炉心構成要素等取替作業」とは、模擬炉心構成要素、中性子しゃへい体又は固定吸収体を炉外燃料貯蔵槽から取り出し原子炉へ装荷する作業又は炉心構成要素等を原子炉から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業をいう。</p> <p>(8) 「燃料処理・貯蔵作業」とは、炉心構成要素等を炉外燃料貯蔵槽から取り出し燃料洗浄設備でナトリウムを洗浄・除去した上で燃料池に移送する作業、燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を新燃料貯蔵室から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業又は炉外燃料貯蔵槽若しくは燃料池内での炉心構成要素等の配置替えを行う作業をいう。</p>	<p>第5章 燃料管理</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十三条 (工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合</p> <p>ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合</p> <p>三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。</p> <p>ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。</p> <p>四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって</p>	<p>研開炉規則 第八十三条 (工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合</p> <p>ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合</p> <p>三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。</p> <p>ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。</p> <p>四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第68条 燃料環境課長は、新燃料を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する新燃料輸送容器を使用すること。</p> <p>(2) 新燃料移送機を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2 安全管理課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積み付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p><u>[号を加える]</u></p> <p><u>[号を加える]</u></p> <p><u>[号を加える]</u></p> <p>(3) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第68条 燃料環境課長は、新燃料を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する新燃料輸送容器を使用すること。</p> <p>(2) 新燃料移送機を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2 安全管理課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積み付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</u></p> <p><u>(4) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（新燃料の運搬前の遵守事項に係る記載の充実）</p> <p>記載の適正化</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第 31 次: 令和元年 12 月 23 日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具 (以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。</p> <p>五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>十 運搬物 (コンテナ (運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。</p> <p>2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和五十三年総理府令第五十七号) 第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則 (昭和五十三年運輸省令第七十二号) 第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p>	<p>汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具 (以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。</p> <p>五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>十 運搬物 (コンテナ (運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。</p> <p>2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和五十三年総理府令第五十七号) 第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則 (昭和五十三年運輸省令第七十二号) 第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p>	<p>[項を加える]</p> <p>3 施設保安課長は、新燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>3 施設保安課長は、新燃料を収納した輸送容器 (以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</p> <p>4 施設保安課長は、新燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (新燃料の周辺管理区域外 (事業所外) の運搬を行う場合の行為について追記)</p>
<p>運用ガイド P.25 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>運搬や廃棄については、表 1 で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第 58 条及び第 59 条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和 53 年総理府令第 56 号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和 53 年総理府令第 57 号)」において事業所外での運搬、廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。</p> <p>貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にす</p>	<p>運用ガイド P.25 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>運搬や廃棄については、表 1 で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第 58 条及び第 59 条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和 53 年総理府令第 56 号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和 53 年総理府令第 57 号)」において事業所外での運搬、廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。</p> <p>貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にす</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>るとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。 これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。 また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (ALARA: as low as reasonably achievable) の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。</p>	<p>るとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。 これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。 また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (ALARA: as low as reasonably achievable) の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>			
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 (研開炉規則第87条第3項第9号) ①~⑥ 省略 ⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき措置が定められていること。 ⑧~⑩ 省略</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 (研開炉規則第87条第3項第9号) ①~⑥ 省略 ⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 ⑧~⑩ 省略</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>			
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 12 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去 (研開炉規則第87条第3項第11号) ② 管理区域から物品又は核燃料物質等を移動する際の表面の放射性物質の密度の測定に関することが定められていること。</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 11 線量、線量当量、汚染の除去等 (研開炉規則第87条第3項第11号) ③ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること (廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い (工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること (廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>			
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 15 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い (研開炉規則第87条第3項第14号) ① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずることが定められ、貯蔵施設等についても定められていること。</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い (研開炉規則第87条第3項第13号) ① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p><u>② 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに定めること。</u></p> <p><u>③ 新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に際して、臨界に達しない措置等の保安のために講ずべき措置が定められていること。</u></p>	<p><u>また、新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に含まれるものを除く。)が定められていること。</u></p> <p><u>なお、この事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>			
<p>炉規法 (運搬に関する確認等)</p> <p>第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。</p> <p>(以下、第2項~13項 省略)</p> <p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第56号)</p> <p>(車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準)</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(車両運搬により運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十五条までに定めるものとする。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>炉規法 (運搬に関する確認等)</p> <p>第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。</p> <p>(以下、第2項~13項 省略)</p> <p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第56号)</p> <p>(車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準)</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(車両運搬により運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十五条までに定めるものとする。</p> <p>(以下、省略)</p>			
		第69条 (削除)	(変更なし)	(変更なし)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p><u>十四</u> 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p><u>十三</u> 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第70条 安全管理課長及び燃料環境課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。ただし、新燃料を炉外燃料貯蔵槽及び燃料池へ貯蔵する場合は第72条によるものとする。</p> <p>(1)燃料環境課長は、新燃料貯蔵室に貯蔵すること。</p> <p>(2)安全管理課長は、新燃料貯蔵室の目につきやすい箇所に燃料貯蔵</p>	(変更なし)	(変更なし)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(研開炉規則第87条第3項第14号)</p> <p>①もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して<u>保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずることが定められ、貯蔵施設等についても定められていること。</u></p> <p>②貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに<u>定められていること。</u></p> <p>③新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に際して、<u>臨界に達しない措置等の保安のために講ずべき措置が定められていること。</u></p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(研開炉規則第87条第3項第13号)</p> <p>①もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、<u>臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p><u>また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(3)燃料環境課長は、新燃料移送機を使用すること。</p> <p>(4)安全管理課長は、新燃料貯蔵室において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2 燃料環境課長は、前項の貯蔵を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、新燃料貯蔵室の燃料配置を記録する。</p>		
		<p>(炉心構成要素等取替作業)</p> <p>第71条 廃止措置部長は、炉心構成要素等取替作業*1を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、炉心構成要素等取替作業の実施に当たり、炉心構成要素等の取替体数及び位置並びに炉心構成要素等取替のための安全措置、方法及び体制を炉心構成要素等取替実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合、炉心構成要素等取替実施計画に基づく最初の炉心構成要素等取替作業を開始する前までに以下の各号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、別表71-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>(2)燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>①燃料交換装置及び燃料出入機本体Aの動力源喪失試験が完了していること。</p> <p>②炉外燃料貯蔵槽において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</p> <p>(3)安全管理課長は、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵される燃料の崩壊熱が15.9kWを超えないことを確認する。</p> <p>(4)燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保する。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。</p>	<p>(炉心構成要素等取替作業)</p> <p>第71条 廃止措置部長は、炉心構成要素等取替作業*1を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、炉心構成要素等取替作業の実施に当たり、炉心構成要素等の取替体数及び位置並びに炉心構成要素等取替のための安全措置、方法及び体制を炉心構成要素等取替実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合、炉心構成要素等取替実施計画に基づく最初の炉心構成要素等取替作業を開始する前までに以下の各号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、別表71-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>(2)燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>①燃料交換装置及び燃料出入機本体Aの動力源喪失試験が完了していること。</p> <p>②炉外燃料貯蔵槽において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</p> <p>(3)安全管理課長は、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵される燃料の崩壊熱が15.9kWを超えないことを確認する。</p> <p>(4)燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保する。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。</p>	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
		<p>5 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>6 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 炉心構成要素等取替実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入設備等の燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>7 当直長は、炉心構成要素等取替作業前に (その後1日1回)、別表71-1に定める事項を確認し、その結果を施設管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業時に別表71-1に定める事項を確認する。</p> <p>8 当直長は、別表71-2の条件Aに該当する場合、同表の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を講ずる。燃料環境課長は別表71-2の条件Bに該当する場合、同表の措置を講ずる。</p> <p>9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理課長は、安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>10 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、炉心構成要素等取替作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の再開を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>11 燃料環境課長は、第6項の作業を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。</p> <p>12 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、原子炉内及び炉外燃料貯蔵槽内の炉心構成要素等の配置、装荷した炉心構成要素等の種類別装荷量及び取り出した炉心構成要素等の種類別取出量を記録する。</p> <p>* 1 : 燃料を原子炉に装荷しないこと及び原子炉内の配置替えを行わないこと。</p>	<p>5 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>6 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 炉心構成要素等取替実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入設備等の燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>7 当直長は、炉心構成要素等取替作業前に (その後1日1回)、別表71-1に定める事項を確認し、その結果を施設管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業時に別表71-1に定める事項を確認する。</p> <p>8 当直長は、別表71-2の条件Aに該当する場合、同表の措置を講じるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を講じる。燃料環境課長は別表71-2の条件Bに該当する場合、同表の措置を講じる。</p> <p>9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理課長は、安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>10 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、炉心構成要素等取替作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の再開を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>11 燃料環境課長は、第6項の作業を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。</p> <p>12 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、原子炉内及び炉外燃料貯蔵槽内の炉心構成要素等の配置、装荷した炉心構成要素等の種類別装荷量及び取り出した炉心構成要素等の種類別取出量を記録する。</p> <p>* 1 : 燃料を原子炉に装荷しないこと及び原子炉内の配置替えを行わないこと。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること (廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い (研開炉規則第87条第3項第14号)</p> <p>① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずることが定められ、貯蔵施設等についても定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い (工場又は事業所の外において行う場合を含む。) に関すること (廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い (研開炉規則第87条第3項第13号)</p> <p>① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) が定め</p>	<p>(燃料処理・貯蔵作業)</p> <p>第71条の2 廃止措置部長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、燃料処理・貯蔵作業の実施に当たり、燃料処理・貯蔵体数及び位置並びに燃料処理・貯蔵作業のための安全措置、方法及び体制を燃料処理・貯蔵実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、燃料処理・貯蔵実施計画に基づく最初の燃料処理・貯蔵作業を開始する前までに以下の各号を実施する。</p>	<p>(燃料処理・貯蔵作業)</p> <p>第71条の2 廃止措置部長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、燃料処理・貯蔵作業の実施に当たり、燃料処理・貯蔵体数及び位置並びに燃料処理・貯蔵作業のための安全措置、方法及び体制を燃料処理・貯蔵実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、燃料処理・貯蔵実施計画に基づく最初の燃料処理・貯蔵作業を開始する前までに以下の各号を実施する。</p>	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p><u>② 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関することが定められていること。</u></p> <p><u>③ 新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に際して、臨界に達しない措置等の保安のために講ずべき措置が定められていること。</u></p>	<p><u>られていること。なお、この事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(1)当直長は、別表71の2-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>(2)燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>①燃料出入機本体A及びBの動力源喪失試験が完了していること。*1</p> <p>②燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</p> <p>(3)安全管理課長は、燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵することを確認する。</p> <p>(4)燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保する。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>5 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に燃料処理・貯蔵作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>6 燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)燃料処理・貯蔵実施計画に従うこと。</p> <p>(2)使用済燃料又は新燃料を燃料池に貯蔵する場合は、燃料出入設備、燃料移送機又は水中台車を使用すること。</p> <p>(3)使用済燃料又は新燃料の洗浄をする場合は、燃料洗浄設備を使用すること。</p> <p>(4)燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵すること。</p> <p>(5)炉心構成要素等(燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体)を炉外燃料貯蔵槽に収納する場合は、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を使用すること。</p> <p>7 当直長は、燃料処理・貯蔵作業前に(その後1日1回)、別表71の2-1に定める事項を確認し、その結果を施設管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業時に別表71の2-1に定める事項を確認する。</p> <p>8 当直長は、別表71の2-2の条件Aに該当する場合、同表の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を講ずる。燃料環境課長は別表71の2-2の条件Bに該当する場合、同表の措置を講ずる。</p> <p>9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理課長は、安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>10 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、燃料処理・貯蔵作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に燃料処理・貯蔵作業の再開を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p>	<p>(1)当直長は、別表71の2-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>(2)燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>①燃料出入機本体A及びBの動力源喪失試験が完了していること。*1</p> <p>②燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</p> <p>(3)安全管理課長は、燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵することを確認する。</p> <p>(4)燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保する。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>5 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に燃料処理・貯蔵作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>6 燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)燃料処理・貯蔵実施計画に従うこと。</p> <p>(2)使用済燃料又は新燃料を燃料池に貯蔵する場合は、燃料出入設備、燃料移送機又は水中台車を使用すること。</p> <p>(3)使用済燃料又は新燃料の洗浄をする場合は、燃料洗浄設備を使用すること。</p> <p>(4)燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵すること。</p> <p>(5)炉心構成要素等(燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体)を炉外燃料貯蔵槽に収納する場合は、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を使用すること。</p> <p>7 当直長は、燃料処理・貯蔵作業前に(その後1日1回)、別表71の2-1に定める事項を確認し、その結果を施設管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業時に別表71の2-1に定める事項を確認する。</p> <p>8 当直長は、別表71の2-2の条件Aに該当する場合、同表の措置を講じるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を講じる。燃料環境課長は別表71の2-2の条件Bに該当する場合、同表の措置を講じる。</p> <p>9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理課長は、安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>10 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、燃料処理・貯蔵作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に燃料処理・貯蔵作業の再開を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
		11 燃料環境課長は、第6項の作業を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。 12 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の燃料の配置を記録する。 *1:燃料池内で燃料の配置替えのみを行う場合は適用しない。	11 燃料環境課長は、第6項の作業を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。 12 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の燃料の配置を記録する。 *1:燃料池内で燃料の配置替えのみを行う場合は適用しない。	
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(研開炉規則第87条第3項第14号)</p> <p>①もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずることが定められ、貯蔵施設等についても定められていること。</p> <p>②貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関することが定められていること。</p> <p>③新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に際して、臨界に達しない措置等の保安のために講ずべき措置が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(研開炉規則第87条第3項第13号)</p> <p>①もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(照射済燃料等の貯蔵)</p> <p>第72条 燃料環境課長は、燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)炉外燃料貯蔵槽又は燃料池に貯蔵すること。</p> <p>(2)炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(3)炉外燃料貯蔵槽及び燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p>	(変更なし)	(変更なし)
		<p>(破損のおそれのある燃料の検査)</p> <p>第73条 安全管理課長は、破損のおそれのある燃料の漏えい検査を行い、破損の有無を確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の検査の結果、破損を確認した燃料については、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵することを判断する。</p> <p>3 燃料環境課長は、第1項の漏えい検査を行うために燃料を移動する場合は、燃料出入設備を使用する。</p>	(変更なし)	(変更なし)
		<p>(炉心構成要素の性能維持確認)</p> <p>第73条の2 安全管理課長は、原子炉に装荷するため燃料を除く新炉心構成要素を新燃料貯蔵室に搬入する場合は、外観検査を行い、外観形状に異常のないことを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、原子炉内及び原子炉に装荷するため炉外燃料貯蔵槽に貯蔵中の炉心構成要素の健全性を1年に1回以上評価する。</p>	(変更なし)	(変更なし)
<p>研開炉規則 第八十三条</p> <p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>研開炉規則 第八十三条</p> <p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第74条 燃料環境課長は、使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1)法令に適合する使用済燃料輸送容器を使用すること。</p> <p>(2)燃料移送機、又は燃料出入設備を使用すること。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第74条 燃料環境課長は、使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1)法令に適合する使用済燃料輸送容器を使用すること。</p> <p>(2)燃料移送機、又は燃料出入設備を使用すること。</p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(使用済燃料の運搬前の遵守事項に係る記載の追記)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第 31 次: 令和元年 1 月 2 3 日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>ればならない。</p> <p>一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合</p> <p>ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合</p> <p>三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。</p> <p>ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。</p> <p>四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合には、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。</p> <p>五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。</p> <p>2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外に</p>	<p>搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合</p> <p>ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合</p> <p>三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。</p> <p>ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。</p> <p>四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合には、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。</p> <p>五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。</p> <p>2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外に</p>	<p>(3) 使用済燃料収納前に燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2 安全管理課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識の設置、見張人の配置等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、<u>安全管理課長が指名する者を同行させ監督を行わせること。</u></p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないこと。</p> <p><u>[項を加える]</u></p> <p>3 施設保安課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>4 安全管理課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬した場合は、使用済燃料の種類別出量を記録する。</p>	<p>(3) 使用済燃料収納前に燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2 安全管理課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識の設置、見張人の配置等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、<u>相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないこと。</p> <p>3 <u>施設保安課長は、使用済燃料を収納した輸送容器（以下「輸送物」という。）を周辺監視区域外に運搬する場合は、運搬前に輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u></p> <p>4 施設保安課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬した場合は、使用済燃料の種類別出量を記録する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の周辺管理区域外（事業所外）の運搬を行う場合の行為の追記）</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>おける運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p>	<p>における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p>			
<p>運用ガイド P.25 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄 運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)」において事業所外での運搬、廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。 貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。 これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。 また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。</p>	<p>運用ガイド P.25 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄 運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)」において事業所外での運搬、廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。 貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。 これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。 また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>			
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号) ①~⑥ 省略 ⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき措置が定められていること。 ⑧~⑩ 省略</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号) ①~⑥ 省略 ⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 ⑧~⑩ 省略</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>			
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 12 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去(研開炉規則第87条第3項第11号)</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 11 線量、線量当量、汚染の除去等(研開炉規則第87条第3項第11号)</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>② 管理区域から物品又は核燃料物質等を移動する際の表面の放射性物質の密度の測定に関することが定められていること。</p>	<p>③ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>			
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 15 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(研開炉規則第87条第3項第14号) ① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずることが定められ、貯蔵施設等についても定められていること。 ② 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関することが定められていること。 ③ 新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に際して、臨界に達しない措置等の保安のために講ずべき措置が定められていること。</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(研開炉規則第87条第3項第13号) ① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 (削る) (削る)</p>			
<p>炉規法 (運搬に関する確認等) 第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。 (以下、第2項~13項 省略)</p>	<p>炉規法 (運搬に関する確認等) 第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。 (以下、第2項~13項 省略)</p>			
<p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第56号) (車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準) 第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(車両運</p>	<p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第56号) (車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準) 第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(車両運</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
搬により運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十五条までに定めるものとする。 (以下、省略)	搬により運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十五条までに定めるものとする。 (以下、省略)			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 16 放射性廃棄物の廃棄(研開炉規則第87条第3項第15号) (新規)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 14 放射性廃棄物の廃棄(研開炉規則第87条第3項第14号) ④ ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>[条を加える]</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(基本方針) 第74条の2 原子炉施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することを規定)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 16 放射性廃棄物の廃棄(研開炉規則第87条第3項第15号) ③ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 (新規) (新規)</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第3項 二十六 廃止措置の管理に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 26 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第26号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 14 放射性廃棄物の廃棄(研開炉規則第87条第3項第14号) ⑤ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 ⑥ 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外における廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 ⑦ 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第3項 二十二 廃止措置の管理に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第21号) ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第75条 各課長は、次の各号に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。 (1) 濃縮廃液及び使用済樹脂は、施設管理課長がドラム缶と一体的に固型化し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。ただし、燃料環境課長は、固型化する設備の点検等によりドラム缶と一体的に固型化できない場合、あらかじめ定められた一時保管場所において定められた容器により一時保管をすることができる。 (2) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済制御棒等は、燃料環境課長が燃料池に保管する。 (3) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済の炉心出口計装等は、機械保全課長又は電気保全課長が移送し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。 (4) 燃料洗浄槽出口フィルタ等の使用済フィルタは、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。 (5) 第2号及び第3号に規定する使用済制御棒等並びに使用済の炉心出口計装等のうち、安全管理課長、機械保全課長又は電気保全課長が封入又は遮蔽等の措置を行うことにより貯蔵庫に保管できるものは、燃料環境課長が貯蔵庫に保管することができる。 (6) その他の放射性固体廃棄物は、各課長が次のいずれかの処理を施した上で、燃料環境課長が貯蔵庫に保管する。 ① 各課長は、ドラム缶等の容器に封入するか、汚染の広がりを防止する措置を講ずる。 ② 圧縮減容する場合は、施設管理課長が減容装置で圧縮減容を行う。 2 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器には放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を付ける。 3 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器について、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える場合は識別表示を行う。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第75条 各課長は、次の各号に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。 (1) 濃縮廃液及び使用済樹脂は、施設管理課長がドラム缶と一体的に固型化し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。ただし、燃料環境課長は、固型化する設備の点検等によりドラム缶と一体的に固型化できない場合、あらかじめ定められた一時保管場所において定められた容器により一時保管をすることができる。 (2) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済制御棒等は、燃料環境課長が燃料池に保管する。 (3) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済の炉心出口計装等は、機械保全課長又は電気保全課長が移送し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。 (4) 燃料洗浄槽出口フィルタ等の使用済フィルタは、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。 (5) 第2号及び第3号に規定する使用済制御棒等並びに使用済の炉心出口計装等のうち、安全管理課長、機械保全課長又は電気保全課長が封入又は遮蔽等の措置を行うことにより貯蔵庫に保管できるものは、燃料環境課長が貯蔵庫に保管することができる。 (6) その他の放射性固体廃棄物は、各課長が次のいずれかの処理を施した上で、燃料環境課長が貯蔵庫に保管する。 ① 各課長は、ドラム缶等の容器に封入するか、汚染の広がりを防止する措置を講ずる。 ② 圧縮減容する場合は、施設管理課長が減容装置で圧縮減容を行う。 2 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器には放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を付ける。 3 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器について、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える場合は識別表示を行う。</p>	<p>記載の適正化</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十三条 (工場又は事業所において行われる運搬) 第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。 二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ 核燃料物質によって汚染された物(その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合 ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。 ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。 四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。 七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。 八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p>	<p>研開炉規則 第八十三条 (工場又は事業所において行われる運搬) 第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。 二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ 核燃料物質によって汚染された物(その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合 ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。 ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。 四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。 七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。 八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p>	<p>4 燃料環境課長は、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える放射性固体廃棄物を貯蔵庫に保管する場合は、貯蔵庫内の外壁側からドラム缶の3層目又は、ドラム缶の3層目に相当する距離以降に配置する。 5 燃料環境課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講ずる。 (1) 貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所における放射性廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵庫の貯蔵限度については、別表75に定める。 (2) 燃料池における使用済制御棒等の保管状況及び固体廃棄物貯蔵プールにおける原子炉内で照射された使用済の炉心出口計装等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回燃料池及び固体廃棄物貯蔵プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵限度については、別表75に定める。 6 燃料環境課長は貯蔵庫、燃料池、固体廃棄物貯蔵プール及び第1項第1号の一時保管場所の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。 7 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。 (2) 容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講ずる。 (3) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずる。 (4) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる。 (5) 法令に定める危険物と混載しない。 (6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する。 (7) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付ける。 <u>[号を加える]</u> 8 安全管理課長は、前項の運搬において、容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第7章第82条第1項第1号で定める「汚染のおそれのない管理区域」から移動させる場合は、表面密度についての確認を省略できる。 <u>[項を加える]</u> 9 燃料環境課長は、放射性固体廃棄物を周辺監視区域外へ搬出する場合には、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>4 燃料環境課長は、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える放射性固体廃棄物を貯蔵庫に保管する場合は、貯蔵庫内の外壁側からドラム缶の3層目又は、ドラム缶の3層目に相当する距離以降に配置する。 5 燃料環境課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講ずる。 (1) 貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所における放射性廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵庫の貯蔵限度については、別表75に定める。 (2) 燃料池における使用済制御棒等の保管状況及び固体廃棄物貯蔵プールにおける原子炉内で照射された使用済の炉心出口計装等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回燃料池及び固体廃棄物貯蔵プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵限度については、別表75に定める。 6 燃料環境課長は貯蔵庫、燃料池、固体廃棄物貯蔵プール及び第1項第1号の一時保管場所の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。 7 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。 (2) 容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講ずる。 (3) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずる。 (4) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる。 (5) 法令に定める危険物と混載しない。 (6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する。 (7) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付ける。 (8) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 9 燃料環境課長は、放射性固体廃棄物を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを運搬前に確認する。 10 燃料環境課長は、放射性固体廃棄物を周辺監視区域外へ搬出する場合には、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る記載の追記)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射性固体廃棄物の周辺管理区域外(事業所外)の運搬を行う場合の行為を追記)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物(あっては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。</p> <p>2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p>	<p>九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物(あっては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。</p> <p>2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p>			
<p>運用ガイド P.25 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)」において事業所外での運搬、廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。</p> <p>貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。</p> <p>これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。</p> <p>また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。</p>	<p>運用ガイド P.25 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)」において事業所外での運搬、廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。</p> <p>貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。</p> <p>これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。</p> <p>また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。</p>			
<p>炉規法 (運搬に関する確認等)</p> <p>第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、</p>	<p>炉規法 (運搬に関する確認等)</p> <p>第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。</p> <p>(以下、第2項~13項 省略)</p> <p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第56号)</p> <p>(車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準) 第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(車両運搬により運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十五条までに定めるものとする。 (以下、省略)</p>	<p>運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。</p> <p>(以下、第2項~13項 省略)</p> <p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第56号)</p> <p>(車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準) 第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(車両運搬により運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十五条までに定めるものとする。 (以下、省略)</p>			
		<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第75条の2 安全管理課長は、原子炉等規制法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 各課長は、前項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして周辺監視区域内で適切に管理する。</p>	(変更なし)	(変更なし)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 11 排気監視設備及び排水監視設備(研開炉規則第87条第3項第10号) ① 省略 ②放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 10 排気監視設備及び排水監視設備(研開炉規則第87条第3項第10号) ① 省略 (削る)</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第76条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。 (1)放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2)復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が別表76-1に掲げる放出管理目標値を超えないように努めること。 (3)復水器冷却水放水路排水中のトリチウム放出量が別表76-2に掲げるトリチウムの放出管理の目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項の管理のため別表76-3に掲げる項目について測定を行い、その結果を施設管理課長に通知する。</p>	(変更なし)	(変更なし)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>16 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量の管理の方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出の管理の方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>③ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>14 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第14号)</p> <p>① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量の管理の方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出の管理の方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制 (計画、実施、評価等) について定められていること。</p> <p>④ ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p> <p>⑤ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>⑥ 放射性液体廃棄物の固化化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外における廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>⑦ 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為 (事業所の外での運搬中に関するものを除く。) の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13 における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>11 排気監視設備及び排水監視設備 (研開炉規則第87条第3項第10号)</p> <p>① 気体状の放射性廃棄物の放出箇所、気体状の放射性廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに気体状の放射性廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>② 省略</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 排気監視設備及び排水監視設備 (研開炉規則第87条第3項第10号)</p> <p>○ 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の18 における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の12 における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第7条 施設管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、排気筒より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 放射性物質 (希ガス) の放出量が別表77-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項の管理のため別表77-2に定める項目について測定を行い、その結果を施設管理課長に通知する。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 16 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第15号) ① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量の管理の方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 ② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出の管理の方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 (新規) (新規) ③ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 (新規) (新規)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十四 放射性廃棄物の廃棄 (<u>工場又は事業所の外において行う場合を含む。</u>) に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 14 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第14号) ① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量の管理の方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 ② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出の管理の方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 ③ <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制 (計画、実施、評価等) について定められていること。</u> ④ <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u> ⑤ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 ⑥ <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外における廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する行為の実施体制が定められていること。</u> ⑦ <u>放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為 (事業所の外での運搬中に関するものを除く。) の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十二 放射線測定器の管理に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 13 放射線測定器の管理 (研開炉規則第87条第3項第12号) ① <u>放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度</u>が定められていること。 (新規)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十二 <u>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</u>に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 12 <u>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</u> (研開炉規則第87条第3項第12号) ① <u>放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)</u>の種類、所管箇所、数量及び<u>機能の維持の方法並びにその使用方法 (測定及び評価の方法を含む。)</u>が定められていること。 ② <u>放射線測定器の機能の維持の方法について</u></p>	<p>(放出管理用計測器の管理) 第78条 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。 2 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器のうち、排水モニタ及び排気筒モニタの点検・校正結果を施設管理課長に通知する。 3 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器について同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品の補充を行う。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)																								
	<p><u>は、施設全体の管理方法の一部として、第4の18における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>																											
		<p>別表78 放出管理用計測器</p> <table border="1" data-bbox="1228 344 1857 655"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類</th> <th>台数</th> <th>点検・校正頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体用</td> <td>試料放射能測定装置 排水モニタ</td> <td>1 2*1</td> <td>1回/年 施設定期検査毎</td> </tr> <tr> <td>気体用</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>1 2*1</td> <td>1回/年 施設定期検査毎</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:内1台は予備とし、必要台数から除く。</p>	分類	種類	台数	点検・校正頻度	液体用	試料放射能測定装置 排水モニタ	1 2*1	1回/年 施設定期検査毎	気体用	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	1 2*1	1回/年 施設定期検査毎	<p>別表78 放出管理用計測器</p> <table border="1" data-bbox="1911 344 2522 655"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類</th> <th>台数</th> <th>点検・校正頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体用</td> <td>試料放射能測定装置 排水モニタ</td> <td>1 2*1</td> <td>第103条で策定した 保全計画による</td> </tr> <tr> <td>気体用</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>1 2*1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:内1台は予備とし、必要台数から除く。</p>	分類	種類	台数	点検・校正頻度	液体用	試料放射能測定装置 排水モニタ	1 2*1	第103条で策定した 保全計画による	気体用	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	1 2*1		<p>記載の適正化 (第103条に定める点検頻度で実施することを明確化)</p>
分類	種類	台数	点検・校正頻度																									
液体用	試料放射能測定装置 排水モニタ	1 2*1	1回/年 施設定期検査毎																									
気体用	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	1 2*1	1回/年 施設定期検査毎																									
分類	種類	台数	点検・校正頻度																									
液体用	試料放射能測定装置 排水モニタ	1 2*1	第103条で策定した 保全計画による																									
気体用	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	1 2*1																										
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 11 排気監視設備及び排水監視設備 (研開炉規則第87条第3項第10号) ① <u>気体状の放射性廃棄物の放出箇所、気体状の放射性廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに気体状の放射性廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u> ② <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 16 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第15号) ① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量の管理の方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 ② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出の管理</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 10 排気監視設備及び排水監視設備 (研開炉規則第87条第3項第10号) ○ <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u> <u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の18における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の12における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u> (削る)</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十四 放射性廃棄物の廃棄 (<u>工場又は事業所の外において行う場合を含む。</u>)に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 14 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第14号) ① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量の管理の方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 ② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出の管理</p>	<p>(放出管理目標値を超えた場合の措置) 第79条 安全管理課長は、放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物中の放射性物質の放出量が、別表76-1及び77-1に掲げる放出管理目標値並びに別表76-2に掲げる放出管理の目標値のいずれかを超えた場合には、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (平成13年3月29日原子力安全委員会)」を参考にして周辺公衆の線量を評価し、その結果を所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。 2 所長は、前項の報告を受けた場合には、周辺公衆の線量が法令に定める周辺監視区域外の線量限度を下回るよう放射性物質の放出方法の改善、設備の改善等に努める。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>																								

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)																												
<p>の方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>③ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>の方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p> <p>④ ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p> <p>⑤ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>⑥ 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外における廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>⑦ 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(頻度の定義) 第80条 本章でいう測定頻度及び点検・校正頻度に関する考え方は、別表80のとおりとする。</p> <p>表80 頻度の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1228 1276 1857 1906"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3ヶ月に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>1年に1回</td> <td>4月1日を始期とする1年に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> <tr> <td>施設定期検査毎</td> <td>施設定期検査開始から終了までの期間に1回実施。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月に1回実施。	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3ヶ月に1回実施。	1年に1回	4月1日を始期とする1年に1回実施。	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	施設定期検査毎	施設定期検査開始から終了までの期間に1回実施。	<p>(頻度の定義) 第80条 本章でいう測定頻度及び点検・校正頻度に関する考え方は、別表80のとおりとする。</p> <p>表80 頻度の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1905 1276 2534 1879"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3ヶ月に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>1年に1回</td> <td>4月1日を始期とする1年に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月に1回実施。	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3ヶ月に1回実施。	1年に1回	4月1日を始期とする1年に1回実施。	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	[削る]	[削る]	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則の改正及び点検頻度の明確化に伴い、「施設定期検査毎」を削除)</p>
頻度	考え方																															
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。																															
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月に1回実施。																															
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3ヶ月に1回実施。																															
1年に1回	4月1日を始期とする1年に1回実施。																															
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																															
施設定期検査毎	施設定期検査開始から終了までの期間に1回実施。																															
頻度	考え方																															
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。																															
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月に1回実施。																															
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3ヶ月に1回実施。																															
1年に1回	4月1日を始期とする1年に1回実施。																															
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																															
[削る]	[削る]																															

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>12 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去 (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>(新規)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>11 線量、線量当量、汚染の除去等 (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>② 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p>第7章 放射線管理</p> <p>[条を加える]</p>	<p>第7章 放射線管理</p> <p>(基本方針)</p> <p>第80条の2 原子炉施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等 (所員及びもんじゅに勤務する所員以外の者) の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARAの精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することを規定)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 (研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>① 管理区域を明示し、管理区域を他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>②~⑩ (省略)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 (研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>① 管理区域を明示し、管理区域を他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>②~⑩ (省略)</p>	<p>第1節 区域管理</p> <p>(管理区域の設定)</p> <p>第81条 管理区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。設定又は解除に当たって、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、元の区域に戻す際にも、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項に基づき緊急に管理区域を設定した場合は、設定後、目的、期間及び場所を明らかにし、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。なお、元の区域に戻す際にも、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>6 安全管理課長は、第3項から第5項に基づき、管理区域の設定又は解除を行った場合及びそれらを元の区域に戻した場合には、その旨を安全・品質保証部長に報告する。安全・品質保証部長は、廃止措置部長に通知する。</p> <p>7 施設保全課長及び安全管理課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p>	<p>第1節 区域管理</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>③~⑩ (省略)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>③~⑩ (省略)</p>	<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第82条 安全管理課長は、管理区域を必要に応じ次のとおり区分する。</p> <p>(1)放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)及び空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2)表面密度又は空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①、② (省略)</p> <p>③ 管理区域のうち特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人が触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>④~⑩ (省略)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①、② (省略)</p> <p>③ 管理区域のうち特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人が触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>④~⑩ (省略)</p>	<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第83条 安全管理課長は、管理区域のうち次の区域について、標識を設けるほか、必要に応じて柵、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>(1)外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルトを超える区域。</p> <p>(2)空気中の放射性物質濃度若しくは床、壁その他、人の触れるおそれのある物の表面密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍を超える区域又は超えるおそれのある区域。</p> <p>2 各課長は、前項の区域に立ち入る場合には、作業による線量及び作業環境に応じた作業方法を立案し、安全管理課長の承認を得る。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~③ (省略)</p> <p>④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>⑥~⑩ 省略</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~③ (省略)</p> <p>④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>⑥~⑩ 省略</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第84条 安全管理課長は、次の管理区域に立ち入る者の区分に応じた立入許可に係る事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の承認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1)放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2)一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域内に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、前項にて許可されていない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講ずる。</p> <p>4 安全管理課長は、出入管理室において、人の出入等を監視する。</p> <p>5 施設保安課長及び安全管理課長は、前項に示す出入口以外の出入口には、施錠等により人がみだりに立入りできない措置を講ずる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講ずる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び「汚染のおそれのない管理区域」を退出する者につ</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第84条 安全管理課長は、次の管理区域に立ち入る者の区分に応じた立入許可に係る事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の承認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1)放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2)一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域内に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、前項にて許可されていない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講ずる。</p> <p>4 安全管理課長は、出入管理室において、人の出入等を監視する。</p> <p>5 施設保安課長及び安全管理課長は、前項に示す出入口以外の出入口には、施錠等により人がみだりに立入りできない措置を講ずる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講ずる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び「汚染のおそれのない管理区域」を退出する者につ</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
		いては、この限りでない。 7 随行者は、一時立入者に対して、管理区域に立ち入る前に保安上必要な注意を与える。	いては、この限りでない。 7 随行者は、一時立入者に対して、管理区域に立ち入る前に保安上必要な注意を与える。	
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~③ (省略)</p> <p>⑥ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</p> <p>⑦~⑩ (省略)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~③ (省略)</p> <p>⑥ 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</p> <p>⑦~⑩ (省略)</p>	<p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第85条 安全管理課長は、管理区域に出入する者に、以下の事項について遵守させる措置を講ずる。</p> <p>(1)指定出入口を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合には、この限りでない。</p> <p>(2)所定の立入許可証と個人線量測定器を着用すること。</p> <p>(3)指定された保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に出入りする者又は安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4)管理区域より退出する場合には、身体及び身体に着用している物の表面密度を検査すること。ただし、「汚染のおそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。</p> <p>(5)管理区域内での飲食及び喫煙を禁止すること。</p>	<p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第85条 安全管理課長は、管理区域に出入する者に、以下の事項について遵守させる措置を講ずる。</p> <p>(1)指定出入口を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合には、この限りでない。</p> <p>(2)所定の立入許可証と個人線量測定器を着用すること。</p> <p>(3)指定された保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に出入りする者又は安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4)管理区域より退出する場合には、身体及び身体に着用している物の表面密度を検査すること。ただし、「汚染のおそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。</p> <p>(5)管理区域内での飲食及び喫煙を禁止すること。</p>	記載の適正化
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~⑦ 省略</p> <p>⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>⑨~⑩ 省略</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~⑦ 省略</p> <p>⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>⑨~⑩ 省略</p>	<p>(保全区域)</p> <p>第86条 保全区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。</p> <p>2 施設保安課長は、保全区域を標識等により区別する。</p> <p>3 施設保安課長は、保全区域への立入制限等の措置を講ずる。</p> <p>4 施設保安課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p>	<p>(保全区域)</p> <p>第86条 保全区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。</p> <p>2 施設保安課長は、保全区域を標識等により区別する。</p> <p>3 施設保安課長は、保全区域への立入制限等の措置を講ずる。</p> <p>4 施設保安課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p>	記載の適正化
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~⑧省略</p> <p>⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>⑩ 省略</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~⑧省略</p> <p>⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>⑩ 省略</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第87条 周辺監視区域は、別図87に掲げる区域とする。</p> <p>2 施設保安課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵を設け、又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。ただし、自然条件により当該区域に立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p> <p>3 施設保安課長は、前項の柵及び標識について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p>	(変更なし)	(変更なし)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
		<p>第2節 被ばく管理</p> <p>(放射線業務従事者の指定等)</p> <p>第88条 安全管理課長は、放射線業務従事者について、指定及び解除を行う。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の指定に際しては、全ての放射線業務従事者について、次の各号に掲げる指定要件の確認を行う。</p> <p>(1)被ばく歴</p> <p>(2)医師が必要と認めた検査の結果</p> <p>(3)放射線業務従事者教育歴</p> <p>3 管理課長は、前項の確認に先立って、前項の(1)及び(2)の確認を所員について行い、安全管理課長に通知する。</p>	<p>第2節 被ばく管理</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>12 線量、線量当量、<u>放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに</u>汚染の除去 (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>① 放射線業務従事者<u>の</u>受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</p> <p>(新規)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>11 線量、線量当量、<u>汚染の除去等</u> (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>① 放射線業務従事者<u>が</u>受ける線量について、線量限度を超えないための措置 (<u>個人線量計の管理の方法を含む。</u>) が定められていること。</p> <p>② <u>国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p>	<p>(線量の評価)</p> <p>第89条</p> <p>安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を別表89に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長及び各部長に報告する。</p>	<p>(線量の評価)</p> <p>第89条 <u>各課長は、管理区域内で作業を行う場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じること</u> <u>で放射線業務従事者の線量低減に努める。</u></p> <p>2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を別表89に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長及び各部長に報告する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARAの精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することを規定)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>12 線量、線量当量、<u>放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに</u>汚染の除去 (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>① 放射線業務従事者<u>の</u>受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>11 線量、線量当量、<u>汚染の除去等</u> (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>① 放射線業務従事者<u>が</u>受ける線量について、線量限度を超えないための措置 (<u>個人線量計の管理の方法を含む。</u>) が定められていること。</p>	<p>(線量の管理目標値)</p> <p>第90条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者に係る管理目標値を定め、安全・品質保証部長に報告し、各課長に通知する。</p> <p>2 各課長は、前項の管理目標値を超えないよう努める。</p> <p>3 各課長は、第1項の管理目標値を超えるおそれのある場合は、必要に応じ、作業方法の改善、設備の改善、作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講ずる。</p>	<p>(線量の管理目標値)</p> <p>第90条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者に係る管理目標値を定め、安全・品質保証部長に報告し、各課長に通知する。</p> <p>2 各課長は、前項の管理目標値を超えないよう努める。</p> <p>3 各課長は、第1項の管理目標値を超えるおそれのある場合は、必要に応じ、作業方法の改善、設備の改善、作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
		(管理区域内での作業) 第91条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業環境に応じた作業方法を立案する。 2 各課長は、前項の作業方法を立案した場合には、安全管理課長の放射線防護に関する確認を受ける。	(変更なし)	(変更なし)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>12 線量、線量当量、<u>放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去</u> (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>③ <u>管理区域内の床、壁、その他の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について定められていること。また、研開炉規則第73条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>⑤ その他放射性物質による汚染確認後の汚染拡大防止及び汚染の除去の措置が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>11 線量、線量当量、<u>汚染の除去等</u> (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>④ 研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>⑧ その他放射性物質による汚染確認後の汚染拡大防止及び汚染の除去の措置が定められていること。</p>	(床、壁等の除染) 第92条 各課長は、管理区域に関する法令に定める表面密度を超えるような予期しない汚染を床、壁、身体等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、区画等の応急措置を講ずる。 2 前項の場合、汚染箇所に係る作業を所管する課長は、汚染状況について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講ずる。 3 前項の作業を所管する課長は、第1項及び前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。	(床、壁等の除染) 第92条 各課長は、管理区域に関する法令に定める表面密度を超えるような予期しない汚染を床、壁、身体等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、区画等の応急措置を講ずる。 2 前項の場合、汚染箇所に係る作業を所管する課長は、汚染状況について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講ずる。 3 前項の作業を所管する課長は、第1項及び前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。	記載の適正化 記載の適正化
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>12 線量、線量当量、<u>放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去</u> (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>③ <u>管理区域内の床、壁、その他の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について定められていること。また、研開炉規則第73条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>④ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>11 線量、線量当量、<u>汚染の除去等</u> (研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>④ 研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>⑤ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量等の測定に関する事項が定められていること。</p>	第3節 線量当量率等の測定 (線量当量率等の測定) 第93条 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近(周辺監視区域境界付近における測定場所は、別図9-3に定める。)における外部放射線に係る線量当量率等、別表9-3に定める測定項目について測定する。 2 安全管理課長は、前項の測定により、異常が認められた場合は、直ちに、その原因を調査し異常の除去に努めるとともに、所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。	第3節 線量当量率等の測定 (変更なし)	(変更なし)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)																																																																																
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 16 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第15号) (新規)</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十四 放射性廃棄物の廃棄 (工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 14 放射性廃棄物の廃棄 (研開炉規則第87条第3項第14号) ③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制 (計画、実施、評価等) について定められていること。</p>	<p>[条を加える]</p>	<p>(平常時の環境放射線モニタリング) 第93条の2 安全・品質保証室長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (平常時の環境放射線モニタリングの実施体制 (計画、実施、評価等) (について規定)</p>																																																																																
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十二 放射線測定器の管理に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 13 放射線測定器の管理 (研開炉規則第87条第3項第12号) ② 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項 十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 12 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 (研開炉規則第87条第3項第12号) (削る)</p>	<p>(放射線計測器類の管理) 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。 2 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類のうち、固定放射線監視用計測器の点検・校正結果について安全・品質保証部長に報告するとともに、施設管理課長に通知する。 3 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合には、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>																																																																																
		<p>別表94 放射線計測器類</p> <table border="1" data-bbox="1231 1176 1855 1942"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類</th> <th>台数</th> <th>点検・校正頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">放射線管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1</td> <td rowspan="9">1回/年</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>メータ</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>汚染測定用サーベイメータ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中性子サーベイメータ</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ダストサンプラ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>アラームメータ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定放射線監視用計測器</td> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>49</td> <td rowspan="3">施設定期検査 毎</td> </tr> <tr> <td>中性子線エリアモニタ</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境放射能用計測器</td> <td>モニタリングカー取付モニタ</td> <td>4</td> <td rowspan="3">1回/年</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>積算型線量計測定装置</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	分類	種類	台数	点検・校正頻度	放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	1	1回/年	体表面モニタ	2	線量当量率測定用サーベイメータ	4	メータ	6	汚染測定用サーベイメータ	2	試料放射能測定装置	1	中性子サーベイメータ	5	ダストサンプラ	40	アラームメータ	1	固定放射線監視用計測器	ガンマ線エリアモニタ	49	施設定期検査 毎	中性子線エリアモニタ	5	モニタリングポスト	4	環境放射能用計測器	モニタリングカー取付モニタ	4	1回/年	試料放射能測定装置	1	積算型線量計測定装置	1	<p>別表94 放射線計測器類</p> <table border="1" data-bbox="1899 1176 2522 1942"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類</th> <th>台数</th> <th>点検・校正頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">放射線管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1</td> <td rowspan="9">第103条で 策定した保全 計画による</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>メータ</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>汚染測定用サーベイメータ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中性子サーベイメータ</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ダストサンプラ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>アラームメータ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定放射線監視用計測器</td> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>49</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>中性子線エリアモニタ</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境放射能用計測器</td> <td>モニタリングカー取付モニタ</td> <td>4</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>積算型線量計測定装置</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	分類	種類	台数	点検・校正頻度	放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	1	第103条で 策定した保全 計画による	体表面モニタ	2	線量当量率測定用サーベイメータ	4	メータ	6	汚染測定用サーベイメータ	2	試料放射能測定装置	1	中性子サーベイメータ	5	ダストサンプラ	40	アラームメータ	1	固定放射線監視用計測器	ガンマ線エリアモニタ	49		中性子線エリアモニタ	5	モニタリングポスト	4	環境放射能用計測器	モニタリングカー取付モニタ	4		試料放射能測定装置	1	積算型線量計測定装置	1	<p>記載の適正化 (第103条に定める点検頻度で実施することを明確化)</p>
分類	種類	台数	点検・校正頻度																																																																																	
放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	1	1回/年																																																																																	
	体表面モニタ	2																																																																																		
	線量当量率測定用サーベイメータ	4																																																																																		
	メータ	6																																																																																		
	汚染測定用サーベイメータ	2																																																																																		
	試料放射能測定装置	1																																																																																		
	中性子サーベイメータ	5																																																																																		
	ダストサンプラ	40																																																																																		
	アラームメータ	1																																																																																		
固定放射線監視用計測器	ガンマ線エリアモニタ	49	施設定期検査 毎																																																																																	
	中性子線エリアモニタ	5																																																																																		
	モニタリングポスト	4																																																																																		
環境放射能用計測器	モニタリングカー取付モニタ	4	1回/年																																																																																	
	試料放射能測定装置	1																																																																																		
	積算型線量計測定装置	1																																																																																		
分類	種類	台数	点検・校正頻度																																																																																	
放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	1	第103条で 策定した保全 計画による																																																																																	
	体表面モニタ	2																																																																																		
	線量当量率測定用サーベイメータ	4																																																																																		
	メータ	6																																																																																		
	汚染測定用サーベイメータ	2																																																																																		
	試料放射能測定装置	1																																																																																		
	中性子サーベイメータ	5																																																																																		
	ダストサンプラ	40																																																																																		
	アラームメータ	1																																																																																		
固定放射線監視用計測器	ガンマ線エリアモニタ	49																																																																																		
	中性子線エリアモニタ	5																																																																																		
	モニタリングポスト	4																																																																																		
環境放射能用計測器	モニタリングカー取付モニタ	4																																																																																		
	試料放射能測定装置	1																																																																																		
	積算型線量計測定装置	1																																																																																		

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
		(防護具類の管理) 第95条 安全管理課長は、別表95に掲げる防護具類を点検し、常に使用可能な状態に整備しておく。	(変更なし)	(変更なし)
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~⑥ 省略</p> <p>⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき措置が定められていること。</p> <p>⑧~⑩ 省略</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>12 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去(研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>② 管理区域から物品又は核燃料物質等を移動する際の表面の放射性物質の密度の測定に関することが定められていること。</p> <p>研開炉規則 第八十三条</p> <p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 核燃料物質によって汚染された物(その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合</p> <p>ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>①~⑥ 省略</p> <p>⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>⑧~⑩ 省略</p> <p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>11 線量、線量当量、汚染の除去等(研開炉規則第87条第3項第11号)</p> <p>③ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>研開炉規則 第八十三条</p> <p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 核燃料物質によって汚染された物(その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合</p> <p>ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合</p>	<p>第4節 物品移動の管理</p> <p>(管理区域外への移動)</p> <p>第96条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合、同物品の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、「汚染のおそれのない管理区域」から管理区域外へ持ち出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講ずる。</p> <p>3 各課長は、管理区域外へ核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、汚染の広がり防止、遮蔽等の措置を講ずる。</p> <p>[項を加える]</p> <p>4 安全管理課長は、核燃料物質等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>5 各課長は、核燃料物質によって汚染されたものを周辺監視区域内で運搬する場合には、法令に定める運搬に関する事項を遵守する。</p>	<p>第4節 物品移動の管理</p> <p>(管理区域外への移動)</p> <p>第96条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合、同物品の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、「汚染のおそれのない管理区域」から管理区域外へ持ち出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>3 各課長は、管理区域外へ核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、汚染の広がり防止、遮蔽等の措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、第75条第7項を準用する。</p> <p>5 安全管理課長は、核燃料物質等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 各課長は、核燃料物質によって汚染されたものを周辺監視区域内で運搬する場合には、法令に定める運搬に関する事項を遵守する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(管理区域外への運搬前の遵守事項について、第75条第7項を準用する旨を記載)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。</p> <p>ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。</p> <p>四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。</p> <p>五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。</p> <p>2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p>	<p>三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。</p> <p>ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。</p> <p>四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。</p> <p>五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。</p> <p>2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p>			
<p>運用ガイド P.25 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>運搬や廃棄については、表 1 で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第 5 8 条及び第 5 9 条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和 5 3 年総理府令第 5 6 号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運</p>	<p>運用ガイド P.25 IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p>運搬や廃棄については、表 1 で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第 5 8 条及び第 5 9 条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和 5 3 年総理府令第 5 6 号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前 (第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)において事業所外での運搬、廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。</p> <p>貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。</p> <p>これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。</p> <p>また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。</p>	<p>搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)において事業所外での運搬、廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。</p> <p>貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。</p> <p>これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。</p> <p>また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>(周辺監視区域外への持ち出し)</p> <p>第97条</p>	<p>(周辺監視区域外への持ち出し)</p> <p>第97条 各課長は、核燃料物質等を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(周辺管理区域外(事業所外)の運搬を行う場合の行為を追記)</p>
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>16 放射性廃棄物の廃棄(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>14 放射性廃棄物の廃棄(研開炉規則第87条第3項第14号)</p> <p>⑥ 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外における廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>⑦ 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ搬出する場合は、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>2 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ搬出する場合は、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>	
<p>炉規法</p> <p>(運搬に関する確認等)</p> <p>第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措</p>	<p>炉規法</p> <p>(運搬に関する確認等)</p> <p>第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前(第31次:令和元年12月23日)	改正後	備考(記載の考え方)
<p>置)を講じなければならない。</p> <p>(以下、第2項~13項 省略)</p> <hr/> <p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第56号)</p> <p>(車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準)</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(車両運搬により運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十五条までに定めるものとする。</p> <p>(以下、 省略)</p>	<p>置)を講じなければならない。</p> <p>(以下、第2項~13項 省略)</p> <hr/> <p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第56号)</p> <p>(車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準)</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(車両運搬により運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十五条までに定めるものとする。</p> <p>(以下、 省略)</p>			
		<p>第5節 健康管理</p> <p>(健康診断)</p> <p>第98条 管理課長は、所員の放射線業務従事者に対して健康診断を実施するとともに、その結果を当該所員に通知する。</p>	<p>第5節 健康管理</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
		<p>(就業上の措置等)</p> <p>第99条 管理課長は、個人被ばく管理記録及び第98条の健康診断による医師の勧告等を考慮し、必要のある場合には、当該所員に対し保健指導を行う。</p> <p>2 各課長は、前項に係る作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講ずる。</p>	<p>(就業上の措置等)</p> <p>第99条 管理課長は、個人被ばく管理記録及び第98条の健康診断による医師の勧告等を考慮し、必要のある場合には、当該所員に対し保健指導を行う。</p> <p>2 各課長は、前項に係る作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講ずる。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>① ~⑨ (省略)</p> <p>⑩ 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号)</p> <p>① ~⑨ (省略)</p> <p>⑩ 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させるための措置が定められていること。</p>	<p>第6節 協力会社の保安措置</p> <p>(協力会社の放射線防護)</p> <p>第100条 安全管理課長は、管理区域内の作業を協力会社(原子炉施設に関する作業を行う機構以外の会社をいう。)が行うに当たっては、以下の放射線防護の必要事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>(2) 放射線業務従事者の指定等</p> <p>(3) 線量の評価</p> <p>(4) 線量の管理目標値</p> <p>(5) 管理区域内での作業</p> <p>(6) 床、壁等の除染</p> <p>2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定めた必要事項を遵守させるための措置を講ずる。</p>	<p>第6節 協力会社の保安措置</p> <p>(協力会社の放射線防護)</p> <p>第100条 安全管理課長は、管理区域内の作業を協力会社(原子炉施設に関する作業を行う機構以外の会社をいう。)が行うに当たっては、以下の放射線防護の必要事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>(2) 放射線業務従事者の指定等</p> <p>(3) 線量の評価</p> <p>(4) 線量の管理目標値</p> <p>(5) 管理区域内での作業</p> <p>(6) 床、壁等の除染</p> <p>2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定めた必要事項を遵守させるための措置を講ずる。</p>	<p>記載の適正化</p>
		<p>(頻度の定義)</p> <p>第101条 本章でいう測定頻度及び点検・校正頻度に関する考え方は、別表80のとおりとする。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>二十三 発電用原子炉施設の保守管理に関すること(溶接事業者検査の実施に関することを含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>23 発電用原子炉施設の保守管理(研開炉規則第87条第3項第23号)</p> <p>① 「<u>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)」(平成20・12・22原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められたJEAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。</u></p> <p>② <u>「日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>③ <u>「予防保安を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。</u></p> <p>④ <u>「保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。</u></p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>18 発電用原子炉施設の施設管理(研開炉規則第87条第3項第19号)</p> <p>① <u>「施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における保安のための措置に係る運用ガイド」(番号(令和年月日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。)</u></p> <p>② <u>「使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>	<p>第8章 <u>保守管理</u></p> <p>第102条 (削除)</p> <p>(保守管理計画)</p> <p>第103条 廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他必要な措置(以下「保守管理」という。)を実施するに当たり「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)」に従うことを基本とし、次のとおり保守管理計画を定める。</p>	<p>第8章 <u>施設管理</u></p> <p>(変更なし)</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第103条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方(以下、もんじゅの保安規定審査の考え方という。)並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド(以下、保安措置運用ガイドという。))の反映)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>二十六 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>二十三 廃止措置の管理に関すること。</p>			
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>26 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第26号)</p> <p>② 廃止措置期間中の発電用原子炉施設において施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造等の保守管理における必要な手順が定められていること。</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第22号)</p> <p>② 廃止措置期間中の発電用原子炉施設において施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造等の保守管理における必要な手順が定められていること。</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、<u>発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置</u>(以下「<u>保守管理</u>」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、<u>発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検検査その他の施設の管理</u>(以下「<u>施設管理</u>」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 1. 施設管理における各種活動(第1項) 原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要があり、当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理には、「設計」、「工事」のほか、施設の状況を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。 施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料(以下「設備図書」という。)の整備が重要である。</p>			
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項 一 <u>法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針</u>(以下「<u>保守管理方針</u>」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項 一 <u>発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針</u>(以下この条及び第百八条第二項第三号において「<u>施設管理方針</u>」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>二十三 発電用原子炉施設の保守管理に関すること(溶接事業者検査の実施に関することを含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>23 発電用原子炉施設の保守管理(研開炉規則第87条第3項第23号)</p> <p>①「<u>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)」(平成20・12・22原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められたJEAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。</u></p> <p>他 省略</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>18 発電用原子炉施設の施設管理(研開炉規則第87条第3項第19号)</p> <p>① <u>施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における保安のための措置に係る運用ガイド」(番号(令和 年 月 日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)</u></p> <p>他省略</p>	<p>1. 定義</p> <p>本保守管理計画における用語の定義は「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)」に従うものとする。(以下、本章において同じ。)</p>	<p>[項目を削る]</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>五 <u>発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項から第三項に規定する措置を除く。)</u></p> <p>イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間</p> <p>ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>五 <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。)</u></p> <p>イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間</p> <p>ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映(第1項第5号及び第6号)</p> <p>施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。</p> <p>施設管理実施計画の評価については、4.ア.の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。</p> <p>特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。</p> <p>i. 施設管理目標の監視結果</p> <p>ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>iii. トラブル等の経験その他の運転経験</p>	<p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>保守管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>保守管理</u>の現状等を踏まえ、<u>保守管理</u>の実施方針を設定する。また、<u>12. 保守管理の有効性評価の結果</u>、及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ<u>保守管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 所長は、<u>保守管理</u>の実施方針に基づき、<u>保守管理</u>の改善を図るため、原子炉施設の安全確保を最優先とした<u>保守管理</u>目標を設定する。また、<u>12. 保守管理の有効性評価の結果</u>、及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ<u>保守管理</u>目標の見直しを行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、安全・品質保証部長と協議の上、年度ごとに1回以上、<u>保守管理</u>目標に基づく活動状況を確認するとともに、課題の把握及び改善を図り、所長に報告する。</p>	<p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を設定する。また、<u>11. 施設管理の有効性評価の結果</u>、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 所長は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るため、原子炉施設の安全確保を最優先とした<u>施設管理</u>目標を設定する。また、<u>11. 施設管理の有効性評価の結果</u>、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ<u>施設管理</u>目標の見直しを行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、安全・品質保証部長と協議の上、年度ごとに1回以上、<u>施設管理</u>目標に基づく活動状況を確認するとともに、課題の把握及び改善を図り、所長に報告する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映(第1項第5号及び第6号) 施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。 施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。 特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 施設管理目標の監視結果 ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 iii. トラブル等の経験その他の運転経験 iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果(該当する場合) v. 他の原子炉施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ vi. リスク情報及び科学的知見 	<p>3. 保全プログラムの策定</p> <p>所長は、2. 保守管理目標達成のため、4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. 保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態(7.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>所長は、1. 施設管理目標達成のため、3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>
		<p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。 なお、保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。</p> <p>また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の2に基づき性能を維持し、別表103に示す炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体は本条の規</p>	<p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。 なお、保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。</p> <p>また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の2に基づき、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体は本条の規定によらず第5章燃料管理に基づき、事</p>	<p>緊急時対策所の通信設備に関する性</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>【自主改善(法令要求ではない)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策所の通信設備に関する性能維持の保安規定条文を明確化した。 	<p>定によらず第5章燃料管理に基づき性能を維持する。</p> <p>(2) 計画管理課長は、廃止措置の進捗により保全対象範囲を変更する場合、(1)にて定めたリストを変更し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。</p>	<p><u>務管理建物(緊急時対策所)の通信設備は、本条の規定によらず第107条に基づき性能を維持する。</u></p> <p>(2) 計画管理課長は、廃止措置の進捗により保全対象範囲を変更する場合、(1)にて定めたリストを変更し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。</p>	<p>能維持の保安規定条文の明確化</p>
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標(第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。)を定めること。</p> <hr/> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。)を定めること。</p> <hr/> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>3. 施設管理目標(第1項第3号)</p> <p>施設管理方針に従って実施する施設管理に係る保安活動について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標(原子力施設全体の保全が確保されているかを監視し、評価するための指標)、施設管理の重要度が高い系統※2の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。</p> <p>なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。</p> <p>施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設計建設段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状況を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。</p> <p>※2「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類指針においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率論的リスク評価から得られるリスク情報及び運転経験等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を検討し、原子力施設ごとに定めることができる。</p>	<p>5. 保全重要度の設定</p> <p>計画管理課長は、<u>4</u>の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため安全機能の重要度分類を参考に、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>[号を加える]</p> <p>[号を加える]</p>	<p>4. 施設管理の重要度の設定</p> <p>計画管理課長は、<u>3</u>の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として、<u>点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)</u>と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため安全機能の重要度分類を参考に、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) <u>設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「品質に係る重要度の管理要領」に従い、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。</u></p> <p>(5) <u>次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標(第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。)を</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管</p>	<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 計画管理課長は、保全の有効性を監視及び評価するために<u>5</u>の保全重要度を踏まえ、「系統レベル」の保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標については、<u>5</u>(1)の保全重要度を踏まえて、重要度高の系統機能に対して以下のものを設定す</p>	<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 計画管理課長は、保全の有効性を監視及び評価するために<u>4</u>の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中で「系統レベル」の保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標については、<u>4</u>(1)の保全重要度を踏まえて、重要度高の系統機能に対して以下のものを設定す</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>定めること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p><u>目標値</u>という。)を定めること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 3. 施設管理目標(第1項第3号) 施設管理方針に従って実施する施設管理に係る保安活動について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標(原子力施設全体の保安が確保されているかを監視し、評価するための指標)、施設管理の重要度が高い系統※2の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。 なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。 施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設計建設段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状況を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。 ※2「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類指針においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率論的リスク評価から得られるリスク情報及び運転経験等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を検討し、原子力施設ごとに定めることができる。</p>	<p>る。</p> <p>① 保全により予防可能な故障回数</p> <p>(2) 計画管理課長は、以下に基づき、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能な故障回数の目標値は、運転実績及び安全機能の重要度分類を考慮して設定する。</p> <p>② 機能を期待できない時間の目標値は、点検実績及び第4章第2節(施設運用上の基準)で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 計画管理課長は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 計画管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>る。</p> <p>① 保全により予防可能な故障回数</p> <p>(2) 計画管理課長は、以下に基づき、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能な故障回数の目標値は、運転実績及び安全機能の重要度分類を考慮して設定する。</p> <p>② 機能を期待できない時間の目標値は、点検実績及び第4章第2節(施設運用上の基準)で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 計画管理課長は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 計画管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>イ (省略) [号の細目を加える]</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度並びに時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ、ハ (省略)</p> <p>ニ 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号) 施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するた</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、4.の保全の対象範囲に対し、保全サイクルごとに保全計画を策定し、もんじゅ安全・品質保証推進会議に付議し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。 なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含めるとともに、廃止措置部長又は安全・品質保証部長が承認した以下の計画を含める。</p> <p>a. 点検計画(7.1参照)</p> <p>b. 補修、取替え及び改造計画(7.2参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(7.3参照)</p> <p>(2) 計画管理課長は、保全計画の策定に当たって、5.の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化及び故障モード</p>	<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、3.の保全の対象範囲に対し、保全サイクルごとに保全計画を策定し、もんじゅ安全・品質保証推進会議に付議し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。 なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含めるとともに、廃止措置部長又は安全・品質保証部長が承認した以下の計画を含める。</p> <p>a. 点検計画(6.1参照)</p> <p>b. 設計及び工事の計画(6.2参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(6.3参照)</p> <p>(2) 計画管理課長は、保全計画の策定に当たって、4.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化及び故障モード</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>め、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。 (省略) エ. 点検等の計画及び実施(第4号二) 点検等(使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。)について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。 点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの(以下「使用前点検」という。)と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの(以下「使用中点検」という。)に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。 ○点検等の範囲 点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。 ・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等 ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等 ・性能維持のための措置を伴う点検等 これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。 ○点検等の方法 使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。 使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全(機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式)、及び③事後保全(機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式)のいずれかの保全方式とするか※4を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。 状態基準保全の方式とする点検等(時間基準保全の方式とする際に状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。)については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。 各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2007)に記載されている設備診断技術※5により異常の兆候を把握するなどの方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。</p>	<p>d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 (3) 計画管理課長は、保全の実施段階において維持機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	<p>d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 (3) 計画管理課長は、保全の実施段階において維持機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)」及び関連指針類に関する技術評価書(平成20年12月)】</p> <p>また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要がある。要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮(注)する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。</p> <p>※4 時間基準保全としつつ、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。</p> <p>※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針一回転機械振動診断技術」(JEAG4221-2007)等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。</p> <p>(注)重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>○点検等の実施頻度</p> <p>実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うように実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔(月、年、運転・保全サイクル等)、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。</p> <p>特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ. 2. (2)に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>○点検等の時期</p> <p>点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中(試運転中を除く。)のいずれかに区別する必要がある。</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<div data-bbox="157 888 638 1171" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。</p> </div> <div data-bbox="157 1203 638 1266" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>なし</p> </div>	<div data-bbox="691 216 1166 867" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項</p> <p>計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次回の点検等の実施期限を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしているものについては、実施時期に偏りがあつた場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。</p> <p>巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復(予防保全を含む。)を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を検討し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確にしておくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。</p> </div> <div data-bbox="691 919 1166 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。</p> </div> <div data-bbox="691 1161 1166 1938" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>6. 特別な施設管理実施計画(第1項第7号)</p> <p>○特別な施設管理実施計画が必要な場合</p> <p>発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。</p> <p>相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。</p> <p>○特別な施設管理実施計画の内容</p> <p>特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。</p> <p>特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。</p> <p>新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合においては、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。</p> <p>また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある</p> </div>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度並びに時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>イ~ハ(省略)</p> <p>ニ 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号) 施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。 (省略)</p> <p>エ. 点検等の計画及び実施(第4号ニ) 点検等(使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。)について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。 点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの(以下「使用前点検」という。)と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの(以下「使用中点検」という。)に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、II. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、III. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。 ○点検等の範囲 点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。 ・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等 ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等 ・性能維持のための措置を伴う点検等 これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。 ○点検等の方法 使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。 使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保</p>	<p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 機械保全課長、電気保全課長、燃料環境課長、施設保全課長及び安全管理課長(以下「保守担当課長」という。)は、別表103に示す維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備の機能を維持するための構築物、系統及び機器単位ごとに以下に示す保全方式から適切な保全方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全 ②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(2) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法 ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③実施頻度 ④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p>	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 機械保全課長、電気保全課長、燃料環境課長、施設保全課長及び安全管理課長(以下「保守担当課長」という。)は、別表103に示す維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備の機能を維持するための構築物、系統及び機器単位ごとに以下に示す保全方式から適切な保全方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全 ②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(2) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法 ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③実施頻度 ④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>全、②状態基準保全(機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式)、及び③事後保全(機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式)のいずれかの保全方式とするか※4を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。</p> <p>状態基準保全の方式とする点検等(時間基準保全の方式とする際に状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。)については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。</p> <p>各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規格「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2007)に記載されている設備診断技術※5により異常の兆候を把握するなどの方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。</p> <p>【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2007)及び関連指針類に関する技術評価書(平成20年12月)】</p> <p>また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮(注)する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録を残すことが必要である。</p> <p>※4 時間基準保全としつつ、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。</p> <p>※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針一回転機械振動診断技術」(JEAG4221-2007)等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。</p> <p>(注)重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>○点検等の実施頻度</p>	<p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(3) 保守担当課長は(1)及び(2)を定めた点検計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。</p> <p>[号を加える]</p>	<p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(3) 保守担当課長は(1)及び(2)を定めた点検計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。</p> <p>(4) 品質保証課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを定期事業者検査*1により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。(第24条の2に基づくがれき撤去設備、火災対応設備、及び第5章燃料管理に基づく炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体、サーベイランス集合体、固定吸収体、並びに第107条に基づく事務管理建物(緊急時対策所)の通信設備を含む)</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>*1: 定期事業者検査とは、点検及び工事とは別に要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、研究開発段階炉規則第五十一条、第五十二条の「定期事業者検査」をいう。</p>	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うように実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔(月、年、運転・保全サイクル等)、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。</p> <p>特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ. 2. (2)に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>○点検等の時期 点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中(試運転中を除く。)のいずれかに区別する必要がある。</p> <p>○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項 計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次回の点検等の実施期限を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしているものについては、実施時期に偏りがあった場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。</p> <p>巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復(予防保全を含む。)を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を検討し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確しておくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。</p>			
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>(保安規定の改正前は、以下に基づいて記載)</p> <p>□ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>□ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号)</p>	<p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、性能維持施設の補修、取替え及び改造*1を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*2の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>[号を加える]</p>	<p>6. 2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、性能維持施設の設計及び工事*2を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、性能維持施設の設計及び工事を実施した設備の使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにこれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>補修、取替え及び改造等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度並びに時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。 (省略)</p> <p>イ. 設計及び工事の計画及び実施(第4号口) 施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超えるものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。 設計及び工事の計画については、使用開始後は、要求事項の変更を受けて行うもののほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転経験等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。 設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないように配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ.に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。 工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。 また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。</p>	<p>(2) 保守担当課長は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>検査及び試験</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>検査及び試験</u>の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>検査及び試験</u>の項目、評価方法及び管理基準 c. <u>検査及び試験</u>の実施時期</p> <p>(3) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた<u>補修、取替え及び改造計画</u>を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。 *1:性能維持施設の<u>補修、取替え及び改造</u>とは、廃止措置計画の第6-1表に定める設備の機器及び構造物の<u>補修、取替え及び改造</u>をいう。 *2:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(工事の計画の認可)、第43条の3の10(工事の計画の届出)、<u>第43条の3の11(使用前検査)及び第43条の3の13(溶接安全管理検査)</u>に係る手続きをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>(3) <u>品質保証課長及び保守担当課長は、性能維持施設の工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>定期事業者検査及び試験</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>定期事業者検査及び試験</u>の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>定期事業者検査及び試験</u>の項目、評価方法及び管理基準 c. <u>定期事業者検査及び試験</u>の実施時期</p> <p>(4) 保守担当課長は、(1)から(3)を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。 *2:性能維持施設の<u>設計及び工事</u>とは、廃止措置計画の第6-1表に定める設備の機器及び構造物に対して第103条の4(設計管理)に基づき実施する<u>設計及び工事</u>をいう。 *3:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)、第43条の3の34(発電用原子炉の廃止に伴う措置)及び高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方(第4基本的考え方のうち2廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について)に係る手続きをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	
<p>研開炉規則 第七十六條 第一項</p> <p>七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六條 第一項</p> <p>七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>6. 特別な施設管理実施計画(第1項第7号) ○特別な施設管理実施計画が必要な場合 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な</p>	<p>7.3 特別な保全計画</p> <p>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により、特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた特別な保全計画を策定</p>	<p>6.3 特別な保全計画</p> <p>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により、特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた特別な保全計画を策定</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。</p> <p>相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。</p> <p>○特別な施設管理実施計画の内容</p> <p>特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。</p> <p>特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。</p> <p>新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合においては、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。</p> <p>また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある</p>	し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。	し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。	
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>ニ 発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>へ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号)</p> <p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p> <p>(省略)</p> <p>カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法(第4号へ)</p> <p>設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。</p> <p>工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。</p> <p>点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対</p>	<p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 保守担当課長は、7. で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、保全の実施に当たって、以下の必要なプロセスを「保守管理要領」に従い、実施する。</p> <p>a. 工事計画</p> <p>b. 設計管理</p> <p>c. 調達管理</p> <p>d. 工事管理</p> <p>(3) 保守担当課長は、点検・補修等の結果について記録する。</p>	<p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 品質保証課長及び保守担当課長は、6. で定める保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 関係課長は、保全の実施にあたって、第103条の4の設計管理及び第103条の5による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 関係課長は、保全の結果について記録する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。</p>			
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>ニ 発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>へ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p>	<p>9.点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※3}までに確認・評価し、記録する。また、施設定期検査を実施した場合は、別表118-1に示す(2)施設定期検査の結果の記録を保存する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、「保守管理要領」に従い、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※3}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>[号を加える]</p>	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果(定期事業者検査を除く)から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、(1)にて最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、「施設管理要領」に従い、保全が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 品質保証課長は、性能維持施設が所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため定期事業者検査を第103条の6(定期事業者検査の実施)に従い、定められた時期までに確認・評価し記録する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>
<p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>なし</p>	<p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号)</p> <p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p> <p>(省略)</p> <p>カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法(第4号へ)</p> <p>設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。</p> <p>工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。</p> <p>点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。</p> <p>注:Ⅲ. 5. は、運用ガイドの「定期事業者検査」の「5. 原子力施設の評価」を指す。</p>	<p>※3: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>※4: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 二十四 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 24 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有(研開炉規則第87条第3項第24号) ○ メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の原子炉設置者と共有し、発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p> <p>研開炉規則 第七十六条 第一項 四 <u>前号に規定する保守管理の目標</u>を達成するため、次の事項を定めた<u>保守管理</u>の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って<u>保守管理</u>を実施すること。 イ～ニ (省略) ホ <u>二の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること。</u></p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 19 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有(研開炉規則第87条第3項第20号) ○ メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の原子炉設置者と共有し、発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p> <p>研開炉規則 第七十六条 第一項 四 <u>施設管理目標</u>を達成するため、次の事項を定めた<u>施設管理</u>の実施に関する計画(<u>以下この項において「施設管理実施計画」という。</u>)を策定し、当該計画に従って<u>施設管理</u>を実施すること。 イ～ヘ (省略) ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号) 施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。 (省略) キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置(第4号ト) 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価で特定された問題点等の原因を除去し、さらに類似の事象が発生しないよう施設管理に係る保安活動の方法、体制等を見直すとともに、改めて必要な措置を実施する必要がある。特に、点検等の結果として、設計段階や点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違があった場合には、設計の見直し等まで遡って検討するなど、必要に応じて施設管理に係る保安活動全体に是正処置及び未然防止処置を検討し、対応を図る必要がある。</p>	<p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置 (1) <u>保守担当課長</u>は、不適合が認められた場合、第3条8.3に基づく不適合管理を実施し、記録する。また、必要に応じて第3条8.5.2に基づく是正処置及び第3条8.5.3に基づく予防処置を実施する。なお、以下のa.及びb.の場合には、<u>点検・補修等の不適合</u>として不適合管理を行った上で、<u>9.</u>の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに<u>予防処置</u>を講ずる。 a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合(点検期限の超過を含む。) b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、「保守管理要領」に従い、<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) <u>保守担当課長</u>は、(1)a.及びb.の場合の不適合管理、是正処置及び<u>予防処置</u>について記録する。 [号を加える]</p>	<p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) <u>関係課長</u>は、不適合が認められた場合、第3条8.3に基づく不適合管理を実施し、記録する。また、必要に応じて第3条8.5.2に基づく是正処置を実施する。なお、以下のa.及びb.の場合には、<u>保全の不適合</u>として不適合管理を行った上で、<u>8.</u>の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置を講ずる。 a. <u>保全</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合(点検期限の超過を含む。) b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、「施設管理要領」に従い、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) <u>関係課長</u>は、他の原子力施設の運転経験等の知見をもとに、<u>自らの組織</u>で起こり得る問題の影響に照らし適切な未然防止処置を講ずる。 (3) <u>関係課長</u>は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づく改善措置活動に基づき実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映) 記載の適正化</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映(第1項第5号及び第6号) 施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。 施設管理実施計画の評価については、4.ア.の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。 特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 施設管理目標の監視結果 ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 iii. トラブル等の経験その他の運転経験 iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果(該当する場合) v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ vi. リスク情報及び科学的知見 	<p>11. 保全の有効性評価</p> <p>保守担当課長は、保全活動から得られた情報から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 機器等移動状況・点検状況の結果 c. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 d. トラブルなど運転経験 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報及び科学的知見 <p>(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>[項を加える]</p>	<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>保守担当課長は、保全活動から得られた情報から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 機器等移動状況・点検状況の結果 c. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 d. トラブルなど運転経験 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報及び科学的知見 <p>(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>2. 品質保証課長は、定期事業者検査の結果について、検査活動から得られた情報から、検査の有効性を評価し、検査が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>五 発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項から第三項に規定する措置を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間 ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間 <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間 ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間 <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映(第1項第5号及び第6号) 施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。</p>	<p>12. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) 所長は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 所長は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 所長は、10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 所長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則及びもんじゅの保安規定審査の考え方並びに保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>施設管理実施計画の評価については、4.ア.の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していく必要がある。</p> <p>特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 施設管理目標の監視結果 ii. 保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 iii. トラブル等の経験その他の運転経験 iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果(該当する場合) v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ vi. リスク情報及び科学的知見 			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映(第1項第5号及び第6号) 施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。 施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。 特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。 i. 施設管理目標の監視結果 ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 iii. トラブル等の経験その他の運転経験 iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果(該当する場合) v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ vi. リスク情報及び科学的知見</p>			
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号) 施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。 (省略)</p> <p>イ. 設計及び工事の計画及び実施(第4号ロ)</p>	<p>[項目を加える]</p>	<p>12. 構成管理 関係課長は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第3条7. 3. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第103条の4の設計管理に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう。)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超えるものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。</p> <p>設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うもののほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転経験等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。</p> <p>設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないように配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ. に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。</p> <p>工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>イ、ロ (省略)</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保安のために実施するものに限る。)に関すること</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号) 施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。 (省略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施(第4号ハ) 原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安に従事する者が毎日1回以上(廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合※3には毎週1回以上)の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。 また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。 ※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>			
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>二十四 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>24 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有(研開炉規則第87条第3項第24号)</p> <p>○ メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の原子炉設置者と共有し、発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>19 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有(研開炉規則第87条第3項第20号)</p> <p>○ メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の原子炉設置者と共有し、発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>13. 情報共有</p> <p>品質保証課長は、「もんじゅ不適合管理要領」に従い、原子炉施設の保安の向上を図る観点から必要な技術情報を、他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
		14. 故障リスクへの対応 保守担当課長は、燃料取出し作業等の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、以下の対応を行う。 (1) 故障時に調達に時間を要する海外調達物品や生産中止物品等を予備品として保有する。 (2) 施設の安全性に影響がない機器であっても、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。	(変更なし)	(変更なし)
<div data-bbox="157 510 638 661"> <p>研開炉規則 第八十七条 第三項 二十三 発電用原子炉施設の保守管理に関すること(溶接事業者検査の実施に関するを含む。)</p> </div> <div data-bbox="157 688 638 871"> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 23 発電用原子炉施設の保守管理(研開炉規則第87条第3項第23号) ④ 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。</p> </div>	<div data-bbox="691 510 1172 661"> <p>研開炉規則 第八十七条 第三項 十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関するを含む。)</p> </div> <div data-bbox="691 688 1172 871"> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 18 発電用原子炉施設の施設管理(研開炉規則第87条第3項第19号) 削除</p> </div>	<p>(溶接事業者検査の実施体制) 第103条の2 所長は、溶接事業者検査を統括する。 2 溶接事業者検査の実施箇所の課長は、関係箇所と十分な連絡協力を図りながら溶接事業者検査を進めるとともに所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示・管理を行う。</p>	<p>第103条の2 (削除)</p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(保安措置運用ガイドの反映)
		<p>(事業者自主検査の実施体制) 第103条の3 所長は、事業者自主検査*1を統括する。 2 事業者自主検査*1の実施箇所の課長は、関係箇所と十分な連絡協力を図りながら事業者自主検査を進めるとともに所管する検査員の職務遂行に関して適切な指示・管理を行う。 *1: 廃止措置計画の第6-1表に示した維持機能を確認する検査を行う。</p>	<p>第103条の3 (削除)</p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(保安措置運用ガイドの反映)
<div data-bbox="157 1247 638 1577"> <p>研開炉規則 第七十六条 第一項 四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。 [号の細分を加える。]</p> </div> <div data-bbox="157 1604 638 1671"> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p> </div>	<div data-bbox="691 1247 1172 1608"> <p>研開炉規則 第七十六条 第一項 四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。 イ(省略) ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> </div> <div data-bbox="691 1635 1172 1980"> <p>運用ガイド VI 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号) 施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。 (省略) イ. 設計及び工事の計画及び実施(第4号ロ) 施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必</p> </div>	<p>[条を加える]</p>	<p>(設計管理) 第103条の4 関係課長は、性能維持施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 関係課長は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3(設計・開発)に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能又は性能に関する要求事項 (2) 「研究開発段階発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、次条に定める作業管理及び定期事業者検査の実施を考慮する。</p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(保安措置運用ガイドの反映)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超えるものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。</p> <p>設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うもののほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転経験等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。</p> <p>設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないように配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ.に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。</p> <p>工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。</p>			
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p style="text-align: center;">[号の細分を加える。]</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号) 施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p> <p>(省略)</p> <p>イ. 設計及び工事の計画及び実施(第4号ロ) 施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超えるものについては、設計及び工事の全体工程を明確にし</p>	<p>[条を加える]</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第103条の5 関係課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 関係課長は、性能維持施設の点検及び工事を行う場合原子炉施設の安全を確保するために、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 性能維持施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 関係課長は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第16条による巡視を定期的実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(保安措置運用ガイドの反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
	<p>つ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。</p> <p>設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うもののほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転経験等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。</p> <p>設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないように配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ. に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。</p> <p>工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号) 施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。 (省略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施(第4号ハ) 原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保全に従事する者が毎日1回以上(廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合※3には毎週1回以上)の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。 また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。 ※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度並びに時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること</p>	<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>ニ 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p>			
<p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>なし</p>	<p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号)</p> <p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p> <p>(省略)</p> <p>エ. 点検等の計画及び実施(第4号ニ)</p> <p>点検等(使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。)について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。</p> <p>点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの(以下「使用前点検」という。)と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの(以下「使用中点検」という。)に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、II. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、III. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。</p> <p>○点検等の範囲</p> <p>点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等 ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等 ・性能維持のための措置を伴う点検等 <p>これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。</p> <p>○点検等の方法</p> <p>使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。</p> <p>使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全(機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式)、及び③事後保全(機器等の機能喪失発見後に修復を行う</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理 なし</p>	<p>方式)のいずれかの保全方式とするか※4を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。 (以下、省略)</p> <p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号) 施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。 (省略)</p> <p>オ. 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置(4号ホ) 工事及び点検等の工程に応じて、原子力施設の運転等の停止時※6を含めて、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な対策を計画し、施設管理に係る保安活動の実施に当たって保安を確保する必要がある。 なお、上述の計画は報告時点のものとし、工程の期間変更といった各工程における措置に変更がない場合には、報告の内容を変更する必要はないものとする。 ※6 オ. の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<div data-bbox="160 247 605 537" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。</p> <p>ニ 発電用原子炉施設の点検等□□□の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> </div> <div data-bbox="160 567 605 630" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>なし</p> </div>	<div data-bbox="688 231 1169 562" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>研開炉規則 第七十六条 第一項</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>へ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> </div> <div data-bbox="688 592 1169 1369" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>運用ガイド VI 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画(第1項第4号)</p> <p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p> <p>(省略)</p> <p>カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法(第4号へ)</p> <p>設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。</p> <p>工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。</p> <p>点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。</p> </div>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 <u>二十三</u> 発電用原子炉施設の<u>保守管理</u>に関する事 と(<u>溶接事業者検査</u>の実施に関する事を含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 <u>23</u> 発電用原子炉施設の保守管理(研開炉規則第87 条第3項第<u>23</u>号) ① 省略 ② <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原 子炉施設の保守管理に関する事について、 適切な内容が定められていること。</u></p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 <u>十九</u> 発電用原子炉施設の<u>施設管理</u>に関する事 (<u>使用前事業者検査</u>及び<u>定期事業者検査</u>の実施 に関する事を含む。)</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 <u>18</u> 発電用原子炉施設の施設管理(研開炉規則第87 条第3項第<u>19</u>号) ① 省略 ② <u>使用前事業者検査</u>及び<u>定期事業者検査</u>の実 施に関する事が定められていること。</p> <p>研開炉技術基準規則 第三条の二 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた 場合には、当該認可に係る廃止措置計画(同条第三 項において準用する法第十二条の六第三項又は同 条第五項の規定による変更の認可又は届出があっ たときは、その変更後のもの。以下この条において 同じ。)で定める性能維持施設(研開炉規則第百一 一条第一項第六号の性能維持施設をいう。)につい ては、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認 可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該 施設を維持しなければならない。</p> <p>研開炉技術基準規則の解釈 なし</p>	<p>[条を加える]</p>	<p>(<u>定期事業者検査の実施</u>) 第103条の6 所長は、性能維持施設の性能を定期的に確認するための <u>定期事業者検査の計画及び実施の報告を行う。</u></p> <p>2 品質保証課長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象 となる設備等の保守担当課とは別の組織の者を実施責任者として指名 する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の事項を実施する。 <u>(1) 検査の実施体制を構築すること。(検査員の指名を含む)</u> <u>(2) 検査要領書*1を作成し、検査を実施すること。</u> <u>(3) 検査対象の原子炉施設が廃止措置計画の性能維持施設の性能を満 足するものであることを判断するために必要な検査項目と検査 項目毎の判定基準を定めること。</u> <u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項の 基準に適合することを最終判断すること。</u></p> <p>4 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、 <u>検査実施責任者の立会頻度を定め、立ち会う。</u></p> <p>5 品質保証課長は、以下の事項を実施する。 <u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して 管理を行うこと。</u> <u>(2) 検査に係る記録の管理を行うこと。</u> <u>(3) 検査に係る要員の教育を行うこと。</u></p> <p>*1:各設備の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必 要な事項を定めた検査実施要領を定める。 <u>・廃止措置計画の性能維持施設の性能を確認するために十分な方法</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直 しに伴う変更(保安措置運用ガイド の反映)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考 (記載の考え方)
<p>研開炉規則 第51条 (定期事業者検査の実施時期) 第五十一条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。</p> <p>一 特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、第四十四条第一項又は第四十五条第一項第二号若しくは第三号の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けべき時期</p> <p>二 特定発電用原子炉施設についての次条第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと</p> <p>[項を加える。]</p>	<p>研開炉規則 第51条 (定期事業者検査の実施時期) 第五十一条 定期事業者検査は、発電用原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降三月を超えない時期(判定期間が十四月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降三月を超えない時期に行うものとする。</p> <p>[各号を削る。]</p> <p>2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、第七十六条第一項第一号及び第九十四条の六第一号において「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。</p> <p>一 次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査(炉心の性能に係るものを除く。)を行うべきもの</p> <p>二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの</p> <p>三 次のいずれかに掲げるもの</p> <p>イ 計測装置であってその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであって予備のものが設置されているものその他機械又は器具であって発電用原子炉施設の使用時ににおいて技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>2 特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの(施設定期検査を受けるべきものを除く。)にあっては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。</p> <p>3 次に掲げる場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。 二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。 <p>4 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地 三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び出力 <p>四 直近の定期事業者検査が終了した年月日</p> <p>五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由</p> <p>5 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。</p>	<p>3 発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合にあっては、発電用原子炉施設の使用時)における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあっては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる</p> <p>4 次に掲げる場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。 二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。 <p>5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地 三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号(発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。第五十五条第二項第三号において同じ。) <p>四 直近の定期事業者検査が終了した年月日</p> <p>五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由</p> <p>6 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 (定期事業者検査の実施) 第五十二条 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 <p>三 各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p>	<p>研開炉規則 (定期事業者検査の実施) 第五十二条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 <p>[号を削る。]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向 二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果 三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。) <p>4 第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。</p> <p>5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。</p> <p>6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。</p>			

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
		<p>第 9 章 非常時の措置</p> <p>第 1 節 事前対策</p> <p>(非常事態の定義)</p> <p>第 104 条 この規定において「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、放射性物質の放出による被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であつて、もんじゅの通常組織では事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことができない事態をいう。</p>	<p>第 9 章 非常時の措置</p> <p>第 1 節 事前対策</p> <p>(変更なし)</p>	(変更なし)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>② 緊急事態が発生した場合における運転操作に関する規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>② 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(非常事態対策組織)</p> <p>第 105 条 施設保安課長は、非常事態が発生した場合に直ちに非常事態対策活動を行えるよう、班、役割を定めた非常事態対策組織をあらかじめ編成し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 非常事態対策組織に本部を置き、本部長は所長があたる。ただし、所長は、本部長としての職務が果たせない場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	(変更なし)	(変更なし)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(要員の確保)</p> <p>第 106 条 施設保安課長はあらかじめ前条に基づき編成した非常事態対策組織に対応する、具体的な所員の配置を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受けるとともに、所長の承認を得る。</p>	(変更なし)	(変更なし)
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。</p> <p>1 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。</p> <p>1 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨</p>	<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第 106 条の 2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員及び協力会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表 106 の 2 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 別表 106 の 2 に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について 250 ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業従事者は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管</p>	(変更なし)	(変更なし)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>を機構の理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>II 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>III 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する作業員及び協力企業の作業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>を機構の理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>II 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>III 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>		
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>(器材の整備)</p> <p>第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び施設保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>③ 緊急事態が発生したときは、定められた通報経路に従って関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>③ 緊急事態が発生したときは、定められた通報経路に従って関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>(通報系統)</p> <p>第108条 施設保安課長は、非常事態が生じた場合の機構内及び国、県、市、警察署、消防署等の機構外関係機関との通報系統をあらかじめ定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <hr/> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>(非常時対処訓練)</p> <p>第109条 所長は、所員に対して、非常事態に対処するための総合的な実地訓練を、1年に1回*¹以上実施する。</p> <p>2 施設保安課長は、前項の実地訓練を行うに当たっては、あらかじめ、目的、日時、対象者を定めた実施計画を作成し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者に対して別表106の2に定める緊急作業についての訓練を1年に1回*¹以上実施する。</p> <p>*1：4月1日を始期とする。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>第2節 初期活動</p> <p>(通報)</p> <p>第110条 原子炉施設に異常が発生し、又は発生するおそれがあるこ</p>	<p>第2節 初期活動</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>とを発見した者は、直ちに当直長に通報する。</p> <p>2 当直長は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合には、その旨を直ちに施設管理課長に通報する。</p> <p>3 施設管理課長は、前項の通報を受けた場合には、その旨を直ちに所長、原子炉主任技術者、廃止措置部長及び安全管理課長に通報する。</p>		
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第111条 当直長は、直ちに異常の状況を把握し、必要に応じて次の応急措置を講ずる。</p> <p>(1) 異常の拡大防止に努めること。</p> <p>(2) 前号の措置を講ずるために必要な人員以外の者を管理区域外に退避させること。</p> <p>(3) 救護活動を行うこと。</p> <p>2 安全管理課長は、前条第3項の通報を受けた場合には、周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を調査し、その結果を所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講ずる。</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第111条 当直長は、直ちに異常の状況を把握し、必要に応じて次の応急措置を講じる。</p> <p>(1) 異常の拡大防止に努めること。</p> <p>(2) 前号の措置を講じるために必要な人員以外の者を管理区域外に退避させること。</p> <p>(3) 救護活動を行うこと。</p> <p>2 安全管理課長は、前条第3項の通報を受けた場合には、周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を調査し、その結果を所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>第3節 非常時における活動</p> <p>(非常事態の発令)</p> <p>第112条 所長は、第110条第3項により通報を受け、その事態が非常事態に該当すると判断した場合には、直ちに非常事態を発令する。</p>	<p>第3節 非常時における活動</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>(非常事態における活動)</p> <p>第113条 本部長は、非常事態が発令された場合には、非常事態対策組織を設置し、対策要員の招集を行い、その旨をもんじゅ内へ周知するとともに、機構内及び機構外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常事態対策組織は、本部長の統括のもとに事故の原因除去、拡大防止等の措置を講ずる。</p>	<p>(非常事態における活動)</p> <p>第113条 本部長は、非常事態が発令された場合には、非常事態対策組織を設置し、対策要員の招集を行い、その旨をもんじゅ内へ周知するとともに、機構内及び機構外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常事態対策組織は、本部長の統括のもとに事故の原因除去、拡大防止等の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87条第3項第16号)</p> <p>⑦ 緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の事項が定められていること。</p> <p>I 緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施すること。</p> <p>II 緊急作業に従事した際に健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関する適切な内容。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第3項</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>⑦ 緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の事項が定められていること。</p> <p>I 緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施すること。</p> <p>II 緊急作業に従事した際に健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関する適切な内容。</p>	<p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>第113条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を別表113の2に定める項目及び頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</p> <p>(2) 原子炉施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</p>	<p>(変更なし)</p>	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87 条 第三項第16号) ⑧ 緊急事態を発生させた事象が収束したときは緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87 条 第三項第15号) ⑧ 緊急事態を発生させた事象が収束したときは緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	<p>(非常事態の解除)</p> <p>第114条 本部長は、非常事態が終息し、通常組織で対処できると判断した場合には、非常事態対策組織活動の終結を宣言する。</p> <p>2 本部長は、非常事態対策活動の終結に当たって、非常事態対策組織を解散するとともに、その旨をもんじゅ内へ周知し、機構内及び機構外関係機関へ通報する。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 17 非常の場合に採るべき処置(研開炉規則第87 条 第三項第16号) ④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項 十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方 15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87 条 第三項第15号) ④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p>	<p>第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第115条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。</p>	<p>第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置 (変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する ことであつて次に掲げるもの イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。) に関すること。 ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲 げるもの (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関するこ と。 (2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関する こと。 (3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関するこ と。 (4) 放射線管理に関すること。 (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染さ れた物の取扱いに関すること。 (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。 ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関 し必要な事項</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>7 廃止措置を行う者に対する保安教育(研開炉規 則第87条第3項第6号)</p> <p>① 従業員及び協力企業の従業員について、保 安教育実施方針が定められていること。</p> <p>② 従業員及び協力企業の従業員について、保 安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定め られていること。</p> <p>③ 協力企業の従業員について、保安教育実施 方針に基づいた保安教育の実施状況を確認 することが定められていること。</p> <p>④ 次に掲げる事項について定められ、その見 直しの頻度等についても定められているこ と。 I 関係法令及び保安規定の遵守に関するこ と。 II 発電用原子炉施設の構造及び性能に関す ること。 III 発電用原子炉施設の廃止措置に関する こと。 IV 放射線管理に関すること。 V 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染 された物の取扱いに関すること。 VI 非常の場合に講ずべき処置に関するこ と。</p> <p>⑤ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関 し必要な事項</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する ことであつて次に掲げるもの イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。) に関すること。 ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲 げるもの (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関するこ と。 (2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関する こと。 (3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関するこ と。 (4) 放射線管理に関すること。 (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染さ れた物の取扱いに関すること。 (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。 ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関 し必要な事項</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>6 廃止措置を行う者に対する保安教育(研開炉規 則第87条第3項第6号)</p> <p>① <u>もんじゅの運転及び管理を行う者(役務を 供給する事業者に属する者を含む。以下「従 業員」という。)</u>について、保安教育実施方針 が定められていること。</p> <p>② 従業員について、保安教育実施方針に基づ き、保安教育計画を定め、計画的に保安教育 を実施することが定められていること。</p> <p>③ 従業員について、保安教育実施方針に基づ いた保安教育の実施状況を確認することが 定められていること。</p> <p>④ 次に掲げる事項について定められ、その見 直しの頻度等についても定められているこ と。 I 関係法令及び保安規定の遵守に関するこ と。 II 発電用原子炉施設の構造及び性能に関す ること。 III 発電用原子炉施設の廃止措置に関する こと。 IV 放射線管理に関すること。 V 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染 された物の取扱いに関すること。 VI 非常の場合に講ずべき処置に関するこ と。</p> <p>⑤ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関 し必要な事項</p>	<p>第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第116条 計画管理課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員 への保安教育実施計画を別表116-1、別表116-2及び別表1 16-3の実施方針に基づいて定め、廃止措置部長及び原子炉主任技 術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 計画管理課長、安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、 前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。安全管理課 長、施設管理課長及び燃料環境課長は、項目、実施日、受講者氏名、 教育時間を記載した実施結果を四半期末及び年度毎に計画管理課長に 通知する。 ただし、計画管理課長、安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境 課長は、次のいずれかに該当すると認められた者については、該当する教 育について省略することができる。 (1) 他の原子力発電所において同等の保安教育を受けた者 (2) 他の事業所において同等の保安教育を受けた者 (3) 所長により別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部に ついて十分な知識及び技能を有していると認められた者</p> <p>3 計画管理課長は前項の報告内容を四半期末及び年度毎に取りまと め、所長、原子炉主任技術者及び廃止措置部長に報告する。</p> <p>4 計画管理課長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。</p> <p>5 計画管理課長、安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、 具体的な保安教育の内容を定めるとともに、計画管理課長が定める見 直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(協力会社従業員への保安教育)</p> <p>第117条 各課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社に行わせる場 合は、当該協力会社従業員のもんじゅ入所時に安全に必要な教育が別 表117の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。また、 教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認め た者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p> <p>2 安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内にお ける業務を協力会社が行うに当たっては、当該業務に従事する協力会 社従業員に対し、安全に必要な教育が別表117の実施方針に基づい て実施されていることを確認する。また、教育の実施状況を確認する ため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認め た者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p> <p>3 安全管理課長及び燃料環境課長は、原子炉施設に関する作業のうち 燃料取扱作業に関する業務、施設管理課長は、原子炉施設に関する作 業のうち放射性廃棄物処理設備に関する業務を協力会社に行わせる場 合は、次の各号を遵守する。 (1) 当該業務に従事する従業員に対し、別表116-1、別表116 -2及び別表116-3の実施方針に準じる保安教育実施計画を 定めていることを確認し、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を 受け、所長の承認を得る。 (2) 前号の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されてい ることを確認し、その実施結果を所長、原子炉主任技術者及び所管部</p>	<p>第10章 保安教育</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
		長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。		

別表116-1 保安教育実施方針(総括表)

大分類	中分類 (保安規定の節、第87条のイのイ)	小分類 (項目)	内容	実施時期	対象者と教育時間*				
					当直長 当直長補佐	運転員 上級運転員 中級運転員	初級運転員 訓練運転員	燃料取扱作業の 業務に関わる者 放射線業務 処理設備の業 務に関わる者	運転員以外 事務系所属 技術系所属
入炉時に 実施する 教育	保安教育	関係法令及び保安規定 の遵守に関する事	原子炉等規制法に關する法令の概要及び法令等の遵守に関する事*	1回/年 新規(1回/年)	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉のしくみ	原子炉のしくみ		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線、主 系統の機 能	原子炉が放射線発生装置等主要系統の構造に関する事 原子炉が放射線発生装置等主要系統の機能・性能に関する事		◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の構造、 性能に関する事	原子炉施設の構造		◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の停止措置 に関する事	停止措置の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		非常時の場合に採るべき処置に関する事	非常時の場合に採るべき処置の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		品質保証に関する事	品質保証活動に関する事		◎	◎	◎	◎	◎
		関係法令及び保安規定の 遵守に関する事	法令、労働安全衛生規則、電離放射線障害防止規則の関係条項及び法令等の遵守に関する事**		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
その他 反復教育	保安教育	放射線管理に関する事	放射線管理の概要	1回/年	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	

*1: 各作業に必要とされている教育科目は、作業ごとに定められている。また、作業ごとに定められている教育科目は、作業ごとに定められている。
 *2: 本表は、同一項目であっても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合は、以下のとおり。
 ・本表は、同一項目であっても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合は、以下のとおり。
 ・本表は、同一項目であっても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合は、以下のとおり。
 ・本表は、同一項目であっても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合は、以下のとおり。
 *3: 非常時の場合は、関係法令及び保安規定の遵守に関する事を含む。

改正前

改正後

別表116-1 保安教育実施方針(総括表)

大分類	中分類 (保安規定の節、第87条のイのイ)	小分類 (項目)	内容	実施時期	対象者と教育時間*				
					当直長 当直長補佐	運転員 上級運転員 中級運転員	初級運転員 訓練運転員	燃料取扱作業の 業務に関わる者 放射線業務 処理設備の業 務に関わる者	運転員以外 事務系所属 技術系所属
入炉時に 実施する 教育	保安教育	関係法令及び保安規定 の遵守に関する事	原子炉等規制法に關する法令の概要及び法令等の遵守に関する事*	1回/年 新規(1回/年)	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉のしくみ	原子炉のしくみ		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線、主 系統の機 能	原子炉が放射線発生装置等主要系統の構造に関する事 原子炉が放射線発生装置等主要系統の機能・性能に関する事		◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の構造、 性能に関する事	原子炉施設の構造		◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の停止措置 に関する事	停止措置の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		非常時の場合に採るべき処置に関する事	非常時の場合に採るべき処置の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		品質保証に関する事	品質保証活動に関する事		◎	◎	◎	◎	◎
		関係法令及び保安規定の 遵守に関する事	法令、労働安全衛生規則、電離放射線障害防止規則の関係条項及び法令等の遵守に関する事**		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
その他 反復教育	保安教育	放射線管理に関する事	放射線管理の概要	1回/年	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎
		放射線管理に関する事	放射線管理の概要		◎	◎	◎	◎	◎

*1: 各作業に必要とされている教育科目は、作業ごとに定められている。また、作業ごとに定められている教育科目は、作業ごとに定められている。
 *2: 本表は、同一項目であっても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合は、以下のとおり。
 ・本表は、同一項目であっても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合は、以下のとおり。
 ・本表は、同一項目であっても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合は、以下のとおり。
 ・本表は、同一項目であっても異なる教育で、複数の科目をカバーする場合は、以下のとおり。
 *3: 非常時の場合は、関係法令及び保安規定の遵守に関する事を含む。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「保守管理」を「施設管理」に変更)

別表116-3 保安教育実施方針(運転員)

中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ¹⁾				実施頻度及び時間
	小分類(項目)	細目		当直長 当直長補佐	上級運転員 中級運転員	初級運転員 訓練運転員	放射性廃棄物処理設 備の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	総則、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要及び法令等の遵守に関する事項 ²⁾	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上 ²⁾ <放射性液体・固体廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で2.4時間以上 ²⁾
			保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	×	◎	◎	
			廃止措置計画に関する事項	◎	◎	◎	◎	
			工事の計画及び実施に関する事項	◎	◎	◎	◎	
			施設運用管理についての概要	◎	◎	◎	◎	
			施設運用上の基準についての概要	◎	◎	◎	◎	
			異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	
			巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	
			定期的な実施する試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎	
			各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の対応操作(現場操作)	◎	◎	◎	◎	
			異常時操作の適用と根拠	◎	◎	◎	◎	
			施設運用上の基準の値と基準を越えた場合の措置	◎	◎	◎	◎	
巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	◎				
定期的な実施する試験の操作と基準値	◎	◎	◎	◎				
各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	◎	◎				
警報発生時の対応操作(中央制御室)	◎	◎	◎	◎				
異常時操作の対応(中央制御室)	◎	◎	◎	◎				
施設運用上の基準及び基準を越えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	◎	◎				
異常時操作(判断・指揮命令)	◎	◎	◎	◎				
警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎				
定期検査時の検査項目とI	◎	◎	◎	◎				
定期検査時の検査項目とII	◎	◎	◎	◎				
放射線固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎	◎				
燃料の臨界管理に関する事項	◎	◎	◎	◎				
燃料の検査、取替・運搬及び貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	◎				

◎：全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)
 ×：教育の対象外

*1：各対象者に要求される教育項目は、対象となった時点から課せられる。
 *2：記載するに当たっては、以下のとおり。
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある)
 ・この0年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
 (上表の表の細目の時間を重複した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接にかかわっていることから細目毎の時間の区別は行わない。
 *3：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項をいう。

別表116-3 保安教育実施方針(運転員)

中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ¹⁾				実施頻度及び時間
	小分類(項目)	細目		当直長 当直長補佐	上級運転員 中級運転員	初級運転員 訓練運転員	放射性廃棄物処理設 備の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	総則、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要及び法令等の遵守に関する事項 ²⁾	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上 ²⁾ <放射性液体・固体廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で2.4時間以上 ²⁾
			保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	×	◎	◎	
			廃止措置計画に関する事項	◎	◎	◎	◎	
			工事の計画及び実施に関する事項	◎	◎	◎	◎	
			施設運用管理についての概要	◎	◎	◎	◎	
			施設運用上の基準についての概要	◎	◎	◎	◎	
			異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	
			巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	
			定期的な実施する試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎	
			各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の対応操作(現場操作)	◎	◎	◎	◎	
			異常時操作の適用と根拠	◎	◎	◎	◎	
			施設運用上の基準の値と基準を越えた場合の措置	◎	◎	◎	◎	
巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	◎				
定期的な実施する試験の操作と基準値	◎	◎	◎	◎				
各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	◎	◎				
警報発生時の対応操作(中央制御室)	◎	◎	◎	◎				
異常時操作の対応(中央制御室)	◎	◎	◎	◎				
施設運用上の基準及び基準を越えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	◎	◎				
異常時操作(判断・指揮命令)	◎	◎	◎	◎				
警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎				
定期検査時の検査項目とI	◎	◎	◎	◎				
定期検査時の検査項目とII	◎	◎	◎	◎				
放射線固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎	◎				
燃料の臨界管理に関する事項	◎	◎	◎	◎				
燃料の検査、取替・運搬及び貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	◎				

◎：全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)
 ×：教育の対象外

*1：各対象者に要求される教育項目は、対象となった時点から課せられる。
 *2：記載するに当たっては、以下のとおり。
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある)
 ・この0年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
 (上表の表の細目の時間を重複した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接にかかわっていることから細目毎の時間の区別は行わない。
 *3：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項をいう。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「保守管理」を「施設管理」に、「定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前			改正後			備考(記載の考え方)
		(8) 炉心の温度	連続*1 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	(5) 炉心の温度	連続*1 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	記録項目の番号繰り上げ
		(9) 冷却材入口温度	1時間ごと*1 (運転中。燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	(6) 冷却材入口温度	1時間ごと*1 (運転中。燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	
		(10) 冷却材出口温度	1時間ごと*1 (運転中。燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	(7) 冷却材出口温度	1時間ごと*1 (運転中。燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	
		(11) 冷却材圧力	1時間ごと*1 (運転中。ただし燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	(8) 冷却材圧力	1時間ごと*1 (運転中。ただし燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	
		(12) 冷却材流量	1時間ごと*1 (運転中。ただし燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	(9) 冷却材流量	1時間ごと*1 (運転中。ただし燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	10年間	
		(13) 制御棒位置	1時間ごと*1 (運転中。ただし燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	(10) 制御棒位置	1時間ごと*1 (運転中。ただし燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	
		(14) 原子炉に使用している冷却材の純度 (第25条関係)	毎日1回*1 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	(11) 原子炉に使用している冷却材の純度 (第25条関係)	毎日1回*1 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	
		(15) 原子炉内における燃料体の配置 (第71条関係)	配置又は配置替えの都度	取出後 10年間	(12) 原子炉内における燃料体の配置 (第71条関係)	配置又は配置替えの都度	取出後 10年間	
		(16) 運転開始前の原子炉施設の点検結果	運転開始の都度	1年間	(13) 運転開始前の原子炉施設の点検結果	運転開始の都度	1年間	
		(17) 運転停止後の原子炉施設の点検結果	運転停止の都度	1年間	(14) 運転停止後の原子炉施設の点検結果	運転停止の都度	1年間	
		(18) 運転開始日時 (第18条関係)	その都度 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	(15) 運転開始日時 (第18条関係)	その都度 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	
		(19) 臨界到達日時 (第18条関係)	その都度 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	(16) 臨界到達日時 (第18条関係)	その都度 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前		改正後		備考(記載の考え方)			
		(20) 運転切替日時 (第18条関係)			(17) 運転切替日時 (第18条関係)	記録項目の番号繰り上げ			
		(21) 緊急しゃ断日時 (第18条関係)			(18) 緊急しゃ断日時 (第18条関係)				
		(22) 運転停止日時 (第18条関係)	その都度 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	(19) 運転停止日時 (第18条関係)		その都度 (燃料体が炉心から取り出されている場合は除く)	1年間	
		(23) 警報装置から発せられた警報の内容*3	その都度*1 (燃料体が炉心等から取り出されている場合は除く)	1年間	(20) 警報装置から発せられた警報の内容*3		その都度*1 (燃料体が炉心等から取り出されている場合は除く)	1年間	
		(24) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 (第15, 18条関係)	運転開始及び交代の都度	1年間	(21) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 (第15, 18条関係)		運転開始及び交代の都度	1年間	
		(25) 燃料体(使用済燃料を除く)の種類別の受渡量の (第68条関係)	受渡しの都度	10年間	(22) 燃料体(使用済燃料を除く)の種類別の受渡量の (第68条関係)		受渡しの都度	10年間	
		(26) 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後 10年間	(23) 原子炉への燃料体の種類別の挿入量		挿入の都度	取出後 10年間	
		(27) 使用済燃料の種類別の取出量 (第71, 71条の2関係)	取出しの都度	10年間	(24) 使用済燃料の種類別の取出量 (第71, 71条の2関係)		取出しの都度	10年間	
		(28) 取り出した使用済燃料の燃焼度 (第71条関係)	取出しの都度 又は毎月1回	10年間	(25) 取り出した使用済燃料の燃焼度 (第71条関係)		取出しの都度 又は毎月1回	10年間	
		(29) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (第71条の2関係)	配置又は配置替えの都度	5年間	(26) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (第71条の2関係)		配置又は配置替えの都度	5年間	
		(30) 使用済燃料の種類別の払出し量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 (第74条関係)	払出しの都度	10年間	(27) 使用済燃料の種類別の払出し量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 (第74条関係)		払出しの都度	10年間	
		(31) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前	挿入前	取出後 10年間		挿入前	挿入前	取出後 10年間
			取出後	取出後			取出後	取出後	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前			改正後			備考(記載の考え方)
		(32)原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (第93条関係)	毎日1回*1	10年間	(29)原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (第93条関係)	毎日1回*1	10年間	記録項目の番号繰り上げ
		(33)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (第76,77条関係)	1日間の平均濃度 毎日1回 3月間の平均濃度 3ヵ月ごとに1回	10年間	(30)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (第76,77条関係)	1日間の平均濃度 毎日1回 3月間の平均濃度 3ヵ月ごとに1回	10年間	
		(34)管理区域における外部放射線に係る1週間の線量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第93条関係)	毎週1回	10年間	(31)管理区域における外部放射線に係る1週間の線量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第93条関係)	毎週1回	10年間	
		(35)放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第89条関係)	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間*4	(32)放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第89条関係)	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間*4	
		(36)4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第89条関係)	原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回 (1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間以降に限る。)	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間*4	(33)4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第89条関係)	原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回 (1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間以降に限る。)	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間*4	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前			改正後			備考(記載の考え方)
		(37) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第113条の2関係)	その都度	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間*4	(34) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第113条の2関係)	その都度	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間*4	記録項目の番号繰り上げ
		(38) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第88条関係)	その者が当該業務につくと	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間*4	(35) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第88条関係)	その者が当該業務につくと	研究開発段階炉規則第62条第5項に定める期間*4	
		(39) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第97条関係)	運搬の都度	1年間	(36) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第97条関係)	運搬の都度	1年間	
		(40) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (第75条関係)	保管廃棄の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(37) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (第75条関係)	保管廃棄の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
		(41) 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固型化した場合には、その方法 (第75条関係)	封入又は固型化の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(38) 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固型化した場合には、その方法 (第75条関係)	封入又は固型化の都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
		(42) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 (第92条関係)	防止及び除染の都度	1年間	(39) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 (第92条関係)	防止及び除染の都度	1年間	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前			改正後			備考(記載の考え方)	
		(43) 事故の発生及び復旧の日時 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(40) 事故の発生及び復旧の日時 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	記録項目の番号繰り上げ	
		(44) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	(41) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間		
		(45) 事故の原因 (第119条関係)			(42) 事故の原因 (第119条関係)				
		(46) 事故後の措置 (第119条関係)			(43) 事故後の措置 (第119条関係)				
		(47) 風向及び風速 (第93条関係)	連続*1	10年間	(44) 風向及び風速 (第93条関係)	連続*1	10年間		
		(48) 降雨量 (第93条関係)			(45) 降雨量 (第93条関係)				
		(49) 大気温度 (第93条関係)			(46) 大気温度 (第93条関係)				
		(50) 保安教育の実施計画 (第116, 117条関係)	策定の都度	3年間	(47) 保安教育の実施計画 (第116, 117条関係)	策定の都度	3年間		
		(51) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 (第116, 117条関係)	その都度	3年間	(48) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名 (第116, 117条関係)	その都度	3年間		
		(52) 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称 (第67条の2及び第67条の3関係)	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	研究開発段階炉規則第62条第7項に定める期間	(49) 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称 (第67条の2及び第67条の3関係)	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	研究開発段階炉規則第62条第7項に定める期間		
		<p>*1: 記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障又は消耗品の取替え等により記録不能な期間を除く。</p> <p>*2: 研究開発段階炉規則第33条に基づく記録については、別表118-3による。</p> <p>*3: 「警報装置から発せられた警報」とは、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)」第46条第1項及び第2項の規定する範囲の警報をいう。</p> <p>*4: その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、発電</p>			<p>*1: 記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障又は消耗品の取替え等により記録不能な期間を除く。</p> <p>*2: 研究開発段階炉規則第62条以外のその他記録については、別表118-3による。</p> <p>*3: 「警報装置から発せられた警報」とは、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)」第46条第1項及び第2項の規定する範囲の警報をいう。</p> <p>*4: その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、発電</p>			原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研究開発段階炉規則の改正に伴う別表118-3の名称変更)	

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)																																				
		用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 *5:直接測定することが困難な場合、当該項目を間接的に推定できる記録をもってその事項の記録に代えることができる。 *6:中性子束計装が性能維持施設の対象外となった場合、第14条の確認記録とする。	研開炉規則第62条第2項に基づく記録の代替運用の追記 中性子束計装が性能維持施設から対象外となった場合の代替記録の注記を追加																																				
		<p>別表118-2 保安に関する記録(2)(研究開発段階炉規則第62条に基づく記録)*1</p> <table border="1" data-bbox="1210 567 1860 1617"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 文書化した、原子力安全に係る品質方針及び品質目標</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第3条に定める品質保証計画</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) JEAC4111の要求事項に基づき作成する別表3-1に定める文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>①新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書 ②別表3-2に定める文書</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録の頻度	保存期間	(1) 文書化した、原子力安全に係る品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 第3条に定める品質保証計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(3) JEAC4111の要求事項に基づき作成する別表3-1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	①新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書 ②別表3-2に定める文書			<p>別表118-2 保安に関する記録(2)(研究開発段階炉規則第62条に基づく記録)*1</p> <table border="1" data-bbox="1878 567 2528 1617"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 文書化した、原子力安全に係る品質方針及び品質目標</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第3条に定める品質マネジメント計画</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品質管理基準規則」という。)の要求事項に基づき作成する別表3-1に定める文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>①新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書 [削る]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録の頻度	保存期間	(1) 文書化した、原子力安全に係る品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 第3条に定める品質マネジメント計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(3) 原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品質管理基準規則」という。)の要求事項に基づき作成する別表3-1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	①新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書 [削る]			<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>記載の適正化(別表3-1と3-2の統合に伴う変更)</p>
記録	記録の頻度	保存期間																																						
(1) 文書化した、原子力安全に係る品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																						
(2) 第3条に定める品質保証計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																						
(3) JEAC4111の要求事項に基づき作成する別表3-1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																						
(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																						
①新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書 ②別表3-2に定める文書																																								
記録	記録の頻度	保存期間																																						
(1) 文書化した、原子力安全に係る品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																						
(2) 第3条に定める品質マネジメント計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																						
(3) 原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品質管理基準規則」という。)の要求事項に基づき作成する別表3-1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																						
(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																						
①新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書 [削る]																																								

		(5) JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の記録 ① マネジメントレビューの結果の記録 ②教育・訓練、技能及び経験について該当する記録 ③上記(3)及び(4)で、要求事項を満たしていることを実証するために、必要と定めた記録(本項の他で定めるものを除く) ④ 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 ⑤原子力発電施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 ⑥ 設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑦ 設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑧ 設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑨ 設計・開発の変更の記録 ⑩ 設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑪ 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録 ⑫ プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 ⑬ 業務に関するトレーサビリティ	実施の都度 実施後5年が経過するまでの期間		(5) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する次の記録 ① マネジメントレビューの結果の記録 ②教育・訓練、技能及び経験について該当する記録 ③上記(3)及び(4)で、要求事項を満たしていることを実証するために、必要と定めた記録(本項の他で定めるものを除く) ④ 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 ⑤原子力発電施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 ⑥ 設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑦ 設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑧ 設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑨ 設計・開発の変更の記録 ⑩ 設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録 ⑪ 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録 ⑫ プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 ⑬ 業務に関するトレーサビリティ	実施の都度 実施後5年が経過するまでの期間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前			改正後			備考(記載の考え方)
		ティの記録 ⑭ 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 ⑮ 校正又は検証に用いた基準の記録 ⑯ 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 ⑰ 校正及び検証の結果の記録 ⑱ 内部監査の結果の記録 ⑲ 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 ⑳ リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録 ㉑ 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 ㉒ 是正処置の結果の記録 ㉓ 予防処置の結果の記録			リティの記録 ⑭ 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 ⑮ 校正又は検証に用いた基準の記録 ⑯ 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 ⑰ 校正及び検証の結果の記録 ⑱ 内部監査の結果の記録 ⑲ 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 ⑳ リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録 ㉑ 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 ㉒ 是正処置の結果の記録 ㉓ 未然防止処置の結果の記録			原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)
		* 1 : 別表 118-1 及び別表 118-3 に掲げるものを除く。 別表 118-3 保安に関する記録(3)(研究開発段階炉規則第 3 3 条に基づく記録)			* 1 : 別表 118-1 及び別表 118-3 に掲げるものを除く。 別表 118-3 保安に関する記録(3)(研究開発段階炉規則第 6 2 条以外のその他記録)			原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研開炉規則改正による)

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前		改正後		備考(記載の考え方)
		<p>記録</p> <p>1. 溶接事業者検査の記録</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p>	<p>保存期間</p> <p>当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</p>	<p>記録</p> <p>[削る]</p>	<p>保存期間</p> <p>[削る]</p>	<p>る第33条の削除に伴う別表118-3の名称変更及び記録の変更)</p>
		<p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>当該溶接事業者検査を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間</p>	<p>[削る]</p>	<p>[削る]</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(研開炉規則改正に伴い、第53条の定期事業者検査の記録を追記)</p>
			<p>1. 定期事業者検査の結果の記録</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p>		
<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>二十一 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>二十二 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>22 発電用原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告(研開炉規</p>	<p>研開炉規則 第八十七条 第三項</p> <p>十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>十八 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>もんじゅ保安規定の審査に関する考え方</p> <p>17 発電用原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告(研開炉規</p>	<p>(報告)</p> <p>第119条 各課長は、次に定める報告事項について、遅滞なく所長、原子炉主任技術者及び所管部長に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第62条(施設運用上の基準を満足しない場合))</p> <p>(2) 研究開発段階炉規則第129条に定める報告を要する事態が発生した場合</p> <p>2 所長は、第65条第1項、第79条第1項及び前項に定める事項が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、敦賀廃止措置実証部門長の確認を受けた後に、理事長へ報告する。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>		

法令等の改正前 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	法令等の改正後 (炉規法、研開炉、審査基準、ガイド等)	改正前	改正後	備考(記載の考え方)
<p>則第87条第3項第21号及び第22号)</p> <p>③ もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>④ 研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には機構の理事長その他の経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する機構の理事長その他の経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>⑤ 研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象に準ずるものが具体的に定められていること。</p>	<p>則第87条第3項第17号及び第18号)</p> <p>③ もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>④ 研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には機構の理事長その他の経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する機構の理事長その他の経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>⑤ 研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象に準ずるものが具体的に定められていること。</p>			
			<p>附 則 (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p>	<p>附則の追加</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表（研開炉・新型転換炉原型炉ふげん）

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>第八十七条《中略》</p> <p>3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている<u>廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>一 <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</u></p>	<p>(1) <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</u></p> <p>・研開炉規則第87条第3項第1号</p> <p>1) <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>2) <u>保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</u></p>	<p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長を、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、<u>5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</u></p> <p>第1章 総則</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>(関係法令及び規定の遵守) 第3条 第6条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に定める保安活動を実施するに当たり、関係法令及び規定の遵守が確実に行われるようにする。 2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を品質方針として定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。 <u>3 第7条に定める職務に従事する者は、第2項に定める活動方針に基づき、第5条に定める品質マネジメント計画に従い、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。</u></p>
	<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p> <p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>(2) 品質マネジメントシステム ・研開炉規則第87条第3項第2号 1) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその</p>	<p>第2章 品質マネジメントシステム《詳細記載省略》</p> <p>(品質マネジメントシステム) 第5条 <u>原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>1. 目的 《記載省略》 2. 適用範囲 《記載省略》 3. 定義 《記載省略》 4. 品質マネジメントシステム 《記載省略》 4.1 一般要求事項 《記載省略》 4.2 文書化に関する要求事項 《記載省略》 4.2.1 一般 《記載省略》 4.2.2 品質マニュアル 《記載省略》 4.2.3 文書管理 《記載省略》 4.2.4 記録の管理 《記載省略》 5. 経営者等の責任 《記載省略》 5.1 経営者の関与 《記載省略》 5.2 原子力の安全の重視 《記載省略》 5.3 品質方針 《記載省略》 5.4 計画 《記載省略》 5.4.1 品質目標 《記載省略》 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 《記載省略》 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 《記載省略》 5.5.1 責任及び権限 《記載省略》 5.5.2 管理責任者 《記載省略》</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第3号</p> <p>前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>5.5.3 管理者 《記載省略》</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション 《記載省略》</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 《記載省略》</p> <p>5.6.1 一般 《記載省略》</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 《記載省略》</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 《記載省略》</p> <p>6.資源の運用管理 《記載省略》</p> <p>6.1 資源の確保 《記載省略》</p> <p>6.2 人的資源 《記載省略》</p> <p>6.2.1 一般 《記載省略》</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 《記載省略》</p> <p>6.3 インフラストラクチャ 《記載省略》</p> <p>6.4 作業環境 《記載省略》</p> <p>7.業務の計画及び実施 《記載省略》</p> <p>7.1 業務の計画 《記載省略》</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 《記載省略》</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 《記載省略》</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー 《記載省略》</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 《記載省略》</p> <p>7.3 設計・開発 《記載省略》</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 《記載省略》</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット 《記載省略》</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット 《記載省略》</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー 《記載省略》</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 《記載省略》</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 《記載省略》</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 《記載省略》</p> <p>7.4 調達 《記載省略》</p> <p>7.4.1 調達プロセス 《記載省略》</p> <p>7.4.2 調達要求事項 《記載省略》</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証 《記載省略》</p> <p>7.5 業務の実施 《記載省略》</p> <p>7.5.1 個別業務の管理 《記載省略》</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 《記載省略》</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ 《記載省略》</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 《記載省略》</p> <p>7.5.5 調達製品の保存 《記載省略》</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			7.6 監視機器及び測定機器の管理 《記載省略》 8. 評価及び改善 《記載省略》 8.1 一般 《記載省略》 8.2 監視及び測定 《記載省略》 8.2.1 組織の外部の者の意見 《記載省略》 8.2.2 内部監査 《記載省略》 8.2.3 プロセスの監視及び測定 《記載省略》 8.2.4 検査及び試験 《記載省略》 8.3 不適合管理 《記載省略》 8.4 データの分析及び評価 《記載省略》 8.5 改善 《記載省略》 8.5.1 継続的改善 《記載省略》 8.5.2 是正処置等 《記載省略》 8.5.3 未然防止処置 《記載省略》
	四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること	<p>(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第4号</p> <p>1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2) 廃止措置主任者の選任に関すること</p> <p>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。</p> <p>i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること</p> <p>廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。</p> <p>ii. 廃止措置主任者の職務に関すること</p> <p>a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。</p>	<p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)【変更なし】</p> <p>第6条 《記載省略》</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として第5条5.5.2管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する品質保証活動の業務及び管理責任者として本部(監査プロセスを除く。)における第5条5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重</p> <p>a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>iv. 廃止措置主任者を補佐する組織</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。</p> <p>この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。</p> <p>v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。</p> <p>なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受</p>	<p>業務並びに第12号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける第5条 5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置推進室長は、ふげんの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにふげんにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、<u>平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</u></p> <p>(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(13) 廃止措置部長は、第14号から第17号までの業務を統括する。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設に係る廃止措置事業及び技術開発の計画に関する調整、保安教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 技術実証課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理、調査、研究及び開発、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究に関する業務を行う。</p> <p>(16) 設備保全課長は、原子炉施設の施設管理（安全管理課長の所管業務を除く。）、使用済燃料の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理及び廃棄物管理、使用済燃料の移動に関する業務を行う。</p> <p>(18) 安全・品質保証部長は、第19号から第21号までの業務を統括する。</p> <p>(19) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、<u>定期事業者検査等に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) 安全管理課長は、原子炉施設に係る放射線管理及び放射線計測器類の管理に関する業務を行う。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>表 1 廃止措置主任者の選任要件</p> <p>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合 以下のいずれかに該当する者</p> <p>イ 法第 4 1 条第 1 項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第 2 2 条の 3 第 1 項の核燃料取扱主任者免状を有する者</p> <p>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合 以下のいずれかに該当する者</p> <p>イ 法第 4 1 条第 1 項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第 2 2 条の 3 第 1 項の核燃料取扱主任者免状を有する者</p> <p>ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第 3 5 条第 1 項の第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者</p>	<p>(21) 施設保安課長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の管理、原子炉施設への出入管理、燃料管理（設備保全課長及び施設管理課長の所管業務を除く。）及び非常時の体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 管理課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材の整備（施設保安課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>2 前項第 1 4 号から第 1 7 号まで、及び第 1 9 号から第 2 2 号までに規定する各職位（以下「各課長」という。）は、それぞれ各号に定める職務に基づき第 9 章、第 1 0 章及び第 1 1 章に定める業務を行う。</p> <p>3 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）、各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長は、職務の遂行に当たって、各室部課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長、各部長及び各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証本部長、各室部課長、所長、各部長及び各課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>第 3 節 施設保安主任者 （施設保安主任者の選任）【変更なし】 第 1 0 条 《記載省略》</p> <p>（保安主任者の職務）【変更なし】 第 1 1 条 《記載省略》</p> <p>（指示の尊重）【変更なし】 第 1 2 条 《記載省略》</p>
	<p>五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること（燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。）。</p>	<p>—</p>	<p>ふげん該当なし</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第6号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)【本文変更なし】</p> <p>第67条 《記載省略》</p> <p>(協力会社従業員への保安教育)【変更なし】</p> <p>第68条 《記載省略》</p>
	<p>七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(6) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第7号</p> <p>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p> <p>発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>具体的には</p> <p>1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。</p> <p>2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。</p> <p>3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。</p> <p>等が明確になっていること。</p>	<p>第6章 燃料管理</p> <p>(原子炉停止後の恒久措置)【変更なし】</p> <p>第24条 《記載省略》</p>
	<p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>(7) 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第8号</p>	<p>第3章 保安管理体制</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議並びにふげん安全・品質保証推進会議</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>(敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議)</p> <p>第8条の2 敦賀廃止措置実証部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する次の各号に定める事項を審議する。ただし、あらかじめ敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する事項</p> <p>ロ 規定の変更に関する事項</p> <p>ハ 廃止措置計画の変更に関する事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象。）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>(4) 規定別表第 1 - 1 に示す敦賀廃止措置実証本部の所管文書の制定、改定及び廃止</p> <p>(5) その他、敦賀廃止措置実証部門長が必要と認めた事項</p> <p>3 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証部門長を委員長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証本部長、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長、所長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>(ふげん安全・品質保証推進会議)</p> <p>第 9 条 ふげんにふげん安全・品質保証推進会議を置く。</p> <p>2 ふげん安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する次の各号に定める事項を審議する。ただし、あらかじめふげん安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 第 8 条第 2 項第 2 号及び第 8 条の 2 第 2 項第 2 号で定める中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項</p> <p>(2) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(3) 規定の変更</p> <p>(4) 廃止措置計画の変更</p> <p>(5) 廃止措置計画に関する事項</p> <p>イ 第 1 6 条に関する事項</p> <p>ロ 第 1 9 条に関する事項</p> <p>(6) ふげん規則の制定、改訂及び廃止</p> <p>イ 廃止措置管理に関する事項</p> <p>ロ 設備維持管理に関する事項</p> <p>a) 運用管理に関する事項</p> <p>b) 施設管理に関する事項</p> <p>ハ 燃料管理に関する事項</p> <p>ニ 廃棄物管理に関する事項</p> <p>ホ 放射線管理に関する事項</p> <p>ヘ 非常時の措置に関する事項</p> <p>(7) 保安教育の年間計画の策定に関する事項</p> <p>(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(9) その他、所長が必要と認めた事項</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>3 ふげん安全・品質保証推進会議は、所長を委員長とし、施設保安主任者、各部長、各課長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長が出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した者が代行する。</p>
	<p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第9号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 	<p>第8章 放射線管理</p> <p>第2節 区域管理</p> <p>(管理区域の設定及び解除)【変更なし】</p> <p>第36条 《記載省略》</p> <p>(一時管理区域の設定)【変更なし】</p> <p>第37条 《記載省略》</p> <p>(管理区域内における区域区分)【変更なし】</p> <p>第38条 《記載省略》</p> <p>(管理区域内における特別措置)【変更なし】</p> <p>第39条 《記載省略》</p> <p>(管理区域の出入管理)【変更なし】</p> <p>第40条 《記載省略》</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)【変更なし】</p> <p>第41条 《記載省略》</p> <p>(保全区域)【変更なし】</p> <p>第42条 《記載省略》</p> <p>(周辺監視区域)【変更なし】</p> <p>第43条 《記載省略》</p> <p>第6節 協力会社の保安措置</p> <p>(協力会社の放射線防護)【変更なし】</p> <p>第52条 《記載省略》</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>(9) 排気監視設備及び排水監視設備 ・研開炉規則第87条第3項第10号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第8章 放射線管理 第4節 線量当量率等の測定 (放射線計測器類の管理) 第49条 安全管理課長は、別表第3(別表第4を含む)に掲げる放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。 2 設備保全課長は、別表第4に掲げるガンマ線エリアモニタ及びモニタリングポストについて、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>また、機能の維持の方法として第5章第2節(施設管理)においても施設管理に関する事項として記載</p>
	<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>(10) 線量、線量当量、汚染の除去等 ・研開炉規則第87条第3項第11号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工</p>	<p>第8章 放射線管理 第1節 通則 (基本方針) 第35条の2 <u>ふげんにおける放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等(所員及びふげんに勤務する所員以外の者)の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう</u>に実施する。</p> <p>第2節 区域管理 (管理区域出入者の遵守事項)【変更なし】 第41条 《記載省略》</p> <p>第3節 被ばく管理 (線量の評価) 第45条 各課長は、管理区域内で作業をする場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の線量を次の表に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えていないことを確認する。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」（平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>3 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、別表第11(11)から(13)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>(線量の管理目標値)【変更なし】 第46条 《記載省略》</p> <p>(床、壁等の除染)【変更なし】 第47条 《記載省略》</p> <p>第4節 線量当量率等の測定 (線量当量率等の測定)【変更なし】 第48条 《記載省略》</p> <p>第5節 物品移動の管理 (管理区域外への移動) 第50条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から管理区域外へ搬出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合は、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>3 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、第30条第1項を準用する。</p> <p>4 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じ、運搬前に線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>5 各課長は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じて、管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質によって汚染されたものを移動する場合は、容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(核燃料物質等の搬出)</p> <p>第51条 各課長は、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を搬出する場合は、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p><u>2 各課長は、搬出に当たっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p>(2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p>(3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p><u>4 安全管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</u></p> <p>5 各課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p>

	<p>十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研開炉規則第 8 7 条第 3 項第 1 2 号 <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 	<p>第 7 章 廃棄物管理</p> <p>第 3 節 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>（放射性液体廃棄物の管理）【変更なし】</p> <p>第 3 3 条 《記載省略》</p> <p>第 4 節 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理）【変更なし】</p> <p>第 3 4 条 《記載省略》</p> <p>第 8 章 放射線管理</p> <p>第 4 節 線量当量率等の測定</p> <p>（線量当量率等の測定）【変更なし】</p> <p>第 4 8 条 《記載省略》</p> <p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第 4 9 条 安全管理課長は、別表第 3（別表第 4 を含む）に掲げる放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>2 設備保全課長は、別表第 4 に掲げるガンマ線エリアモニタ及びモニタリングポストについて、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>また、第 5 章第 2 節（施設管理）においても施設管理に関する事項として記載</p>
--	---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p>	<p>(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い 研開炉規則第87条第3項第13号 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関する事。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第6章 燃料管理 (使用済燃料の貯蔵管理) 【変更なし】 第25条 《記載省略》</p> <p>(使用済燃料の運搬管理) 第26条 施設保安課長は、廃止措置計画に基づき、使用済燃料を搬出する場合は、搬出に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。 2 前項の実施計画に基づき、使用済燃料を使用済燃料輸送用容器（以下本条において「容器」という。）に収納する場合は、<u>収納前に次の各号に掲げる事項を確認する。</u> (1) 設備保全課長は、法令に適合した容器であることを確認すること。 (2) 施設管理課長は、燃料移送機を使用すること。 3 施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長は、第1項の実施計画に基づき、使用済燃料を収納した容器を運搬する場合は、<u>移動及び運搬のそれぞれの実施前に次の各号に掲げる事項を確認する。</u> (1) 設備保全課長は、容器をキャスク洗浄室から運搬車両へ移動する場合は、キャスク取扱クレーンを使用すること。 (2) 安全管理課長は、管理区域内で第38条第1項第1号に定める区域に移動する場合は、容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認すること。 (3) 安全管理課長は、管理区域外へ運搬する場合は、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認すること。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。 (4) 設備保全課長は、容器の運搬車両への積み付けの際、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講ずること。 (5) 設備保全課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。 (6) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、容器及び運搬車両に法令に定める標識を取り付けること。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>(7) 施設保安課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に警備員を配置すること。</p> <p>(8) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、所長が指名した専門的知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(9) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、運搬車両を徐行させること。</p> <p>4 前項の担当課長及び品質保証課長は、使用済燃料を収納した容器を運搬する場合は、<u>使用済燃料を収納した容器が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>5 施設保安課長は、別表第11(7)の記録を作成し、保存する。 6 設備保全課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p>
	<p>十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>(13) 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第14号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p>	<p>第7章 廃棄物管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第27条 <u>ふげんにおける放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう</u>に実施する。</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第33条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長に放射性物質濃度等の測定を依頼する。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p> <p>5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>2 安全管理課長は、前項の依頼を受け、別表第5に掲げる項目、頻度に従って測定を行い、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>3 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、復水器冷却水放水路より放射性液体廃棄物を管理放出する。<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう努力しなければならない。</u></p> <p>4 施設管理課長は、前項の放出結果を安全管理課長に報告し、安全管理課長は、その放出結果を確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p> <p>第4節 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第34条 安全管理課長は、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放出される放射性気体廃棄物について、別表第7に掲げる項目、頻度に従って測定し、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(1) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域の外における空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外側の空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性物質の放出量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放射性気体廃棄物を管理放出する。<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう努力しなければならない。</u></p> <p>3 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p>第48条の2 安全・品質保証室長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>（放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理）【変更なし】 第29条 《記載省略》</p> <p>（放射性固体廃棄物の運搬管理） 第30条 施設管理課長は、管理区域外へ放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の各号に掲げる措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を取り付けること。 (5) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。 (6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。 (7) <u>放射性固体廃棄物の取扱いに関する知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u> <p>2 安全管理課長は、前項の運搬に当たり、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと</u>について確認する。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域内で、第38条第1項第1号に定める区域へ放射性固体廃棄物を移動させる場合は、<u>運搬前に容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を搬出する場合は、法令に定める運搬に関する事項を遵守し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>(14) 非常の場合に講ずべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研開炉規則第 8 7 条第 3 項第 1 5 号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成 1 1 年法律第 1 5 6 号)第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ul style="list-style-type: none"> i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について 2 5 0 mS v を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。 7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。 8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 	<p>第 9 章 非常時の措置</p> <p>第 1 節 事前対策</p> <p>(非常事態の定義)【変更なし】 第 5 4 条 《記載省略》</p> <p>(非常事態対策組織)【変更なし】 第 5 5 条 《記載省略》</p> <p>(要員の確保)【変更なし】 第 5 6 条 《記載省略》</p> <p>(緊急作業従事者の選定)【変更なし】 第 5 6 条の 2 《記載省略》</p> <p>(資機材の整備)【変更なし】 第 5 7 条 《記載省略》</p> <p>(通報系統)【変更なし】 第 5 8 条 《記載省略》</p> <p>(非常時対処訓練)【変更なし】 第 5 9 条 《記載省略》</p> <p>第 2 節 初期活動</p> <p>(通報)【変更なし】 第 6 0 条 《記載省略》</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	
	<p>十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>(15) 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研開炉規則第87条第3項第16号 <ul style="list-style-type: none"> 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 <ul style="list-style-type: none"> i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、口に掲げる事象を除く。）を含めること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 火災 <ul style="list-style-type: none"> 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） <ul style="list-style-type: none"> 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 	<p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第61条 施設管理課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長、保安主任者、各部長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長に連絡し、原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>(1) 最寄の気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の損傷及び火災の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 施設保安課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理課長は、消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1とともに定期的な点検を実施する。</p> <p>(2) 施設保安課長は、初期消火活動を行う要員を定め、常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 施設保安課長及び設備保全課長は、初期消火活動を行うために必要な消火設備、資機材を定め、配備するとともに、定期的な点検を実施する。</p> <p>(4) 施設保安課長は、原子炉施設における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 施設管理課長は、第22条に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 施設保安課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>*1：専用回線、通報設備が、点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検又は補修後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>3 施設管理課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>長、保安主任者、各部長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長に連絡し、原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>(応急措置)【変更なし】 第62条 《記載省略》</p> <p>第3節 非常時における活動</p> <p>(非常事態の発令)【変更なし】 第63条 《記載省略》</p> <p>(非常事態における活動)【変更なし】 第64条 《記載省略》</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備) 第64条の2 施設保安課長は、<u>交流電源を供給する全ての設備の機能の喪失、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊の発生等により、使用済燃料貯蔵プールにおける放射線の遮へいのための水位が低下もしくはそのおそれがある場合</u>(以下「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホースその他資機材の配備 <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、<u>電源機能喪失時等</u>における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 施設保安課長は、第1項及び前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告し、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等)【変更なし】 第64条の3 《記載省略》</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>(非常事態の解除)【変更なし】 第65条 《記載省略》</p> <p>第4節 原子力災害発生時の措置</p> <p>(原子力災害発生時の措置)【変更なし】 第66条 《記載省略》</p>
	<p>十八 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>(16) 発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第17号及び第18号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>第11章 記録及び報告 (記録等)</p> <p>第69条 各課長は、研究開発段階炉規則第62条に基づき、原子炉施設に係る保安(規定の遵守状況を含む。)及び廃止措置に係る保安(規定の遵守状況を含む。)に関する記録として、別表第11及び別表第11-2に定める記録を適正に*作成し、第5条4.2.4に基づき管理する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、別表第11-3に掲げる保安に関する記録を適正*に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>*:「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(報告)【変更なし】 第70条 《記載省略》</p>
	<p>十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p>	<p>(17) 発電用原子炉施設の施設管理</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第19号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措</p>	<p>第5章 設備維持管理 第2節 施設管理 (施設管理計画)</p> <p>第23条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。)</p> <p>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を設定する。また、10. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(5.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</u></p> <p>(2) 所長は、<u>施設管理に関する実施方針に基づき施設管理目標を設定する。また、10. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(5.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>保守担当課長は、<u>施設管理目標を達成のため、3. 保全の対象範囲の策定から9. の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。また、10. 施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(5.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>安全管理課長及び設備保全課長(以下「保守担当課長」という。)は、<u>原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</u></p> <p>(1) <u>廃止措置計画に基づく性能維持施設(別表第4)</u></p> <p>(2) <u>その他自ら定める設備</u></p> <p>4. 施設管理の重要度の策定</p> <p>安全管理課長及び設備保全課長は、<u>3. の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として、点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p>(1) <u>系統の保全重要度は、重要度分類指針の重要度分類を参考に設定する。</u></p> <p>(2) <u>機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</u></p> <p>(3) <u>構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</u></p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「品質に係る重要度の管理要領」に従い、設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。また、保全計画の策定に当たっては、廃止措置の安全性に与える影響及び建屋の一部の壁において圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られたことを考慮する。</p> <p>a. 点検計画 (5.1 参照)</p> <p>b. 設計及び工事の計画 (5.2 参照)</p> <p>c. 特別な保全計画 (5.3 参照)</p> <p>(2) 保守担当課長は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、9. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化及び故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 保守担当課長は、保全の実施段階において廃止措置に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>5.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、3. の保全対象範囲に対し、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p><u>b. 事後保全</u></p> <p>(3) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p><u>a. 時間基準保全</u></p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p><u>b. 状態基準保全</u></p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>保安規定変更認可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> i) <u>定例試験の具体的方法</u> ii) <u>構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u> iii) <u>実施頻度</u> iv) <u>実施時期</u> v) <u>機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u> <p>c. <u>事後保全</u> 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) <u>品質保証課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを定期事業者検査*1により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>定期事業者検査の具体的方法</u> b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査項目、評価方法及び管理基準</u> c. <u>定期事業者検査の実施時期</u> <p>*1: <u>定期事業者検査とは、点検及び工事とは別に要求事項への適合を確認する可否判定行為であり、研究開発段階炉規則第51条、第52条の「定期事業者検査」をいう。</u></p> <p>5.2 <u>設計及び工事の計画の策定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>保守担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、性能維持施設の設計及び工事*2を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u> (2) <u>保守担当課長は、性能維持施設の設計及び工事を実施した設備の定期事業者検査を行う場合は、検査の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた計画を定める。</u> (3) <u>品質保証課長は、性能維持施設の工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>検査及び試験等の具体的方法</u>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 検査及び試験等の実施時期</p> <p>(4) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた設計及び工事の計画を策定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>*2: 性能維持施設の設計及び工事とは、別表第4に定める設備の機器及び構造物の設計及び工事をいう。</p> <p>*3: 法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）に係る手続きをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>5.3 特別な保全計画</p> <p>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により、計画外の保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>6. 保全の実施</p> <p>(1) 品質保証課長及び保守担当課長は、5.で定める保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、保全の実施にあたって、第23条の3の設計管理及び第23条の4による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 関係課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>7. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保守担当課長は、保全プログラムに従い実施した点検・補修等の結果を基に、機器、設備が要求される機能を発揮しうることを確認・評価するため、確認・評価する事項、方法及び基準を定め、その機能が要求される時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価するための方法を定め、確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 品質保証課長は、性能維持施設が所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため定期事業者検査を第23条の</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>5（定期事業者検査の実施）に従い、定められた時期までに確認・評価し記録する。</p> <p>8. 不適合管理，是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 関係課長は，施設管理の各段階において不適合の発生が認められた場合，第5条8.3に基づく不適合管理を実施し，記録する。また，必要に応じて第5条8.5.2に基づく是正処置を講じる。</p> <p>(2) 関係課長は，他の原子力施設の運転経験等の知見をもとに，自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし適切な未然防止処置を講ずる。</p> <p>(3) 関係課長は，(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p> <p>9. 保全の有効性評価</p> <p>(1) 保守担当課長は，保全活動から得られた情報から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>a. 保守担当課長は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。</p> <p>b. 保守担当課長は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には，5.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，評価する。</p> <p>c. 保守担当課長は，保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>(2) 品質保証課長は，定期事業者検査の結果について，検査活動から得られた情報から，検査の有効性を評価し，検査が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>10. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 所長は，9.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から，定期的に施設管理の有効性を評価し，施設管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>(2) 所長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>11. 構成管理 関係課長は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第5条7.3.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条の3の設計管理に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（第5条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう）</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第23条の5 所長は、廃止措置計画書に定めた実施時期に廃止措置計画書に記載した性能維持施設の性能を定期に確認するための定期事業者検査を計画し、実施後報告を行う。</p> <p>2 品質保証課長は、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の保守担当課とは別の組織の者を実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築すること。（検査員の指名を含む）</p> <p>(2) 検査要領書*1を定め、検査を実施すること。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が廃止措置計画の性能維持施設の性能を満足するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目毎の判定基準を定めること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項の基準に適合することを最終判断すること。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>5 品質保証課長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行うこと。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行うこと。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育を行うこと。</p> <p>*1：各設備の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>・廃止措置計画の性能維持施設の性能を確認するために十分な方法</p>
	<p>二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>(18) 保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第20号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>第5章 設備維持管理 第2節 施設管理 (施設管理計画) 第23条 12. 情報共有</p> <p>品質保証課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の原子炉設置者等と情報共有を行う。</p>
	<p>二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>(19) 不適合に関する情報の公開</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第21号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。</p> <p>2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>第2章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム) 第5条 8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引き渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
			<p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
	<p>二十二 廃止措置の管理に関する こと。</p>	<p>(20) 廃止措置の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研開炉規則第87条第3項第22号 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。 	<p>第4章 廃止措置管理</p> <p>(実施計画) 【変更なし】 第13条 《記載省略》</p> <p>(工事計画) 【変更なし】 第16条 《記載省略》</p> <p>(工事の実施) 【変更なし】 第17条 《記載省略》</p> <p>(管理区域内の解体撤去物等の区分) 【変更なし】 第20条 《記載省略》</p>
	<p>二十三 その他発電用原子炉施設 又は廃止措置に係る保安に関し 必要な事項</p>	<p>(21) その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研開炉規則第87条第3項第23号 前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 	<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 【変更なし】 第1条 《記載省略》</p>

条項	研開炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準	保安規定変更認可申請
		2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること	

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
<p>第十七条（保安規定）第2項 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>		
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 （経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ・再処理規則第17条第2項第1号 ① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。 ② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p><①及び②について> （目的） 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、理事長が廃止措置段階にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「再処理施設」という。）に係る保安について定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（関係法令及び規定の遵守） 第2条 再処理施設の廃止措置を行う者（再処理施設に関わる役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）は、関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所長は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に再処理施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、関係法令及びこの規定を遵守させる措置を講ずる。</p> <p>（品質マネジメント計画） <u>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与 <u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u> a) <u>品質方針を設定する。</u> b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u> c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u> d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u> e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u> f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u> g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u> h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.3 品質方針 <u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び性能維持施設に係る施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という。）を含む。</u> a) <u>組織の目的及び状況に対して適切なものである。</u> b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u> c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u> e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事を管理責任者とする。</u> (2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u> a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u> c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u> d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 全ての管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u> a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u> b) <u>業務に従事する要員の業務・再処理施設に対する要求事項についての認識を高める。</u> c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u> d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u> e) <u>関係法令を遵守する。</u> (2) <u>管理者は、前号の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u> a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u> b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u> c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u> d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u> e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u> (3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野に係るものを含む。）を実施する。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p><u>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>組織の外部の者からの意見</u> c) <u>保安活動に関するプロセスの成果を含む運用状況（品質目標の達成状況を含む。）</u> d) <u>使用前自主検査及び定期事業者検査並びに自主検査等の結果</u> e) <u>安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u> f) <u>関係法令の遵守状況</u> g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u> h) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u> i) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> j) <u>改善のための提案</u> k) <u>資源の妥当性</u> l) <u>保安活動の改善のために実施した措置の有効性</u></p> <p>(以下略)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核々研再処理施設】

再処理規則	核々研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 2 品質マネジメントシステム ・再処理規則第17条第2項第2号 ① 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第44条第1項の指定（以下単に「指定」という。）を受けたところ若しくは第44条の4第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところ又は第50条の5第2項の廃止措置計画の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（番号（令和年月日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 ② 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p><①及び②について> （品質マネジメント計画） 第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 （以下略） 1. 目的 品質マネジメント計画は、再処理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）」に従って、再処理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 2. 適用範囲 品質マネジメント計画は、再処理施設において実施する保安活動に適用する。 3. 定義 *以下項目のみ記載 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 4.2.2 品質マニュアル 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理 5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与 5.2 原子力の安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 5.5.2 管理責任者 5.5.3 全ての管理者 5.5.4 内部コミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.2.1 一般 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 7.2 業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・再処理施設に対する要求事項の明確化 7.2.2 業務・再処理施設に対する要求事項のレビュー 7.2.3 外部とのコミュニケーション 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 7.3.2 設計・開発へのインプット</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.3.4 設計・開発のレビュー 7.3.5 設計・開発の検証 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>7.4 調達 7.4.1 調達プロセス 7.4.2 調達要求事項 7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>7.5 業務の実施 7.5.1 個別業務の管理 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ 7.5.4 組織外の所有物 7.5.5 調達製品の保存</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 改善 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置</p>
<p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 3 廃止措置に係るQMS ・再処理規則第17条第2項第3号 ○ 2に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規程等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>(品質マネジメント計画) 第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 (以下略)</p> <p>(廃止措置計画の変更) 第198条の2 廃止措置技術課長は、再処理施設の廃止措置計画の変更又は変更に係る調整を行う。 2 センター長は、前項の廃止措置計画の変更について、再処理施設安全専門委員会に諮問し、その審議結果を確認するとともに、確認結果を所長に報告する。ただし、センター長が廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更（以下「軽微な変更」という。）と判断したものを除く。 3 所長は、前項の報告内容を確認し、理事長の承認を受ける。ただし、再処理施設の設計及び工事の計画に係る変更については、所長が承認する。 4 理事長は、前項の理事長の承認に当たっては、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。</p> <p>(廃止措置計画の軽微な変更) 第198条の3 センター長は、前条第1項の廃止措置計画の変更について、軽微な変更であると判断した場合は、その判断結果を所長に報告し、所長の承認を受ける。</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>第 198 条の 4 センター長は、廃止措置計画の廃止措置工程表に示す業務の実施状況を管理するため、必要な業務計画書を策定する。</p> <p>2 センター長は、前項の業務計画書に基づき実施状況を確認し、廃止措置工程に影響する業務の遅れが生じた場合など、廃止措置計画の変更が必要であると判断した場合は、第 198 条の 2 又は前条に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p>第 I -6 表 記録（第 68 条関係） （記載略）</p>
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>第 4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織※</p> <p>・再処理規則第 17 条第 2 項第 4 号</p> <p>※ 5 に掲げる事項（核燃料取扱主任者の職務の範囲等）を除く。</p> <p>① 工場又は事業所における廃止措置段階の東海再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p><①について></p> <p>（保安管理組織）</p> <p>第 4 条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員会で構成する。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、<u>契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</u></p> <p>(1) 理事長</p> <p>(2) 統括監査の職</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>1) 監査プロセスの管理責任者</p> <p>2) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者</p> <p>3) <u>核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）の管理責任者（以下「研究所の管理責任者」という。）</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長</p> <p>(5) <u>契約部長</u></p> <p>(6) 核燃料サイクル工学研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）</p> <p>(7) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(8) 再処理廃止措置技術開発センター長（以下「センター長」という。）</p> <p>(9) 当直長</p> <p>(10) 技術部長</p> <p>(11) ガラス固化部長</p> <p>(12) 施設管理部長</p> <p>(13) 環境保全部長</p> <p>(14) 計画管理課長</p> <p>(15) 品質保証課長</p> <p>(16) 核物質管理課長</p> <p>(17) 廃止措置技術課長</p> <p>(18) ガラス固化管理課長</p> <p>(19) ガラス固化技術課長</p> <p>(20) ガラス固化処理課長</p> <p>(21) 施設管理課長</p> <p>(22) 前処理施設課長</p> <p>(23) 化学処理施設課長</p> <p>(24) 転換施設課長</p> <p>(25) 施設保全第 1 課長</p> <p>(26) 施設保全第 2 課長</p> <p>(27) 分析課長</p> <p>(28) 環境管理課長</p> <p>(29) 処理第 1 課長</p> <p>(30) 処理第 2 課長</p> <p>(31) 工務技術部長</p> <p>(32) 管理課長</p> <p>(33) 運転課長</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>② 機構の理事長が、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物を管理し、使用済燃料等又は東海再処理施設による災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>(34) 施設営繕課長 (35) 保安管理部長 (36) 安全対策課長 (37) 危機管理課長 (38) 施設安全課長 (39) 放射線管理部長 (40) 線量計測課長 (41) 環境監視課長 (42) 放射線管理第2課長 (43) 核燃料取扱主任者 (44) 核燃料取扱主務者 (45) 中央安全審査・品質保証委員会 (46) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会 (47) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会 (48) 再処理施設安全専門委員会</p> <p>2 (以下略)</p> <p>(契約部長) 第5条の4 契約部長は、再処理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p>(センター長) 第7条 センター長は、センター内各部長を指揮し、第10条から第13条に掲げる保安上の業務を統括するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 第198条の4（廃止措置計画の実施工程管理）に定める実施工程の管理 (2) 第121条（四半期運転計画）に定める四半期運転計画の承認 (3) 第195条（定期事業者検査）に定める定期事業者検査の結果報告 (4) 第124条（異常時の措置）に定める工程運転再開の承認</p> <p>(品質保証課長) 第16条の1の2 品質保証課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。 (1) この規定の制定及び改廃の調整に係る業務 (2) 第I編第5章に定める保安教育訓練に係る業務（ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。） (3) 原子炉等規制法に定める許認可及び原子炉等規制法第68条の規定に基づく検査の調整に係る業務（ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。） (4) 技術部の原子炉等規制法に定める許認可及び検査に係る業務 (5) 再処理施設の保安活動に係る品質マネジメント活動の調整に係る業務（ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。） (6) 第195条に基づく定期事業者検査及び第196条に基づく使用前自主検査に係る事業者検査の業務</p> <p><②について> (目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、理事長が廃止措置段階にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「再処理施設」という。）に係る保安について定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>
<p>五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 5 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け</p>	

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
<p>ること。</p>	<p>・再処理規則第 17 条第 2 項第 5 号</p> <p>① 核燃料取扱主任者の選任及び配置に関すること。 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いに関し保安の監督を行う核燃料取扱主任者を選任すること及びその組織上の位置付けについて定められていること。特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、東海再処理施設の保安組織から独立していることが当然に求められるものではない。</p> <p>② 核燃料取扱主任者の職務について、次に掲げる事項が明記されていること。</p> <p>I 機構の理事長又は東海再処理施設の所長に対し意見具申等を行うこと。 II 東海再処理施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 III 保安教育の実施計画の作成、改定に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 IV 各種要領書等の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 V 保安上重要な計画の作成、改定に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 VI 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 VII 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 核燃料取扱主任者の意見等の尊重について、次の事項が定められていること。 I 機構の理事長その他の経営責任者が、核燃料取扱主任者の意見具申等を尊重すること。 II 東海再処理施設の廃止措置に従事する者が、核燃料取扱主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>④ 核燃料取扱主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が他の職務を兼任するときは、他の職務によって核燃料取扱主任者を補佐する業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明確にされていること。</p>	<p><①について> (核燃料取扱主任者の選任) 第 45 条 原子炉等規制法第 50 条の 2 の規定に基づき、再処理施設に係る保安の監督を行わせるため、再処理施設に核燃料取扱主任者を置く。 2 理事長は、核燃料取扱主任者免状を有する従業員のうちから、次条に定める職務を専任する核燃料取扱主任者を選任する。 3 理事長は、核燃料取扱主任者が旅行、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合に備え、代行者を核燃料取扱主任者免状を有する従業員のうちから、あらかじめ定めておく。</p> <p>第 I-1 図保安管理組織図（第 4 条関係） （記載略）</p> <p><②について> (核燃料取扱主任者の職務) 第 46 条 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を誠実にを行う。 (1) 必要と認めた場合は、理事長又は研究所担当理事に対して意見を具申すること (2) 必要と認めた場合は、所長、センター長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に対して勧告すること (3) 必要と認めた場合は、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと (4) 原子炉等規制法第 68 条の規定に基づく検査に原則として立ち会うこと (5) 必要と認めた場合は、保安に係る施設、書類その他必要な物件を検査すること (6) 必要と認めた場合は、再処理施設に係る業務を行う者に対して助言又は協力を行うこと (7) この規定の制定及び改廃を行う場合は、その内容を審査すること (8) 第 3 条において、明確にすべき事項について、その内容を審査すること (9) 再処理施設の運転計画、試験計画、保守計画の保安上の計画を審査すること (10) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書を審査すること (11) 保安教育計画を審査するとともに、必要と認めた場合には、自ら教育にあたること (12) 第 54 条に定める非常事態が発生した場合は、必要な指示及び助言を行うとともに、その原因の調査及び報告書を審査すること (13) その他、再処理施設の保安の監督を行うために必要な職務 2 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安について、研究所担当理事に対し毎年 1 回以上報告するとともに、所長に通知する。</p> <p><③について> (意見等の尊重) 第 49 条 理事長及び研究所担当理事は、核燃料取扱主任者の意見具申を受けた場合は、その意見を尊重する。 2 所長、センター長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、核燃料取扱主任者の勧告を尊重する。 3 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、核燃料取扱主任者の指示に従う。</p> <p><④について> (核燃料取扱主任者の選任) 第 47 条 所長は、核燃料取扱主任者を補佐し、再処理施設に係る保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する従業員、又はそれと同等の学識経験を有する従業員のうちから、核燃料取扱主任者を選任する。 2 所長は、核燃料取扱主任者が旅行、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合に備え、その職務を代理する者を核燃料取扱主任者免状を有する従業員、又はそれと同等の学識経験を有する従業員のうちから、あらかじめ定めておく。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>第 48 条 核燃料取扱主務者は、核燃料取扱主任者を補佐し、再処理施設に係る保安の確保のため保安の監督を行う。</p> <p>第 I - 1 図保安管理組織図（第 4 条関係）（記載略）</p>
<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 再処理施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>第 4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>6 廃止措置を行う者に対する保安教育 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 6 号</p> <p>① 東海再処理施設の廃止措置を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>② 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>③ 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p><①～③について> （保安教育）</p> <p>第 52 条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 センター内各部長は、品質マネジメント計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) 業務に必要な力量</p> <p>(2) 必要な力量が持てるような教育・訓練の方法</p> <p>(3) 教育・訓練の有効性の評価</p> <p>(4) 原子力安全に関する従業員個々の役割と品質目標との関連</p> <p>(5) 教育・訓練の記録</p> <p>4 センター内各部長は、第 3 項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第 I - 1 - (2) 表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <p>(1) 関係法令、保安規定、事業指定申請書及び廃止措置計画に関すること</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること</p> <p>(3) 廃止措置に関すること</p> <p>(4) 放射線管理に関すること</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること</p> <p>(6) 臨界安全設計及び臨界管理に関すること</p> <p>(7) 非常の場合に採るべき処置に関すること</p> <p>(8) その他、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等の再処理施設に係る保安に関する必要な知識及び技能</p> <p>(9) 保安活動に係る品質マネジメント活動に関すること</p> <p>5 センター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第 I - 1 - (2) 表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 センター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当たっては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 センター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第 I - 1 - (2) 表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 センター内各部長は、第 5 項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第 3 項から第 8 項を準用する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第 3 項を準用する。</p> <p>11 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第 103 条第 3 項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第 I - 1 - (3) 表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>（保安訓練）</p> <p>第 53 条 所長は、従業員に対して、第 54 条に定める非常事態の措置についての総合的な実地訓練を毎年 1 回以上実施し、措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>④ 次に掲げる事項について定められ、その見直しの頻度等についても定められていること。</p> <p>I 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 II 東海再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。 III 東海再処理施設の廃止措置に関すること。 IV 放射線管理に関すること。 V 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 VI 非常の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p>⑤ その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転等を行う従業員に対して、非常事態等の運転操作訓練、消火訓練、避難訓練等を毎年2回以上実施し、非常事態等の運転操作訓練等の措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、緊急作業に係る訓練を実施し、選定後は、毎年1回以上実施する。また、これらの訓練の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項及び前項の訓練は、第1項の総合的な実地訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p><④について></p> <p>第I-1-(2)表 保安教育（第52条関係）（記載略）</p> <p><⑤について></p> <p>上記①～④を実施するため、各職位の役割などを上記の第52条（保安教育）及び第53条（保安訓練）に定めている。</p>
<p>七 再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。以下同じ。）を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作停止に関する恒久的な措置に関すること（<u>廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることがなく滞留している場合を除く。</u>）。</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>7 再処理設備本体（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置</p> <p>・再処理規則第17条第2項第7号</p> <p>○ 再処理設備本体の操作の恒久的な操作の停止に関する措置（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合には、せん断処理施設の停止に関する恒久的な措置）について定められていること。</p>	<p>（せん断処理に係る措置）</p> <p>第129条 前処理施設課長は、使用済燃料のせん断処理が行えないよう、使用済燃料をせん断装置に装荷できない措置を二つ以上講じ、それぞれに施錠管理を行うとともに、措置の解除を禁止する表示を行う。</p> <p>2 前処理施設課長は、使用済燃料を同時に濃縮ウラン機械処理セルについては3体、除染保守セルについては1体を超えて保持しない。</p> <p>（使用しない設備に係る点検）</p> <p>第195条の2 施設管理部長及び環境保全部長は、第III-22表に掲げる機器について、点検を実施する。</p> <p>2 施設管理部長及び環境保全部長は、前項に掲げる点検が終了した後、センター長へ報告する。</p>
<p>八 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>8 保安上特に管理を必要とする設備の操作</p> <p>・再処理規則第17条第2項第8号</p> <p>① 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p>	<p><①について> 運転に係る留意事項、配置等</p> <p>（運転留意事項）</p> <p>第115条の4 従業員のうち、再処理施設に係る運転を行う者は、再処理施設の保安を確保するため、特に次の各号に掲げる事項に留意して運転する。</p> <p>(1) 運転するに当たっては、第3条各号に掲げる事項を遵守し、作業の安全を確保すること</p> <p>(2) 運転するに当たっては、機器装置等の性能及び状態を正しく把握すること</p> <p>(3) 機器装置等の操作に当たっては、その目的、手順及び結果を事前に理解して操作すること</p> <p>(4) 運転中は、機器装置等の状態、計器、表示装置等の監視を適切かつ確実に行うとともに、通常と異なる変化が観察された場合は、速やかに担当課長に報告すること</p> <p>(5) 記録は、確実に記録すること</p> <p>(6) 異常時の措置を常に理解しておくこと</p> <p>（臨界管理）</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核々研再処理施設】

再処理規則	核々研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>② 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>第 116 条 センター長は、使用済燃料等の取扱いに当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 施設管理部長は、臨界管理に関する工程管理設備及び臨界警報装置が正常に作動しているときでなければ、施設を運転しない。</p> <p>3 当直長は、第Ⅲ-16 表のうち臨界管理に係る施錠弁の操作を行わせる場合は、核燃料物質の濃度等が核的制限値以下であることを確認する。</p> <p>(運転時の遵守事項)</p> <p>第 117 条 センター内各課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 各工程が正常に作動することを確認すること</p> <p>(2) 所定の処理設備を使用すること</p> <p>(3) 運転状態に通常と異なる変化が観察された場合、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討すること</p> <p>2 前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 臨界管理上濃度制限の必要な槽類については、第Ⅲ-1-(2)表に示す濃度制限値を超えないように運転すること</p> <p>(2) 臨界管理上質量制限の必要な機器については、第Ⅲ-1-(3)表に掲げる質量制限値を超えないように運転すること</p> <p>(3) 密度計及び液面計等臨界管理に関する工程管理設備が正常に作動していることを確認すること</p> <p>3 ガラス固化処理課長、前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、第Ⅲ-1-(4)表に示す機器については、機器内空間の水素濃度が爆発限界を超えないように換気系及び機器への吸込空気量を確認する。</p> <p>(放射性廃棄物等の管理)</p> <p>第 118 条 センター長は、再処理施設の運転に伴って発生する放射性廃棄物等の種類及び性状にもとづき適切に管理するとともに、放出される放射性廃棄物の量をできるだけ低減するよう運転管理を行う。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第 119 条 センター長は、再処理施設の運転に際し、必要な人員を配置する。</p> <p><①及び②について> 必要な要員及び要領書についての計画策定 (放射線管理に係る計画)</p> <p>第 70 条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、放射線管理に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 放射線管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等）</p> <p>(3) 放射線管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 放射線管理に必要な要領書</p> <p>(5) 使用する放射線監視設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める放射線監視設備の検査（方法、頻度及び判定基準）</p> <p>(7) 第 5 号に定める監視結果及び第 6 号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第 1 項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>し、変更事項を放射線管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>（廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画）</p> <p>第 115 条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質マネジメント計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画（廃止措置管理を含む。以下同じ。）を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等）</p> <p>(3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 運転及び保守管理に必要な要領書</p> <p>(5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部品交換等の措置に係る以下の事項</p> <p>イ) 再処理施設の性能の維持のために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品交換等の措置及び検査の実施並びにそれらの記録を作成すること</p> <p>ロ) 経年変化により想定される事象等を検知するために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品に係る点検等の計画の策定及び当該事象等を検知した場合の措置（安全確保のための措置を含む。）を行うこと</p> <p>ハ) あらかじめ想定していない劣化等により部品交換等が必要となった場合における第 198 条の 5 に基づく設計及び工事の計画の計画の手続及び第 196 条に基づく検査の要否を確認すること</p> <p>ニ) 保守に係る要領書に定めて交換できる部品等の判断に当たり技術部長の同意を得ること</p> <p>ホ) その他、イ) からニ) までを適切に運用するために必要な事項</p> <p>(6) 運転監視に必要な設備とその監視項目</p> <p>(7) 前号に定める運転監視設備の検査（方法、頻度及び判定基準）</p> <p>(8) 第 6 号に定める監視結果及び前号に定める検査結果の記録</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第 1 項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を運転及び保守管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>（環境監視に係る計画）</p> <p>第 199 条 放射線管理部長は、品質保証計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 環境監視に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等）</p> <p>(3) 環境監視に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 環境監視に必要な要領書</p> <p>(5) 使用する環境監視設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める環境監視設備の検査（方法、頻度及び判定基準）</p> <p>(7) 第 5 号に定める監視結果及び第 6 号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第 1 項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること 4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。 5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p> <p><①及び②について> 分析等に用いる核燃料物質の管理 (分析などに用いる核燃料物質の管理) 第 120 条の 2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、分析、校正又は廃止措置に係る試験に用いる核燃料物質を第 6 3 条から第 6 7 条までの規定に基づき管理する。 2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の核燃料物質のうち、分析標準として用いる核燃料物質又は校正に用いる核燃料物質を使用する場合は、第Ⅲ－1－(5) 表に定める年間使用予定量を超えないようにする。 3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、分析、校正又は廃止措置に係る試験に用いる核燃料物質を使用後、速やかに廃棄するか、又は工程等に戻す。</p> <p>(四半期運転計画) 第 121 条 センター内各部長（ただし、技術部長を除く。）は、四半期ごとに運転計画を作成しセンター長の承認を受ける。 2 センター長は、前項の承認をする場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。また、前項の承認をした場合は所長に報告する。 3 センター内各部長は、第 1 項の計画を作成するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (略) (7) 試験用又は分析用に使用する核燃料物質等に関すること (以下略)</p> <p>(四半期運転報告) 第 122 条 センター内各部長は、四半期運転計画に定められた期間の経過後 1 か月以内に報告書を作成し、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 センター長は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告する。</p> <p>(異常時の措置) 第 124 条 従業員は、再処理施設の運転状態に異常を認めた場合は、直ちに担当課長及び当直長に通報する。 2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、工程の停止等必要な措置を講ずるとともに、担当課長は工程を停止した場合、その他必要と認められた場合は、担当部長又は工務技術部長に通報する。 なお、休日及び夜間にあつては、当直長は工程を停止した場合、その他必要と認められた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 担当部長（ただし、センター内各部長に限る。）は、前項の通報を受けた場合は、工程の停止等必要な措置を講ずるとともにセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 4 放射線管理部長又は工務技術部長は、第 2 項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 5 担当部長（ただし、センター内各部長に限る。）は、停止した工程運転を再開する場合は、<u>あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得たのち、センター長の承認を得る。</u> 6 センター長は、前項の承認に当たって、必要と認められた場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。</p> <p><①及び②について> 廃止措置段階における各工程の運転操作</p> <p>第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理 ・第 2 章 工程等の管理（第 126 条（カスクの除染）～第 168 条（低放射性固体廃棄物の貯蔵・保管））（記載略） ・第 3 章 放射性廃棄物等の放出管理（第 169 条（放出管理の基本方針）～第 181 条（海洋放</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>出廃液の放出の監視及び測定等)) (記載略)</p> <p><①及び②について> 廃棄物の仕掛品の区分・引渡し (廃棄物の仕掛品の区分・引渡し)</p> <p>第 166 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄施設に廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)を不燃性のものと可燃性のものに区分し、紙パック等の所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生する。</p> <p>2 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の規定により所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全第 1 課長に引き渡すか、又は廃棄物処理場の所定の場所で低放射性固体廃棄物として処理第 2 課長へ引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を前項の規定により施設保全第 1 課長又は処理第 2 課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1 図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>4 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の 2 に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>(1) 大型の物</p> <p>(2) 重量物</p> <p>(3) 高線量の物</p> <p>(4) その他センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したもの</p> <p>5 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第 1 項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した後、ドラム缶等の所定の容器に封入する。</p> <p>6 転換施設課長は、前項の規定により廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録する。</p> <p>7 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第 5 項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1 図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>8 転換施設課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の 2 に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>(1) 大型の物</p> <p>(2) 重量物</p> <p>(3) 高線量の物</p> <p>(4) その他転換施設課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したもの</p> <p>9 施設保全第 1 課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品及び第 2 項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第 2 課長へ低放射性固体廃棄物として引き渡す。</p> <p>10 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、第 3 項及</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>び第4項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全第1課長又は処理第2課長に引き渡すよう努める。</p> <p>1 1 転換施設課長は、第7項及び第8項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに封入するよう努める。</p> <p>1 2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品であって、設備等の操作や施設の維持管理のために発生する廃棄物の仕掛品を回収するために紙パック等の所定の容器を第Ⅲ-1図に示す所定の場所（以下「置場」という。）に設置する。</p> <p>1 3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の置場は以下の対策を講じ設置する。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>1 4 センター内各課長（転換施設課長を除く。）及び放射線管理部内各課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第2項の規定により施設保全第1課長又は処理第2課長に速やかに引き渡すよう努める。</p> <p>1 5 転換施設課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に速やかに封入するよう努める。</p> <p>(封入した廃棄物の仕掛品の引渡し)</p> <p>第166条の2 センター内各課長（転換施設課長を除く。）及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生した紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、廃棄物の仕掛品として所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>2 転換施設課長は、前条第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第1項の規定により廃棄物の仕掛品を施設保全第1課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>4 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>5 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第3項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよう努める。</p> <p>6 施設保全第1課長は、その所掌する業務に伴い発生し、前条第1項の規定により収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品並びに第1項及び第2項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を低放射性固体廃棄物として第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>7 処理第2課長は、第1項及び第6項の規定によりセンター内各課長（転換施設課長を除く。）及び放射線管理部内各課長が廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入する場合は、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。</p> <p>(低放射性固体廃棄物の処理)</p> <p>第167条 処理第2課長は、次の各号に掲げる低放射性固体廃棄物を焼却する廃棄物と焼却しない廃棄物に区分する。</p> <p>(1) その所掌する業務に伴い発生した廃棄物の仕掛品を紙パック等の所定の容器に</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p> 収納した低放射性固体廃棄物 (2) 第166条第2項及び第9項の規定により廃棄物処理場の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物 (3) 第167条の2第8項及び第10項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物 2 処理第2課長は、前項の規定により廃棄物処理場で引き渡された低放射性固体廃棄物の焼却処理、容器への封入又は施設への貯蔵に支障のある場合は、第167条の2第10項の規定による高レベル放射性物質研究施設（使用施設）からの低放射性固体廃棄物の引き渡しを受けない。 3 処理第2課長は、第1項で区分した焼却する廃棄物を焼却炉で焼却処理する。 4 前項の処理については、第162条第2項の規定を準用する。 5 処理第2課長は、第1項で区分した焼却する廃棄物を焼却処理するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ－1図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講ずること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること (3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講ずること 6 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。 7 処理第2課長は、第1項で区分した焼却しない廃棄物及び第3項の焼却処理の結果生じた灰及びすすをドラム缶等の所定の容器に封入し、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録する。 8 処理第2課長は、前項の規定により焼却しない廃棄物及び焼却処理の結果生じた灰及びすすをドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ－1図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講ずること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること (3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講ずること 9 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。 10 処理第2課長は、第5項及び第6項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに焼却するよう努める。 11 処理第2課長は、第8項及び第9項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに封入するよう努める。 (低放射性固体廃棄物の引渡し) 第167条の2 処理第2課長は前条第7項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した低放射性固体廃棄物を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。 2 処理第2課長は、前項に規定される低放射性固体廃棄物を施設保全第1課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ－1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講ずること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること 3 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。 4 処理第2課長は、前項及び第2項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよう努 </p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>③核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p>	<p>める。</p> <p>5 前処理施設課長は、プール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納し、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録し、廃棄物処理場又は第二スラッジ貯蔵場の所定の場所に運搬し、処理第1課長に引き渡す。</p> <p>6 処理第1課長は、エポキシ固化体を貯蔵する場合は、廃溶媒処理技術開発施設の所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。</p> <p>7 施設保全第1課長は、第1項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>8 施設保全第1課長は、第168条第5項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>9 施設保全第1課長は、第6項で引き渡されたエポキシ固化体をアスファルト固化体貯蔵施設又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>10 施設保全第1課長は、高レベル放射性物質研究施設（使用施設）で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長に引き渡す。</p> <p>11 処理第2課長は、前項の規定により高レベル放射性物質研究施設（使用施設）から低放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、不燃性のものと可燃性のものに区分されていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p> <p><①及び②について> 廃止措置段階における保守管理 第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理、第4章施設の管理（第182条（運転開始前及び停止後の措置）～第198条 保守作業後の措置）（記載略）</p> <p><③について> （臨界管理） 第116条 センター長は、使用済燃料等の取扱いに当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 施設管理部長は、臨界管理に関する工程管理設備及び臨界警報装置が正常に作動しているときでなければ、施設を運転しない。</p> <p>3 当直長は、第Ⅲ-16表のうち臨界管理に係る施錠弁の操作を行わせる場合は、核燃料物質の濃度等が核的制限値以下であることを確認する。</p> <p>（運転時の遵守事項） 第117条 センター内各課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 各工程が正常に作動することを確認すること (2) 所定の処理設備を使用すること (3) 運転状態に通常と異なる変化が観察された場合、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討すること</p> <p>2 前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 臨界管理上濃度制限の必要な槽類については、第Ⅲ-1-(2)表に示す濃度制限値を超えないように運転すること (2) 臨界管理上質量制限の必要な機器については、第Ⅲ-1-(3)表に掲げる質量制限値を超えないように運転すること (3) 密度計及び液面計等臨界管理に関する工程管理設備が正常に作動していることを確認すること</p> <p>3 ガラス固化処理課長、前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、第Ⅲ-1-(4)表に示す機器については、機器内空間の水素濃度が爆発限界を超えないように換気系及び機器への吸込空気量を確認する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>④ 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>⑤ 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</p> <p>⑥ 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p> <p>⑦ 東海再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安の運営に関する</p>	<p>(管理区域外への搬出) 第 64 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第 2 課長に通知する。 (1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 14 条第 1 項第 2 号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。) (2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあつては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること (3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、線量率について、第 I-3-(2) 表、第 I-4 表及び第 I-5 表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること (4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること (5) 搬出前に第 1 号から第 4 号までの措置の実施状況を確認すること 2 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第 I-3-(2) 表、第 I-4 表及び第 I-5 表に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における移動又は保管) 第 65 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第 2 課長に通知する。 ただし、定常業務であつて汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。 (1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと (2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること (3) 移動前に第 1 号及び第 2 号の措置の実施状況を確認すること 2 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第 2 号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。 3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p><④について> (引き継ぎ等) 第 120 条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐときは、所定の鍵、運転日誌及び運転記録を確実に引き渡すとともに、運転状況、その他必要な事項を的確に申し送る。 2 当直長は、運転状況、その他必要な事項をセンター長に報告する。</p> <p><⑤について> (運転開始前及び停止後の措置) 第 182 条 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転開始前及び停止後、その所掌する施設を点検し、異常のないことを確認する。</p> <p><⑥について> (地震・火災等発生時の措置) 第 56 条の 3 当直長は、公共放送等により、東海村において、震度 4 以上の地震の発生が確認された場合は、従業員に対して再処理施設の点検を指示する。 2 従業員は、点検の結果、火災や放射性物質の漏洩など、第 54 条に定める非常事態の発生あるいは発生するおそれの有無を確認するとともに、その結果を担当課長及び当直長へ通報する。</p> <p><⑦について></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p><u>る重要事項を審議する委員会</u>の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(中央安全審査・品質保証委員会) 第49条の2 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、<u>研究所</u>の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。 (1) 再処理の事業の指定及び変更に関する重要事項 (2) 廃止措置計画の変更に関する重要事項 (3) 事故又は非常事態に関する重大事項 (4) <u>品質マネジメント活動</u>の基本事項 (5) その他、理事長の諮問する事項 3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 4 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。 5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会) 第49条の3 <u>研究所</u>に、核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会（以下「品質保証委員会」という。）を置く。 2 品質保証委員会は、所長の諮問を受け、再処理施設の<u>品質マネジメント活動</u>に関する重要事項を審議検討する。 3 品質保証委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。 4 品質保証委員会に、不適合管理に関する事項を審議検討するため、検討部会を置く。 5 所長は、品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会) 第50条 <u>研究所</u>に、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会を置く。 2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、所長の諮問を受け、<u>研究所</u>の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。 (1) この規定の制定、改定及び廃止に関する事項 (2) その他、再処理施設の保安に関する重要事項 3 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとする。 4 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、専門部会を設けることができる。 5 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。 6 所長は、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の答申を尊重する。</p> <p>(再処理施設安全専門委員会) 第51条 再処理施設に、再処理施設安全専門委員会を置く。 2 再処理施設安全専門委員会は、再処理施設の保安に関し前条第2項に掲げる各号のほか、センター長の諮問を受けて、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 再処理施設の廃止措置段階における運転に係る重要事項（高放射性液体廃棄物の処理に係る計画の遅延などの重要事項を含む。） (2) 再処理施設の保守に係る重要事項 (3) 廃止措置計画の変更に係る事項及び廃止措置計画の実施に係る重要事項 (4) 非常事態等の原因調査及び対策に係る事項 (5) 再処理の事業の指定及び変更に係る事項 (6) その他再処理施設の保安に関する重要事項 3 再処理施設安全専門委員会の委員長及び委員は、センター長が指名する。ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとし、再処理施設に関し十分な専門的知識と経験を有する者を指名する。 4 再処理施設安全専門委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。 5 再処理施設安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。 6 センター長は、再処理施設安全専門委員会の答申を尊重する。 7 センター長は、第2項第1号及び第5号の審議の結果及び核燃料取扱主任者の意見に</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>ついて所長に報告し、第2項第2号から第4号まで及び第6号の審議結果については、必要と認めた場合、所長に報告する。</p>
<p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理規則第17条第2項第9号 ① 管理区域を明示し、管理区域を他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 ② 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準が定められていること。 ③ 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 	<p>＜①について＞ （区域の区分） 第70条の4 再処理施設に係る場所は、管理区域、ホワイト区域、保全区域及び周辺監視区域に区分する。</p> <p>（管理区域） 第71条 センター長は、再処理施設内で外部放射線に係る線量、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第1条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域として指定する。 2 前項に定める管理区域は、第Ⅱ-1図、第Ⅱ-1-(1)表及び第Ⅱ-1-(2)表に示す。</p> <p>（一時管理区域） 第72条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、前条に定める管理区域以外の場所が、一時的に線量告示第1条に該当すると認めた場合は、その区域を一時管理区域として指定する。 2 放射線管理第2課長は、前項に該当する区域が生じた場合、又は生じるおそれがあると認めた場合は、その区域を直ちに一時管理区域として指定するよう担当部長又は当直長に要請する。 3 担当部長又は当直長は、一時管理区域の指定及び解除に当たっては、あらかじめ核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長と協議する。 4 担当部長又は当直長は、第1項で指定した一時管理区域について、速やかに元の状態に復帰するよう努める。 5 担当部長又は当直長は、一時管理区域の指定又は解除を行った場合は、直ちにその旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理部長及び放射線管理第2課長に通知し、再処理施設内従業員に周知する。 6 一時管理区域の管理については、管理区域に関する規定を準用する。</p> <p>＜②について＞ （管理区域内の区分） 第73条 センター内各部長又は放射線管理部長は、第71条に定める管理区域を第Ⅱ-1-(3)表に従ってレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域に区分する。 2 前項に定めるレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域は、第Ⅱ-1図、第Ⅱ-1-(1)表及び第Ⅱ-1-(2)表に示す。</p> <p>＜③について＞ （立入規制区域） 第74条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、管理区域のうち、第Ⅱ-2表に定める区域が生じた場合は、当該区域を立入規制区域として設定する。 2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、前項で設定した立入規制区域について、速やかに元の状態に復帰するよう努める。 3 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の立入規制区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ放射線管理第2課長と協議するとともに、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 4 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の規定により、立入規制区域を設定した場合は、直ちに第79条第1項第3号の措置を講ずる。 5 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入規制区域の設定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を再処理施設内従業員に周知する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 ⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 ⑥ 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</p>	<p>(立入制限区域) 第75条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、管理区域のうち第Ⅱ-3表に定める区域が生じた場合は、当該区域を立入制限区域として設定する。 2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、前項で設定した立入制限区域について、速やかに元の状態に復帰するよう努める。 3 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の立入制限区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長と協議するとともに、その旨をセンター長に報告する。 4 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の規定により、立入制限区域を設定した場合は、直ちに第79条第1項第4号の措置を講ずる。 5 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入制限区域の設定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を再処理施設内従業員に周知する。</p> <p>(立入規制区域への立入り) 第85条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入規制区域への立入りを規制する。 2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、放射線業務従事者を立入規制区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じ放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>(立入制限区域への立入り) 第86条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入制限区域への人の立入りを制限する。 2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせる場合は、線量率を低減させる等放射線防護上の必要な措置を講じ、核燃料取扱主任者、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p><④～⑥について> (管理区域に立ち入る者の区分) 第83条 管理区域に立ち入る者について、次の各号に定めるところにより区分する。 (1) 放射線業務従事者 使用済燃料の再処理、再処理施設の保全、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者 前号に定める者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者 2 前項第1号に定める者は、センター内各部長又は放射線管理部長が指名する。 3 第1項第2号に定める者は、計画管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長又は線量計測課長が指名する。 4 センター内各部長、放射線管理部長、計画管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長は、第2項又は第3項の指名を行った場合、線量計測課長に通知する。</p> <p>(管理区域等への立入り) 第84条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域等の出入りについて、次の各号に従い管理する。 (1) 管理区域に関する出入りに際しては、あらかじめ定められた出入口を使用させること (2) 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者のうちから立会者をつけること (3) レッド区域へ人を立ち入らせないこと (ただし、放射線業務従事者であって、センター内各部長が業務上立入りを認める者は、この限りでない。) (4) 一時立入者は、アンバー区域へ立ち入らせないこと (ただし、立入の目的によりセンター内各部長が認める場合は、この限りでない。) 2 センター内各部長は、前項第3号及び第4号のただし書の規定により、レッド区域又はアンバー区域への立入りを認める場合は、放射線管理第2課長の同意を得る。 3 危機管理課長は、周辺監視区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。 4 核物質管理課長は、保全区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>(個人線量計等の着用) 第 87 条 センター長は、個人線量計及び作業衣服類の選定並びに着用の方法について、定めておく。 2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に対し、前項の定められた個人線量計及び作業衣服類を着用させる。 3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を見学等のために管理区域に立ち入らせる場合であって、その線量が同等と判断できる場合は、その代表者のみに個人線量計を着用させることができる。</p> <p>(防護具の着用) 第 88 条 センター長は、防護具の選定及び着用の方法について、定めておく。 2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域及び一時管理区域に立ち入る者に対し、作業内容に応じマスク、保護衣等の防護具を着用させる。</p> <p>(身体汚染の測定) 第 89 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。 2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、レッド区域及びアンバー区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。 3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、立入規制区域及び立入制限区域から退出する者に対して、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。 ただし、当該区域が線量率のみによって設定された場合は、この限りでない。 4 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第 1 項から第 3 項の測定の結果、汚染を認めた場合は、直ちに放射線管理第 2 課長に通知する。 5 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けた場合は、直ちにその者に対し、汚染検査を行う。 6 放射線管理第 2 課長は、前項の検査によって体内摂取のおそれがあると認めた場合は、線量計測課長に通知する。 7 線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、第 II - 4 表のうち必要な検査を行う。</p> <p>(飲食・喫煙の制限) 第 90 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域において飲食又は喫煙させない。 ただし、放射性物質を経口摂取するおそれのない場所であって、センター内各部長が特に指定した場所での飲水又は喫煙については、この限りでない。 2 センター内各部長は、前項ただし書きの規定により指定を行う場合は、放射線管理第 2 課長の同意を得るとともに、指定した場所について、次の各号に従い、適切に管理する。 (1) 飲水・喫煙場所に立ち入る場合は、身体等の汚染検査を行わせること (2) 飲水・喫煙場所の汚染検査を定期的実施して、汚染のないことを確認すること (3) 前号の汚染検査により異常が確認された場合は、ただちに、飲水・喫煙場所の使用を中止するとともに原因の調査など必要な措置を講ずること 3 放射線管理第 2 課長は、センター内各部長が行う前項第 2 号の汚染検査に協力する。 4 センター内各部長が、飲水・喫煙場所として、指定した場所を第 II - 5 表に示す。</p> <p>(物品等の搬入の制限) 第 91 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、業務上必要でない物品等を管理区域に持ち込ませない。</p> <p><⑦について> (物品等の搬出) 第 92 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から物品等を搬出する場合は、次の各号を遵守するとともに、持ち出しに当たって放射線管理第 2 課長の確認を受ける。 (1) 当該物品の表面密度を確認し、第 II - 6 表に掲げる値を超えている場合は、搬出</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p>	<p>しない</p> <p>(2) 搬出に当たっては、あらかじめ除染等により、当該物品の表面密度が第Ⅱ－6表の値を超えないように、必要な措置を講ずる</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認を行う場合は、搬出物品の表面密度が第Ⅱ－6表に掲げる値を超えていないことを検査する。</p> <p>(管理区域内における物品等の移動)</p> <p>第93条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において物品等を移動する場合は、前条第1項第2号の措置を講ずる。</p> <p>(放射線管理の基本方針)</p> <p>第94条 センター長は、作業区域の線量率をできるだけ低くするように努める。</p> <p>2 センター長は、作業区域の放射性物質による汚染をできるだけ少なくするように努める。</p> <p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第64条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第14条第1項第2号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。)</p> <p>(2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあつては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること</p> <p>(3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）、線量率について、第Ⅰ－3－(2)表、第Ⅰ－4表及び第Ⅰ－5表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること</p> <p>(4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第Ⅰ－3－(2)表、第Ⅰ－4表及び第Ⅰ－5表に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における移動又は保管)</p> <p>第65条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>ただし、定常業務であつて汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと</p> <p>(2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること</p> <p>(3) 移動前に第1号及び第2号の措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p><⑧について> (保全区域)</p> <p>第77条 センター長は、再処理施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外の場所を保全区域として指定する。</p> <p>2 前項に定める保全区域は、第Ⅱ－3図に示す。</p> <p><⑨について> (周辺監視区域)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>⑩ <u>役務を供給する事業者</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>第 76 条 所長は、周辺監視区域を指定する。なお、周辺監視区域とは、管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が線量告示第 2 条に定める周辺監視区域外の線量限度を超えるおそれのないものをいう。</p> <p>2 前項の周辺監視区域は、第 II - 2 図に示す。</p> <p>(管理区域等の表示)</p> <p>第 79 条 センター長、センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第 71 条から第 75 条に定める区域を次の各号に定めるところにより区画するとともに、当該区域であることを明示し、放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>(1) 管理区域については、壁、柵等により区画し、出入口、その他人が立ち入るおそれのある箇所に第 II - 4 図に示す標識を掲げること</p> <p>(2) 一時管理区域については、柵、縄張等により区画し、第 II - 5 図に示す標識を掲げること</p> <p>(3) 立入規制区域については、柵、縄張等により区画し、第 II - 6 図に示す標識を掲げること</p> <p>(4) 立入制限区域については、柵、縄張等により区画し、第 II - 7 図に示す標識を掲げること</p> <p>2 センター内各部長又は放射線管理部長は、第 78 条に定めるホワイト区域については原則として壁、柵等を設けるとともに、第 II - 8 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p>3 センター長は、第 77 条に定める保全区域について、原則として柵、縄張を設けるとともに、第 II - 9 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p>4 所長は、第 76 条に定める周辺監視区域については、原則として柵を設けるとともに、第 II - 10 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p><⑩について> (関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第 2 条 再処理施設の廃止措置を行う者（再処理施設に関わる役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）は、関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所長は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に再処理施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、関係法令及びこの規定を遵守させる措置を講ずる。</p>
<p>土 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関する こと。</p>	<p>10 排気監視設備及び海洋放出監視設備 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 10 号</p> <p>○ <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u> <u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 4 の 20 における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 4 の 12 における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>○放出管理に係る排気モニタ及び排水モニタリング設備の保守管理 (定期事業者検査)</p> <p>第 195 条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第 III-18 表から第 III-21 表に掲げる担</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するもの。）の定期事業者検査（無停電電源装置の性能検査は除く。）に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>○測定方法等 （放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等） 第178条 放射線管理第2課長は、放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度及び量を監視する。</p> <p>2 前項に定める監視は、第Ⅲ-13表に定める排気モニタによる連続測定又は捕集試料の分析等により行う。</p> <p>3 環境監視課長は、前項の捕集試料の分析を行い、その結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 施設保全第1課長は、主排気筒及び第一付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 ガラス固化管理課長は、第二付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第Ⅲ-13表に定める排気モニタにより連続測定する核種については、毎日1回、その他の核種については1週間当たりの放出量を記録し、ガラス固化処理課長、前処理施設課長及び処理第2課長に報告する。また、これらの結果を一ヶ月ごとにとりまとめ、センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、放射性気体廃棄物中の放射性物質の量及び濃度を必要に応じ、センター長に報告するとともに、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全部長又は当直長に報告する。</p> <p>（海洋放出廃液の放出の監視及び測定等） 第181条 環境監視課長は、海洋放出廃液の試料について速やかに全アルファ、全ベータ及び各核種の放射能を測定し、放射性物質の濃度及び量が第Ⅲ-5表及び第Ⅲ-14-(1)表に定める基準値以下であることを確認する。</p> <p>2 前項に定める濃度の測定は、第Ⅲ-15表に掲げるところに従って行う。</p> <p>3 環境監視課長は、第1項に定める測定の結果から1ヵ月間、3ヵ月間及び、年間の放出量を集計し、環境保全部長に報告する。</p> <p>（放射線管理用機器等の整備等） 第193条 放射線管理部長は、第Ⅲ-17-(1)表に定める放射線管理用機器及び第Ⅲ-17-(2)表に定める排水モニタリング設備を常備する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線管理用機器の作動状況について、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては毎日1回以上、その他のものについては、毎月1回以上点検し、正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項において正常に作動させることができない場合は応急の措置を講じ、線量計測課長に正常に作動させるための措置を講ずるよう依頼するととも</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>に、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、速やかに正常に作動させることができないと判断した場合は、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>4 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>5 線量計測課長は、第3項の依頼を受けた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>6 線量計測課長は、前項の措置の結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、第3項の措置の結果については、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>8 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>9 環境監視課長は、排水モニタリング設備を正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>10 環境監視課長は、前項において正常に作動させることができない場合は、応急の措置を講ずる。また、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>11 環境監視課長は、前項の報告に対する措置の結果については、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等)</p> <p>第194条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、その後は1年ごとに検査及び校正を行う。</p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、その旨を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第2項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>9 環境監視課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録する。</p> <p>(環境放射能の監視及び測定等)</p> <p>第199条の4 環境監視課長は、第IV-1表及び第IV-2表に定める環境放射線モニタリング計画に基づき、陸上環境放射能監視及び海洋環境放射能監視を行う。また、第IV-3表に定める気象観測を行う。</p> <p>2 環境監視課長は、第IV-4表に定めるモニタリングステーション、モニタリングポスト及びモニタリングポイント（以下「環境監視野外設備」という。）によって監視及び測定を行う。</p> <p>3 環境監視課長は、原則として、第IV-1図、第IV-2図、第IV-3図及び第IV-4図に定める場所において環境試料の採取又は測定を行う。また、環境試料の分析及び測定を、第IV-5表に定める環境試料分析測定設備により行う。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核々研再処理施設】

再処理規則	核々研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>4 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>5 放射線管理部長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を所長に報告する。</p> <p>6 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を記録し、保管する。</p>
<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>11 線量、線量当量、<u>汚染の除去等</u></p> <p>① <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</u></p>	<p><①について></p> <p>（作業に係る放射線防護）</p> <p>第 81 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第 96 条に定めるところにより放射線防護上の措置を講ずる。</p> <p>（管理区域に係る放射線管理）</p> <p>第 82 条 放射線管理第 2 課長は、区域の安全確保に関し、必要と認めた場合は区域管理者に放射線防護上の措置を要請し、協力する。</p> <p>2 放射線管理第 2 課長は、前条に定める放射線防護上の措置をセンター内各課長及び放射線管理部内各課長が行う場合は、必要な助言、支援及び指導を行う。</p> <p>（管理区域内の作業管理）</p> <p>第 95 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、所掌する管理区域内作業の実施に当たっては、第 3 条各号に掲げる事項を遵守し、作業の安全を確保する。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、所掌する管理区域内作業が第 99 条に規定する特殊放射線作業に該当する場合は、周到な作業計画を立案するとともに、事前準備及び作業手順の管理を確実にを行う。</p> <p>3 放射線管理第 2 課長は、管理区域内の作業において、放射線防護に必要な作業環境の測定及び評価並びに作業計画の立案と実施に関し、センター内各課長及び放射線管理部内各課長に対して助言、支援及び指導を行う。</p> <p>4 放射線管理第 2 課長は、前項において必要と認めた場合は、放射線防護上の措置についてセンター内各課長及び放射線管理部内各課長に勧告する。</p> <p>5 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の勧告を受けた場合は、放射線防護上の措置を講じ、その結果を放射線管理第 2 課長に報告する。</p> <p>（個人線量計等の着用）</p> <p>第 87 条 センター長は、個人線量計及び作業衣服類の選定並びに着用の方法について、定めておく。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に対し、前項の定められた個人線量計及び作業衣服類を着用させる。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を見学等のために管理区域に立ち入らせる場合であって、その線量が同等と判断できる場合は、その代表者のみに個人線量計を着用させることができる。</p> <p>（作業に係る放射線防護上の措置）</p> <p>第 96 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、所掌する管理区域内作業を実施する場合は、次の各号に掲げる放射線防護上の措置を行い、作業の安全を確保する。</p> <p>(1) 当該作業に係る汚染拡大防止等の処置</p> <p>(2) 当該作業に係る線量率の確認</p> <p>(3) 当該作業に係る汚染の有無の確認</p> <p>(4) 当該作業に係る廃棄物の管理</p> <p>(5) その他放射線防護上の必要な措置</p> <p>2 放射線管理第 2 課長は、作業に係る放射線防護上の措置に関し、センター内各課長及び放射線管理部内各課長に助言及び指導を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第 1 項各号に掲げる放射線防護上の措置において異常を認めた場合は、速やかに区域管理者及び放射線管理第 2 課長に通知するとともに、原因の究明、汚染の除去等必要な措置を講ずる。</p> <p>4 区域管理者は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理第 2 課長と協議し、立入規制</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>区域の設定等の必要な措置を講ずる。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、第2項において必要と認めた場合は、センター内各課長及び放射線管理部内各課長に勧告する。</p> <p>6 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の勧告を受けた場合は、放射線防護上の措置を講じ、その結果を放射線管理第2課長に報告する。</p> <p>（特殊放射線作業計画）</p> <p>第99条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内作業において、次の各号の一に該当するものを特殊放射線作業とし、当該作業を実施する場合は、あらかじめ区域管理者と協議して特殊放射線作業計画を作成し、核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を得るとともに担当部長の承認を受ける。</p> <p>(1) 実効線量が1週間につき1ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>(2) 等価線量（皮膚）が1週間につき10ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>(3) レッド区域に立ち入るとき</p> <p>(4) アンバー区域で作業を実施するとき</p> <p>(5) 作業場所における空気中の放射性物質の濃度が1週間平均で空気中の濃度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>(6) 作業場所における表面密度が次のいずれかに該当するとき</p> <p>イ) アルファ線を放出する放射性物質について、0.4ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>ロ) アルファ線を放出しない放射性物質について、4ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>(7) その他、センター内各課長、放射線管理部内各課長又は放射線管理第2課長が保安を確保する上で必要と認めた場合</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の特殊放射線作業計画を作成する場合は、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 作業予定日時及び作業予定期間</p> <p>(2) 作業場所及び作業員名</p> <p>(3) 作業内容及び作業方法</p> <p>(4) 当該作業に係る外部被ばくによる線量の推定値</p> <p>(5) 当該作業員の四半期ごとの外部被ばくによる線量の推定値</p> <p>(6) 放射線防護上の措置</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>3 核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長は、第1項及び第86条第2項の規定により、同意を行う場合は、当該計画における放射線防護上の措置を検討し、必要な助言及び指導を行う。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意を行った場合は、当該作業員の外部被ばくによる線量の推定値を線量計測課長に通知する。</p> <p>（特殊放射線作業の実施）</p> <p>第100条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び区域管理者は、特殊放射線作業を実施する場合は、前条に定める計画を遵守するとともに、第96条に定めることに従って、作業の安全を確保する。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、特殊放射線作業の実施結果について評価し、担当部長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、特殊放射線作業の実施に伴う放射線管理結果について評価し、必要に応じ、放射線管理部長に報告する。</p> <p>（線量限度）</p> <p>第102条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び保安管理部内各課長は、管理区域に立ち入る従業員の線量限度が第Ⅱ-7表に定める線量を超えないようにするため、必要な措置を講ずる。</p> <p>（外部被ばくによる線量の測定）</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>第 104 条 線量計測課長は、第Ⅱ－8 表に定めるところにより放射線業務従事者及び一時立入者の外部被ばくによる線量を測定し、評価する。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、特殊放射線作業計画等に基づき、外部被ばくによる線量の測定及び評価を必要とする場合は、線量計測課長に依頼する。</p> <p>3 センター内各部長は、第 1 項に定める場合のほか、放射線業務従事者が異常に被ばくし、又は被ばくしたおそれがあると認めた場合は、直ちに外部被ばくによる線量の測定及び評価を放射線管理部長に依頼する。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、直ちに線量計測課長に外部被ばくによる線量の測定及び評価を行わせる。</p> <p>(内部被ばくによる線量の測定)</p> <p>第 105 条 線量計測課長は、放射線業務従事者のうちで内部被ばくのおそれのある業務に従事する者について、第Ⅱ－4 表に定めるところにより、内部被ばく検査を行い、内部被ばくによる線量を測定し、評価する。</p> <p>2 センター内各部長は、前項に定める場合のほか、放射線業務従事者が内部被ばくを受け、又はそのおそれのある場合は、直ちに内部被ばくによる線量の測定及び評価を放射線管理部長に依頼する。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、直ちに内部被ばくによる線量を線量計測課長に測定及び評価を行わせる。</p> <p>(被ばく原因の調査)</p> <p>第 108 条 センター内各部長は、放射線業務従事者の線量が第Ⅱ－9 表に定める原因調査レベルを超えた場合、又は線量があらかじめ予想される値より著しく過大であった場合は、放射線管理部長と協議して原因を調査し、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特殊放射線作業計画により、放射線業務従事者の線量を第Ⅱ－9 表に掲げる原因調査レベルを超えて計画する場合は、第 99 条第 2 項第 5 号に定める線量の推定値をもって原因調査レベルとする。</p> <p>(要警戒の勧告)</p> <p>第 109 条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が次の各号の一に該当する場合は、担当部長に対し要警戒の勧告をし、所長に報告し、センター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(1) 第Ⅱ－9 表に定める要警戒の勧告レベルを超えたとき</p> <p>(2) 放射線業務従事者が不必要に放射線の被ばくを受けていると認めたとき</p> <p>2 担当部長は、前項の勧告を受けた場合は、当該放射線業務従事者の線量を低減させるために必要な措置を講ずる。</p> <p>3 担当部長は、前項の措置を講じた場合は、センター長及び放射線管理部長に報告する。</p> <p>4 センター長は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(作業制限の勧告)</p> <p>第 110 条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が第Ⅱ－9 表に定める作業制限の勧告レベルを超えた場合は、当該放射線業務従事者の管理区域内作業の制限について担当部長に勧告するとともに、所長に報告し、センター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>2 担当部長は、前項の勧告を受けた場合は、当該放射線業務従事者の作業制限及び被ばく原因の除去等の被ばくの防止に必要な措置並びに特殊健康診断の依頼等の保健上の必要な措置を講ずる。</p> <p>3 担当部長は、前項の措置を講じた場合は、速やかにセンター長及び放射線管理部長に報告する。</p> <p>4 センター長は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>② <u>国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的な考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p> <p>③ <u>管理区域から物品又は核燃料物質等を移動する際の表面の放射性物質の密度の測定に関することが定められていること。</u></p> <p>④ <u>再処理規則第9条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>⑤ <u>管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量等の測定に関する事項が定められていること。</u></p>	<p><②について> （基本方針） 第1条の2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にのっとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動のもと実施する。 2 原子炉等規制法第48条第1項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第11条第1項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保全活動（保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動）を行う。</p> <p>（被ばく管理の基本方針） 第101条 センター長は、従業員の放射線による被ばくをできるだけ少なくするように努める。</p> <p><③について> （物品等の搬出） 第92条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から物品等を搬出する場合は、次の各号を遵守するとともに、持ち出しに当たって放射線管理第2課長の確認を受ける。 （1）当該物品の表面密度を確認し、第Ⅱ-6表に掲げる値を超えている場合は、搬出しない （2）搬出に当たっては、あらかじめ除染等により、当該物品の表面密度が第Ⅱ-6表の値を超えないように、必要な措置を講ずる 2 放射線管理第2課長は、前項の確認を行う場合は、搬出物品の表面密度が第Ⅱ-6表に掲げる値を超えていないことを検査する。</p> <p><④について> （管理区域内の区分） 第73条 センター内各部長又は放射線管理部長は、第71条に定める管理区域を第Ⅱ-1-(3)表に従ってレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域に区分する。 2 前項に定めるレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域は、第Ⅱ-1図、第Ⅱ-1-(1)表及び第Ⅱ-1-(2)表に示す。</p> <p>（線量率等の測定） 第97条 放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる測定を適切に行う。 （1）管理区域内の施設、設備等の表面密度 （2）管理区域内の空気中の放射性物質の濃度 （3）管理区域及びホワイト区域の空間の線量率 （4）管理区域外の核燃料物質等の運搬に係る表面密度及び線量率 2 環境監視課長は、周辺監視区域内における線量率の測定を行う。 3 放射線管理部長は、第1項の測定結果をとりまとめ、1か月ごとにセンター内各部長及び核燃料取扱主任者に通知する。 4 放射線管理部長は、第2項の測定結果をとりまとめ、1か月ごとにセンター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p><⑤について> （線量率等の測定） 第97条 放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる測定を適切に行う。 （1）管理区域内の施設、設備等の表面密度 （2）管理区域内の空気中の放射性物質の濃度 （3）管理区域及びホワイト区域の空間の線量率 （4）管理区域外の核燃料物質等の運搬に係る表面密度及び線量率 2 環境監視課長は、周辺監視区域内における線量率の測定を行う。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核々研再処理施設】

再処理規則	核々研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>⑥ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する</u>ことについては、「<u>原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)</u>」(平成 20・04・21 原院第 1 号(平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、<u>放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 4 の 14 における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>⑦ その他放射性物質による汚染確認後の汚染拡大防止及び汚染の除去の措置が定められていること。</p>	<p>3 放射線管理部長は、第 1 項の測定結果をとりまとめ、1 か月ごとにセンター内各部長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第 2 項の測定結果をとりまとめ、1 か月ごとにセンター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(環境放射能の監視及び測定等) 第 199 条の 4 環境監視課長は、第 IV-1 表及び第 IV-2 表に定める環境放射線モニタリング計画に基づき、陸上環境放射能監視及び海洋環境放射能監視を行う。また、第 IV-3 表に定める気象観測を行う。</p> <p>2 環境監視課長は、第 IV-4 表に定めるモニタリングステーション、モニタリングポスト及びモニタリングポイント(以下「環境監視野外設備」という。)によって監視及び測定を行う。</p> <p>3 環境監視課長は、原則として、第 IV-1 図、第 IV-2 図、第 IV-3 図及び第 IV-4 図に定める場所において環境試料の採取又は測定を行う。また、環境試料の分析及び測定を、第 IV-5 表に定める環境試料分析測定設備により行う。</p> <p>4 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>5 放射線管理部長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を所長に報告する。</p> <p>6 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を記録し、保管する。</p> <p><⑥について> 左記については、放射性廃棄物でない廃棄物としての廃棄又は資源として有効利用する場合において、適宜保安規定において定めることを指導されたものであり、今後、解体廃棄物を有効利用等する場合には、法第 61 条の 2 に基づき、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして取り扱えるための原子力規制委員会の確認を受けた後、改めて左記の指示文書を参考に記載する。</p> <p><⑦について> (測定により異常を認めた場合の措置) 第 98 条 放射線管理第 2 課長は、前条第 1 項の測定において異常を認めた場合は、速やかに区域管理者に通知するとともに、保安上の措置を講ずる必要があると認めた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 環境監視課長は、前条第 2 項の測定において異常を認めた場合は、速やかに放射線管理部長及びセンター長に報告する。</p> <p>3 区域管理者は、第 1 項の通知を受けた場合は、立入規制区域の設定等の措置を講ずるとともに、担当課長に対して原因の究明、汚染の除去などの措置を講じさせる。</p> <p>4 放射線管理部長は、第 1 項の報告を受け、保安上の措置を講ずる必要があると認めた場合は、センター内各部長に保安上の措置を講ずるよう勧告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>5 放射線管理部長は、第 2 項の報告を受け、保安上の措置を講ずる必要があると認めた場合は、センター長に保安上の措置を講ずるよう勧告するとともに、所長に報告し、核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>6 センター長又はセンター内各部長は、第 4 項及び前項の勧告を受けた場合は、保安上必要な措置を講ずる。</p> <p>7 センター長又はセンター内各部長は、前項の措置を講じた場合は、所長、核燃料取扱主任者及び放射線管理部長に報告する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
<p>十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。</p>	<p>12 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法 ・再処理規則第17条第2項第12号</p> <p>① 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>② 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の19における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><①及び②について> （放射線管理用機器等の整備等）</p> <p>第193条 放射線管理部長は、第三-17-(1)表に定める放射線管理用機器及び第三-17-(2)表に定める排水モニタリング設備を常備する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線管理用機器の作動状況について、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては毎日1回以上、その他のものにあっては、毎月1回以上点検し、正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項において正常に作動させることができない場合は応急の措置を講じ、線量計測課長に正常に作動させるための措置を講ずるよう依頼するとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、速やかに正常に作動させることができないと判断した場合は、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>4 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>5 線量計測課長は、第3項の依頼を受けた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>6 線量計測課長は、前項の措置の結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、第3項の措置の結果については、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>8 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>9 環境監視課長は、排水モニタリング設備を正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>10 環境監視課長は、前項において正常に作動させることができない場合は、応急の措置を講ずる。また、測定を行わず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>11 環境監視課長は、前項の報告に対する措置の結果については、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（放射線管理用機器等の検査等）</p> <p>第194条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、その後は1年ごとに検査及び校正を行う。</p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、その旨を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第2項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行わず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>9 環境監視課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録する。</p> <p>(定期事業者検査) 第195条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18表から第Ⅲ-21表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するもの。）の定期事業者検査（無停電電源装置の性能検査は除く。）に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(保守・点検及び校正) 第200条 環境監視課長は、環境監視野外設備及び環境試料分析測定設備の点検を年1回以上行い、その機能の保持に努める。</p> <p>2 環境監視課長は、環境監視野外設備及び環境試料分析測定設備について年1回以上校正を行う。また、更新し新たに使用しようとするときは使用前に校正を行い、修理をしたときは、そのつど校正を行う。</p>
<p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。（廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）。</p>	<p>13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い ・再処理規則第17条第2項第13号</p> <p>○ 東海再処理施設構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵（使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。）に際して、<u>臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置</u>を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、<u>使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）</u>が定められていること。なお、この事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(周辺監視区域外からの管理区域への搬入) 第63条 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入する場合は、あらかじめ搬入日時並びに核燃料物質等の種類及び数量等必要な事項を核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>2 センター内各課長は、核燃料物質等の周辺監視区域外からの管理区域への搬入に際して、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 運搬物の状態に異常のないことを確認すること (2) 運搬物に異常な表面汚染がないこと及び線量率を確認すること (3) 取卸し後の車両表面の汚染が第I-3-(1)表に定める値を超えていないこと</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>を確認すること</p> <p>(4) その他、搬入に支障のないことを確認すること</p> <p>(5) <u>搬入前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>3 センター内各課長は、前項の確認の結果異常を認めるときは、放射線防護上の必要な措置を講じ、核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知し、その指示に従う。</p> <p>4 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第64条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第14条第1項第2号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。)</p> <p>(2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあつては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること</p> <p>(3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）、線量率について、第I-3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること</p> <p>(4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること</p> <p>(5) <u>搬出前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第I-3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における移動又は保管)</p> <p>第65条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>ただし、定常業務であつて汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと</p> <p>(2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること</p> <p>(3) <u>移動前に第1号及び第2号の措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第66条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出を除く。）するときは、第65条第1項各号に掲げるほか、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 第2項の運搬計画書で定める経路以外で運搬しないこと</p> <p>(2) 運搬車両の走行制限速度を遵守すること</p> <p>(3) 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(4) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の6等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示第6条に定める標識を取り付けること</p> <p>(5) 異常を発見した者は、直ちに応急措置、通報等の措置を講ずること</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>(6) その他、運搬に関し、必要な措置を講ずること (7) 運搬前に第1号から第6号までの措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「事業所外運搬規則」という。）に定めるBM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬するときは、周辺監視区域内に係る運搬計画書を作成し、担当部長の承認を受ける。</p> <p>3 センター内各部長及び放射線管理部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>4 センター内各部長は、第2項の承認を行った場合は、センター長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長及び放射線管理部長は、第2項に定める運搬計画書が再処理施設保全区域外に係る場合は、保安管理部長の同意を得る。</p> <p>6 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第2項の規定により核燃料物質等を運搬した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する</p>
<p><u>十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む）</u>に関すること。</p>	<p>14 放射性廃棄物の廃棄 ・再処理規則第17条第2項第14号</p> <p>① <u>放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、気体状の放射性廃棄物の放出の管理の方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</u></p> <p>② <u>放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、放射性液体廃棄物の放出の管理の方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</u></p>	<p><①について> （放射性気体廃棄物の放出の基準） 第173条 ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、所定の排気施設によって行う。</p> <p>2 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、第Ⅲ－3表及び第Ⅲ－4表に定める基準（3か月間の最大放出量等）を超えないように努め、第Ⅲ－12－（1）表に定める基準（1年間の最大放出量）を超えないようにする。</p> <p>3 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、放射性気体廃棄物を放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ－12－（2）表の放出管理目標値を超えないよう<u>管理する</u>。</p> <p>（放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等） 第178条 放射線管理第2課長は、放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度及び量を監視する。</p> <p>2 前項に定める監視は、第Ⅲ－13表に定める排気モニタによる連続測定又は捕集試料の分析等により行う。</p> <p>3 環境監視課長は、前項の捕集試料の分析を行い、その結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 施設保全第1課長は、主排気筒及び第一付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 ガラス固化管理課長は、第二付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第Ⅲ－13表に定める排気モニタにより連続測定する核種については、毎日1回、その他の核種については1週間当たりの放出量を記録し、ガラス固化処理課長、前処理施設課長及び処理第2課長に報告する。また、これらの結果を一ヶ月ごとにとりまとめ、センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、放射性気体廃棄物中の放射性物質の量及び濃度を必要に応じ、センター長に報告するとともに、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全部長又は当直長に報告する。</p> <p><②について> （放射性液体廃棄物の放出の基準） 第179条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第Ⅲ－5表に定める基準（3か月当たりの最大放出量等）を超えないように努め、第Ⅲ－14－（1）表に定める基準（1年間の最大放出量）を超えないようにする。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等。ただし海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。）について定められていること。なお、この事項は、第4の15における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>④ ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>2 環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ-14-(2)表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>（海洋放出廃液の放出の監視及び測定等）</p> <p>第181条 環境監視課長は、海洋放出廃液の試料について速やかに全アルファ、全ベータ及び各核種の放射能を測定し、放射性物質の濃度及び量が第Ⅲ-5表及び第Ⅲ-14-(1)表に定める基準値以下であることを確認する。</p> <p>2 前項に定める濃度の測定は、第Ⅲ-15表に掲げるところに従って行う。</p> <p>3 環境監視課長は、第1項に定める測定の結果から1ヵ月間、3ヵ月間及び、年間の放出量を集計し、環境保全部長に報告する。</p> <p><③について></p> <p>（環境監視に係る計画）</p> <p>第199条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 環境監視に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等）</p> <p>(3) 環境監視に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 環境監視に必要な要領書</p> <p>(5) 使用する環境監視設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める環境監視設備の検査（方法、頻度及び判定基準）</p> <p>(7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p> <p>（環境監視の実施）</p> <p>第199条の2 放射線管理部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 環境監視に必要な情報（気象情報等）が利用できること</p> <p>(2) 環境監視機器の操作手順書が利用できること</p> <p>(3) 環境監視機器の第200条に定める整備及び検査が実施されていること</p> <p>(4) 環境監視に必要な監視・測定が実施されていること</p> <p>（環境監視に係る評価及び改善）</p> <p>第199条の3 放射線管理部長は、環境監視に係る業務の実施結果を評価し、改善が必要と判断した場合には対策を講じること。</p> <p><④について></p> <p>（基本方針）</p> <p>第1条の2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動のもと実施する。</p> <p>2 原子炉等規制法第48条第1項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第11条第1項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>⑤ <u>放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理、措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</u></p> <p>⑥ <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p>	<p><u>視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保全活動（保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動）を行う。</u></p> <p>（放射性気体廃棄物の放出の基準） 第 173 条 ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、所定の排気施設によって行う。 2 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、第Ⅲ－3 表及び第Ⅲ－4 表に定める基準（3 か月間の最大放出量等）を超えないように努め、第Ⅲ－12－（1）表に定める基準（1 年間の最大放出量）を超えないようにする。 3 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、第 1 条の 2 の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、放射性気体廃棄物を放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ－12－（2）表の放出管理目標値を超えないよう<u>管理する</u>。</p> <p>（放射性液体廃棄物の放出の基準） 第 179 条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第Ⅲ－5 表に定める基準（3 か月当たりの最大放出量等）を超えないように努め、第Ⅲ－14－（1）表に定める基準（1 年間の最大放出量）を超えないようにする。 2 環境保全部長は、第 1 条の 2 の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ－14－（2）表の放出管理目標値を超えないよう<u>管理する</u>。</p> <p><⑤について> 第Ⅲ－6 表 施設の貯蔵・保管能力 （第 128, 137, 139, 144, 147, 153, 160, 161, 162, 165, 168, 175 条関係）</p> <p><⑥について> （廃溶媒処理に係る措置） 第 150 条 処理第 1 課長は、第 162 条で貯蔵した廃溶媒及び廃希釈剤を固化処理する場合は、エポキシ固化により行う。 2 処理第 1 課長は、第 162 条で貯蔵した廃溶媒及び廃希釈剤の PVC 固化処理が行えないよう、加熱装置に電源を供給できない措置を二つ以上講じ、それぞれに施錠管理を行うとともに、措置の解除を禁止する表示を行う。</p> <p>（ガラス固化） 第 152 条 ガラス固化処理課長は、第 160 条で貯蔵した高放射性液体廃棄物及び第 158 条で発生した高放射性液体廃棄物等の工程廃液のガラス固化処理を行う場合は、高放射性液体廃棄物の受入れ、濃縮等を適切に行うとともに、1 日当たりの熔融炉の廃液処理量が 0.35 m³を超えないようにする。</p> <p>（ガラス固化体の保管） 第 153 条 ガラス固化処理課長は、ガラス固化体を保管する場合は、第Ⅲ－8 表の測定等を行い、その結果を記録し、ガラス固化技術開発施設内の保管セルに保管する。 2 ガラス固化処理課長は、前項の規定により、ガラス固化体を保管する場合は、第Ⅲ－6 表に定める値を超えないようにする。</p> <p>（低放射性固体廃棄物の引渡し） 第 167 条の 2 処理第 2 課長は前条第 7 項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した低放射性固体廃棄物を所定の場所で施設保全第 1 課長に引き渡す。 2 処理第 2 課長は、前項に規定される低放射性固体廃棄物を施設保全第 1 課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ－1 図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。 （1） 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそ</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>⑦ 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。</p>	<p>れがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること 3 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条に規定する巡視及び点検により確認する。 4 処理第2課長は、前項及び第2項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよう努める。 5 前処理施設課長は、プール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納し、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録し、廃棄物処理場又は第二スラッジ貯蔵場の所定の場所に運搬し、処理第1課長に引き渡す。 6 処理第1課長は、エポキシ固化体を貯蔵する場合は、廃溶媒処理技術開発施設の所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。 7 施設保全第1課長は、第1項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。 8 施設保全第1課長は、第168条第5項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ引き渡す。 9 施設保全第1課長は、第6項で引き渡されたエポキシ固化体をアスファルト固化体貯蔵施設又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。 10 施設保全第1課長は、高レベル放射性物質研究施設（使用施設）で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長に引き渡す。 11 処理第2課長は、前項の規定により高レベル放射性物質研究施設（使用施設）から低放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、不燃性のものと可燃性のものに区分されていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p> <p>（低放射性固体廃棄物の貯蔵・保管） 第168条 処理第1課長は、第167条の2第5項の規定により引き渡されたプール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂をスラッジ貯蔵場のスラッジ貯槽又は第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽に貯蔵する。 2 処理第1課長は、前項の規定により廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (1) 第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにすること (2) 廃棄物処理場から第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽への受入れに当たっては、スラッジ貯槽の受入れ系の所定のバルブが閉状態で施錠されていることを確認すること 3 環境管理課長は、低放射性固体廃棄物、アスファルト固化体、PVC固化体及びエポキシ固化体を貯蔵する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。 4 環境管理課長は、第166条の2第6項及び前条第7項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設に貯蔵する。 5 環境管理課長は、貯蔵した低放射性固体廃棄物を再び処理する場合は、所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。 6 転換施設課長は、中和沈殿物を乾燥焙焼し、中和沈殿焙焼体をグローブボックス内に一時保管して性状が安定していることを確認した後、プルトニウム転換技術開発施設の粉末貯蔵室に保管する。 7 転換施設課長は、前項の規定により中和沈殿物を保管する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。 8 転換施設課長は、凝集沈殿物を乾燥焙焼の後、プルトニウム転換技術開発施設の固体廃棄物置場に保管する。</p> <p><⑦について> 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬を実施する場合は、廃止措置計画を変更の</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p><u>なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>⑧ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する<u>ことについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」を参考として記載していること。</u></p>	<p>上、改めて規定する。</p> <p><⑧について> 左記については、放射性廃棄物でない廃棄物としての廃棄又は資源として有効利用する場合において、適宜保安規定において定めることを指導されたものであり、今後、解体廃棄物を有効利用等する場合には、法第61条の2に基づき、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして取り扱えるための原子力規制委員会の確認を受けた後、改めて左記の指示文書を参考に記載する。</p>
<p><u>十五 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。</u></p>	<p>19 <u>15 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</u> ・再処理規則第17条第2項第19 <u>15</u>号</p> <p>① <u>放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、放射性液体廃棄物の海洋放出の管理の方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</u></p> <p>② <u>海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。なお、この事項は、第4の14における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p><①及び②について> 放出管理 （放射性液体廃棄物の放出の基準） 第179条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第三－5表に定める基準（3か月当たりの最大放出量等）を超えないように努め、第三－14－（1）表に定める基準（1年間の最大放出量）を超えないようにする。 2 環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第三－14－（2）表の放出管理目標値を超えないよう<u>管理する。</u></p> <p>（海洋放出廃液の放出の監視及び測定等） 第181条 環境監視課長は、海洋放出廃液の試料について速やかに全アルファ、全ベータ及び各核種の放射能を測定し、放射性物質の濃度及び量が第三－5表及び第三－14－（1）表に定める基準値以下であることを確認する。 2 前項に定める濃度の測定は、第三－15表に掲げるところに従って行う。 3 環境監視課長は、第1項に定める測定の結果から1ヵ月間、3ヵ月間及び、年間の放出量を集計し、環境保全部長に報告する。</p> <p><①及び②について> 環境監視 （環境監視に係る計画） 第199条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。 2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。 （1） 環境監視に関する品質目標 （2） 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等） （3） 環境監視に必要な要員及び設備 （4） 環境監視に必要な要領書 （5） 使用する環境監視設備とその監視項目 （6） 前号に定める環境監視設備の検査（方法、頻度及び判定基準） （7） 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録 3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。 （1） 業務に対する要求事項を定めていること （2） 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること （3） 要求事項を達成するために必要な資源を有していること 4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。 5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p> <p>（環境監視の実施） 第199条の2 放射線管理部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。 （1） 環境監視に必要な情報（気象情報等）が利用できること</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>(2) 環境監視機器の操作手順書が利用できること (3) 環境監視機器の第200条に定める整備及び検査が実施されていること (4) 環境監視に必要な監視・測定が実施されていること</p> <p>(環境監視に係る評価及び改善) 第199条の3 放射線管理部長は、環境監視に係る業務の実施結果を評価し、改善が必要と判断した場合には対策を講じること。</p> <p>(目安レベル) 第201条 環境監視課長は、環境放射能水準の監視結果が第IV-6表に掲げる目安レベルを超えた場合は、同表に定める措置及び核種分析等を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。 2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、原因の調査等適切な措置を講ずる。</p> <p>(環境監視の結果に基づく勧告) 第202条 放射線管理部長は、前条第2項に定める調査等の結果、再処理施設に起因する場合は、必要に応じて放射性廃棄物の放出の制限等所要の措置を講ずるようセンター長に勧告する。 2 放射線管理部長は、前項の勧告を行った場合は、直ちに所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(環境監視の強化) 第203条 所長は、第54条に定める非常事態により環境放射能水準が著しく上昇した場合、若しくは放射性廃棄物の放出が第173条及び第179条に定める放出基準を著しく超えた場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じ、環境監視を強化する。</p> <p>(線量の評価) 第204条 環境監視課長は、再処理施設からの放射性廃棄物の大気放出及び海洋放出に起因する周辺公衆の年間の線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告する。 2 前項の算出は、環境監視の実測値により行う。 ただし、実測値によることが困難な場合は、放出放射能をもとに第IV-7表の区分に応じた計算により評価する。 3 放射線管理部長は、線量の評価結果を所長に報告するとともに、センター長及び核燃料取扱主任者へ通知する。 4 環境監視課長は、線量の評価結果を保管する。</p>
<p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>16 非常の場合に採るべき処置 ・再処理規則第17条第2項第16号</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>② 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p><①について> (非常事態) 第54条 非常事態とは、通常の組織では、異常の拡大防止などのための活動を迅速、かつ、適切に行うことが困難な事態をいう。</p> <p>(非常事態の措置) 第55条の2 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じること (1) 非常事態の措置に必要な情報(再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境状況、放射能影響範囲等の事前調査結果等)が利用できること (2) 通信連絡機器等の操作手順書が利用できること (3) 非常事態の措置に必要な設備の整備が実施されていること (4) 非常事態の措置に必要な設備の監視がなされていること</p> <p><①及び②について> (保安の確保)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>③ 緊急事態が発生したときは、定められた通報経路に従って関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>第3条 核燃料サイクル工学研究所長は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる規則等を定める。 (1) 事故対策規則 (2) 放射性物質等事業所内運搬要領</p> <p>2 再処理廃止措置技術開発センター長は、再処理施設に係る保安を確保するため、理事長が定める核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づく要求事項を含めて次の各号に掲げる基準等を定める。 (1) 安全作業基準 (2) 放射線管理基準 (3) 臨界管理基準 (4) 事故対策手順</p> <p>(非常事態の措置に係る計画)</p> <p>第55条 所長は、センター長及び保安管理部長に命じ、非常事態の措置について品質マネジメント計画に基づき実行に適した様式で計画を策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長及び保安管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にし、所長の承認を得る。 (1) 非常事態の措置に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・条令等） (3) 非常事態の措置に必要な要員及び設備（通信連絡機器、保護具等） (4) 非常事態の措置に必要な要領書 (5) 非常事態の措置に係る訓練及び非常事態の措置に必要な設備とその監視項目 (6) 前号に定める非常事態の措置に必要な設備の検査（方法、頻度及び判定基準） (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録 (8) 再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況並びに放射能影響範囲等の事前調査及び資料の整備 (9) 医療機関の確保</p> <p>3 所長は、第53条に定める保安訓練などにより、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であればセンター長及び保安管理部長に改善を指示し、センター長及び保安管理部長は、その結果を記録する。 (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画の策定、第3項に定める改善に関して、センター長及び保安管理部長に協力する。</p> <p>5 所長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>6 所長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を非常事態の措置に係る従業員へ周知する。</p> <p><③について> (非常事態の措置対応)</p> <p>第56条 従業員は、第54条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長及び当直長に通報する。 (1) 第54条の非常事態が発生するおそれがあるとき (2) 再処理施設に係る警報装置のうち、第1-2-(1)表に定めるものが作動したとき (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障などの事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p> <p>2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。</p> <p>3 担当部長（ただし、センター内各部長に限る。）は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によること が定められていること。</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。</p> <p>I 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を機構の理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>II 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>III 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>⑦ 緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の事項が定められていること。</p> <p>I 緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）を実施すること。</p> <p>II 緊急作業に従事した際に健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関する適切な内容。</p>	<p>事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、センター長に通報する。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項又は前項の通報を受けた場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講じ、非常事態の状況等について相互に連絡するとともに、所長、核燃料取扱主任者及び保安管理部長に通報する。</p> <p><④について> （原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第58条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力災害対策特別措置法第7条に基づく原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p><⑤について> （非常事態の措置） 第55条の2 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。 （1）非常事態の措置に必要な情報（再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境状況、放射能影響範囲等の事前調査結果等）が利用できること （2）通信連絡機器等の操作手順書が利用できること （3）非常事態の措置に必要な設備の整備が実施されていること （4）非常事態の措置に必要な設備の監視がなされていること</p> <p>（防災体制の発令） 第57条 所長は、第56条第4項の通報を受けた場合において、原子力災害対策特別措置法に基づく事象であると判断した場合は、直ちに研究所に防災体制を発令する。</p> <p><⑥及び⑦について> （緊急作業に係る線量限度） 第103条 所長は、再処理施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある再処理施設の損傷が生じた場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、前条の規定にかかわらず、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定にかかわらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3 所長は、前二項の規定により緊急作業に従事させる放射線業務従事者の選定に当たっては、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者であることを確認する。 （1）第I-1-(3)表の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者 （2）第I-1-(3)表の緊急作業についての訓練を受けた者 （3）前項の場合にあっては、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者</p> <p>4 センター長は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合は、作業計画書を作成し、核燃料取扱主任者及び放射線管理部長の同意を得る。ただし、極めて緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項ただし書きの規定により緊急作業を行った場合は、センター長は、速やかに核燃料取扱主任者及び放射線管理部長に通知する。</p> <p>6 センター長は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事さ</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>⑧ 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>せる場合は、放射線管理部長に当該作業に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定（一月以内ごとに一回）を依頼する。</p> <p>7 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、緊急作業に係る線量について線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、第1項及び第2項に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>9 センター長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>10 センター長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後一月以内ごとに一回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p><⑧について> （原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第58条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力災害対策特別措置法第7条に基づく原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p><⑨について> （保安訓練） 第53条 所長は、従業員に対して、第54条に定める非常事態の措置についての総合的な実地訓練を毎年1回以上実施し、措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。 2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転等を行う従業員に対して、非常事態等の運転操作訓練、消火訓練、避難訓練等を毎年2回以上実施し、非常事態等の運転操作訓練等の措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。 3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、緊急作業に係る訓練を実施し、選定後は、毎年1回以上実施する。また、これらの訓練の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項及び前項の訓練は、第1項の総合的な実地訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>（非常事態の措置に係る計画） 第55条 所長は、センター長及び保安管理部長に命じ、非常事態の措置について品質マネジメント計画に基づき実行に適した様式で計画を策定し、文書化する。 2 センター長及び保安管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にし、所長の承認を得る。 （1）非常事態の措置に関する品質目標 （2）前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・条令等） （3）非常事態の措置に必要な要員及び設備（通信連絡機器、保護具等） （4）非常事態の措置に必要な要領書 （5）非常事態の措置に係る訓練及び非常事態の措置に必要な設備とその監視項目 （6）前号に定める非常事態の措置に必要な設備の検査（方法、頻度及び判定基準） （7）第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録 （8）再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況並びに放射能影響範囲等の事前調査及び資料の整備 （9）医療機関の確保 3 所長は、第53条に定める保安訓練などにより、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であればセンター長及び保安管理部長に改善を指示し、センター長及び保安管理部長は、その結果を記録する。 （1）業務に対する要求事項を定めていること （2）要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること （3）要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核々研再処理施設】

再処理規則	核々研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>4 放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画の策定、第3項に定める改善に関して、センター長及び保安管理部長に協力する。</p> <p>5 所長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>6 所長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を非常事態の措置に係る従業員へ周知する。</p>
<p>十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>17 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置(再処理規則第17条第2項第17号)※</p> <p>※ 廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。</p> <p>① 指定若しくは許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第50条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>I 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>i 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ii 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)</p> <p>a 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>b 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</p> <p>c 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</p> <p>d 重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>e 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>f 重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること(前各号に掲げるものを除く。)</p> <p>g 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>a 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>b 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>c 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>II 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>III 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、</p>	<p>(設計想定事象等の体制整備については、重大事故等に係る廃止措置計画の変更の審査状況を踏まえ規定する。)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p><u>フィルターその他の資機材を備え付けること。</u> <u>IV その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p>	
<p>十八 再処理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p> <p>十九 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>18 再処理施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 18 号及び第 19 号</p> <p>① 東海再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>② <u>再処理規則第 8 条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</u></p>	<p><①及び②について> （品質マネジメント計画） 第 51 条の 4 <u>再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u> （中略）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.3 文書管理 <u>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。</u> <u>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</u> <u>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</u> <u>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</u> <u>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</u> <u>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</u> <u>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u> <u>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u> <u>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u> <u>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</u> <u>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるようにする。</u> （以下略）</p> <p>（記 録） 第 68 条 センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第 I - 6 表に定める事項について適正に記録する。 2 センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を第 51 条の 4 4.2 に従い実施する。</p> <p>（線量の通知） 第 106 条 放射線管理部長は、第 104 条第 1 項及び第 105 条第 1 項の評価結果をセンター長へ報告するとともに、核燃料取扱主任者及び担当部長へ通知する。ただし、一時立入者に係る線量の測定結果については線量計測課長から担当課長へ通知する。 2 放射線管理部長は、第 104 条第 4 項及び第 105 条第 3 項の測定並びに評価の結果をセンター長に報告するとともに、核燃料取扱主任者及び担当部長へ通知する。 3 センター内各部長は、第 1 項及び第 2 項の通知を受けたときは、速やかに当該放射線業務従事者へ通知する。 4 線量計測課長は、第 104 条第 2 項の測定及び評価の結果を担当課長へ通知する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>③ 東海再処理施設の所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	<p>(被ばく記録の保管) 第 107 条 線量計測課長は、放射線業務従事者（機構と雇用関係にある者に限る。）に係る線量の記録を個人ごとに記録し、これを保管する。</p> <p><③について> (非常事態の措置対応) 第 56 条 従業員は、第 54 条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長及び当直長に通報する。 (1) 第 54 条の非常事態が発生するおそれがあるとき (2) 再処理施設に係る警報装置のうち、第 I - 2 - (1)表に定めるものが作動したとき (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障などの事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。 3 担当部長（ただし、センター内各部長に限る。）は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、センター長に通報する。 4 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第 2 項又は前項の通報を受けた場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講じ、非常事態の状況等について相互に連絡するとともに、所長、核燃料取扱主任者及び保安管理部長に通報する。</p> <p>(迅速な通報等) 第 60 条 従業員は、第 56 条に定める通報を直ちに行う。 2 担当課長又は当直長は、第 56 条第 2 項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報（第一報）する。 3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報（第一報）する。 4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 I - 5 (1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報（第一報）する。 5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。 6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第 I - 5 (2)図に示す通報連絡系統に従い、安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。 7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合（法令報告事象）に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p>(原因の調査) 第 61 条 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、発生した非常事態の原因を調査し、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知する。 2 放射線管理部長又は工務技術部長は、原因の調査及び対策等に関し、再処理施設安全専門委員会への諮問をセンター長に依頼する。 3 センター長は、原因の調査及び対策等に関し、再処理施設安全専門委員会に諮問する。</p> <p>(作業又は施設の再開)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>④ 再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には機構の理事長その他の経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する機構の理事長その他の経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>⑤ 再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象に準ずるものが具体的に定められていること。</p>	<p>第62条 非常事態が発生したことにより、停止された工程運転及び作業又は閉鎖された施設の再開は、センター長、放射線管理部長又は工務技術部長が指示する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、前項の指示を行う場合は、相互に協議し、核燃料取扱主任者の同意を得たのち、所長の承認を受ける。</p> <p>3 所長は、前項の承認に当たっては、原因の除去、施設の復旧等所要の措置が講じられ、安全上支障がないことを確認する。</p> <p>4 所長は、前項の確認に当たっては、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会に諮問する。</p> <p><④及び⑤について> (迅速な通報等)</p> <p>第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。</p> <p>2 担当課長又は当直長は、第56条第2項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報（第一報）する。</p> <p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報（第一報）する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第I-5(1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報（第一報）する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第I-5(2)図に示す通報連絡系統に従い、安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合（法令報告事象）に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p>(具体的な事象については、重大事故等に係る廃止措置計画の変更の際に改めて規定する。)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
<p>二十 再処理施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。）</p>	<p>19 再処理施設の施設管理</p> <p>・再処理規則第 17 条第 2 項第 20 号</p> <p>① 施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における保安のための措置に係る運用ガイド」（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。</p>	<p><①について></p> <p>（基本方針）</p> <p>第 1 条の 2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動のもと実施する。</p> <p>2 原子炉等規制法第 48 条第 1 項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 11 条第 1 項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保全活動（保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動）を行う。</p> <p>（事業者検査の独立性の確保）</p> <p>第 51 条の 2 第 4 条第 1 項各号（第 15 号を除く。）に掲げる職位等は、品質保証課長が行う第 16 条の 1 の 2 第 6 号に係る事業者検査の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>（施設管理方針及び施設管理目標の策定）</p> <p>第 183 条 所長は、第 51 条の 4 5.3 に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき研究所の施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）を定める。</p> <p>2 所長は、定期に及び必要に応じて、研究所の施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、第 1 項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、前項に定める施設管理目標を定めるに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、定期に及び必要に応じて、施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>（再処理施設の施設管理実施計画）</p> <p>第 183 条の 2 センター長及び管理支援部門各部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を策定する。</p> <p>（1）施設管理実施計画の始期及び期間に関する事。</p> <p>（2）再処理施設の設計及び工事に関する事。</p> <p>（3）再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事。</p> <p>（4）再処理施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び停止中の区別を含む（廃止措置計画の認可を受けたものを除く。））に関する事。</p> <p>（5）再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事。</p> <p>（6）再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関する事。</p> <p>（7）前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事。</p> <p>（8）再処理施設の施設管理に関する記録に関する事。</p> <p>2 センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表（施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表）及び検査要否整理表（施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の条項単位で整理した表）を</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>② <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p>	<p>策定する。 <u>(1) 再処理施設の工事の方法及び時期</u> <u>(2) 再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> 3 センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。 4 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項に定める計画、第2項に定める整理表及び第3項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。 5 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。 6 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p><②について> (定期事業者検査) 第195条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18表から第Ⅲ-21表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するもの。）の定期事業者検査（無停電電源装置の性能検査は除く。）に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。 3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。 4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。 5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。 6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。 7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。 8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(使用前自主検査) 第196条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>(1) <u>使用前自主検査計画</u> イ <u>検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の内容</u> ハ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前自主検査要領</u> イ <u>検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び検査場所</u> ハ <u>検査前条件</u> ニ <u>検査の方法及び検査手順</u> ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p>3 <u>品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</u></p> <p>4 <u>品質保証課長は、第 1 項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</u></p> <p>5 <u>センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</u></p> <p>6 <u>センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</u></p> <p>7 <u>センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</u></p> <p>8 <u>センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認（合格）を受ける。</u></p>
<p><u>三十一</u> 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関すること。</p>	<p><u>20</u> 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 <u>21</u> 号</p> <p>○ メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の再処理事業者と共有し、東海再処理施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>(保守作業後の措置)</p> <p>第 198 条 <u>センター内各課長、放射線管理部内各課長又は運転課長は、前条に定める保守作業が終了した場合は、当該設備が正常に復旧したことを確認する。</u></p> <p>2 <u>施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長は、前条第 4 項に定める保守作業の結果を、担当課長に通知する。</u></p> <p>3 <u>センター内各課長又は運転課長は、前条第 5 項に定める保守作業の結果を、担当部長又は工務技術部長に報告する。</u></p> <p>4 <u>担当部長又は工務技術部長は、前項の報告を受けた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</u></p> <p>5 <u>センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第 197 条第 1 項及び同条第 4 項に定める保守作業により得られた保安に関する技術情報を他の再処理事業者と共有する。</u></p>
<p><u>三十二</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p><u>21</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 <u>22</u> 号</p> <p>① 東海再処理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合に当該不適合に関する情報を公開する基準が明確に定められていること。 ② 情報の公開に関し、必要な事項が定められていること。</p>	<p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第 51 条の 4 <u>再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u> (中略)</p> <p>8.3 <u>不適合管理</u> <u>安全・核セキュリティ統括部長、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長は「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」に定め、次の事</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次のいずれかの方法により、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判断することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、再処理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の報告を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>二十三 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>22 廃止措置の管理 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 23 号</p> <p>① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p><①について></p> <p>（廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画）</p> <p>第 115 条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質マネジメント計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画（廃止措置管理を含む。以下同じ。）を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等）</p> <p>(3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 運転及び保守管理に必要な要領書</p> <p>(5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部品交換等の措置に係る以下の事項</p> <p>イ) 再処理施設の性能の維持のために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品交換等の措置及び検査の実施並びにそれらの記録を作成すること</p> <p>ロ) 経年変化により想定される事象等を検知するために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品に係る点検等の計画の策定及び当該事象等を検知した場合の措置（安全確保のための措置を含む。）を行うこと</p> <p>ハ) あらかじめ想定していない劣化等により部品交換等が必要となった場合における第 198 条の 5 に基づく設計及び工事の計画の手続及び第 196 条に基づく検査の要否を確認すること</p> <p>ニ) 保守に係る要領書に定めて交換できる部品等の判断に当たり技術部長の同意を得ること</p> <p>ホ) その他、イ) からニ) までを適切に運用するために必要な事項</p> <p>(6) 運転監視に必要な設備とその監視項目</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
	<p>② 廃止措置期間中の再処理施設において施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造等の保守管理における必要な手順が定められていること。</p>	<p>(7) 前号に定める運転監視設備の検査（方法、頻度及び判定基準） (8) 第6号に定める監視結果及び前号に定める検査結果の記録 3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。 (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること 4 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。 5 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を運転及び保守管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理の実施) 第115条の2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 運転及び保守管理に必要な情報(運転計画、保守計画等)が利用できること (2) 運転及び保守管理に必要な設備の操作手順書が利用できること (3) 運転及び保守管理に必要な設備の第195条及び第196条に定める検査が実施されていること (4) 運転及び保守管理に必要な監視・測定が実施されていること。 (5) 第120条の当直長間の引き継ぎ、第198条の保守作業後の連絡などが実施されていること</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る評価及び改善) 第115条の3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、運転及び保守管理に係る業務の実施結果を評価し、改善が必要と判断した場合には対策を講じること。</p> <p>(廃止措置計画の軽微な変更) 第198条の3 センター長は、前条第1項の廃止措置計画の変更について、軽微な変更であると判断した場合は、その判断結果を所長に報告し、所長の承認を受ける。</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理) 第198条の4 センター長は、廃止措置計画の廃止措置工程表に示す業務の実施状況を管理するため、必要な業務計画書を策定する。 2 センター長は、前項の業務計画書に基づき実施状況を確認し、廃止措置工程に影響する業務の遅れが生じた場合など、廃止措置計画の変更が必要であると判断した場合は、第198条の2又は前条に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p><②について> 第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理 第4章 施設の管理</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第115条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質マネジメント計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画（廃止措置管理を含む。以下同じ。）を実行に適した様式で策定し、文書化する。 2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。 (1) 運転及び保守管理に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等） (3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備 (4) 運転及び保守管理に必要な要領書 (5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部品交</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>と。</p> <p>(6) 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表（施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表）及び検査要否整理表（施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の条項単位で整理した表）を策定する。</p> <p>(1) 再処理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項に定める計画、第2項に定める整理表及び第3項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>6 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>（施錠弁）</p> <p>第184条 施設管理部長及び環境保全部長は、第Ⅲ-16表に定める施錠弁を操作する者を指定する。</p> <p>2 当直長は、前項に定める指定者以外の者に第Ⅲ-16表に定める施錠弁の操作を行わせない。</p> <p>3 担当課長は、施錠弁の施錠状態を毎日1回以上点検し、施錠状態で作動しないことを1年ごとに確認する。</p> <p>（グローブボックス等）</p> <p>第185条 センター内各課長は、グローブボックス、サンプリングベンチ及び分析セルライン等を操作する者（以下「グローブボックス作業従事者」という。）を指定する。</p> <p>2 グローブボックス作業従事者以外の者は、グローブボックス、サンプリングベンチ及び分析セルライン等を操作しない。</p> <p>ただし、センター内各課長が特に指定する操作については、この限りでない。</p> <p>3 グローブボックス作業従事者は、核燃料物質等をグローブボックス、サンプリングベンチ及び分析セルライン等の定められた出入口以外の出入口から搬出しない。</p> <p>ただし、センター内各課長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書きの規定により、搬出を行った場合は、当該搬出に係る汚染の有無の確認等、必要な放射線防護上の措置を行う。</p> <p>（扉類の開閉）</p> <p>第186条 区域管理者は、トラックエアロック等の扉類の開閉を行う者を指定する。</p> <p>2 区域管理者又は当直長は、前項に定める指定者以外の者にトラックエアロック等の扉類の操作を行わせない。</p> <p>3 センター内各課長は、通常閉鎖している扉を開ける場合は、区域管理者及び放射線管理第2課長の了承を得るとともに、換気設備の担当区分に応じてガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長又は施設保全第1課長の了承を得る。</p> <p>ただし、緊急時において退避のため定められた扉を開ける場合は、この限りでない。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>(除 染)</p> <p>第 187 条 センター内各課長は、必要に応じて機器等の除染を行う。 2 除染は、各建家又は除染場で行う。 3 除染は、第 95 条、第 96 条、第 99 条及び第 100 条の規定に従って行う。</p> <p>(洗 濯)</p> <p>第 188 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、施設保全第 1 課長に管理区域内着用後の衣類の洗濯を依頼する場合は、汚染がないことを確認する。 2 施設保全第 1 課長は、再処理施設管理区域内着用後の衣類の回収又は洗濯に当たり、仕分け及び汚染の測定等を行う。</p> <p>(ユーティリティの確保)</p> <p>第 189 条 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長及び運転課長は、担当区分に応じて電気、圧空、冷却水、冷水、蒸気、浄水等、再処理施設の運転に必要なユーティリティを確保する。 2 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長及び運転課長は、ユーティリティの供給に異常を認めた場合、又は異常が発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。 3 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第 1 課長又は施設保全第 2 課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティの供給を停止することが必要となった場合は、センター長又は当直長の承認を受ける。 4 運転課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティの供給を停止することが必要となった場合は、ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第 1 課長又は施設保全第 2 課長と協議し、センター長又は当直長の承認を受ける。 5 センター長又は当直長は、第 3 項及び前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>(受変電設備及び非常用電源)</p> <p>第 190 条 運転課長は、受変電設備及び非常用発電機がその機能を維持していることを定期的に確認する。なお、非常用発電機は、各給電系統について常時 2 台が動作可能な状態であること。 2 運転課長は、再処理施設に係る受変電設備及び非常用発電機に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、センター長又は当直長に報告する。 3 センター長又は当直長は、前項の報告を受けた場合は、再処理施設の保安に関して、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 4 施設保全第 2 課長及び前処理施設課長は、無停電電源装置がその機能を維持していることを定期的に確認する。 5 施設保全第 2 課長及び前処理施設課長は、無停電電源装置に異常を認めた場合は、直ちに正常な状態に復旧させるための措置を講ずる。</p> <p>(換 気)</p> <p>第 192 条 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長及び施設保全第 1 課長は、建家及びセルの負圧バランスが維持されていることを定期的に確認する。 2 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長及び施設保全第 1 課長は、負圧バランスの異常を認めた場合は、ダンパーの調整等、負圧バランスを復旧するための措置を講ずる。 3 施設保全第 1 課長は、分離精製工場及び高放射性廃液貯蔵場のセル換気系のフィルタ(207F58～F67、207F72～F77、272F033～F040)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。 4 転換施設課長は、プルトニウム転換技術開発施設のセルグローブボックス換気系のフィルタ(P07F71～F77)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。 5 ガラス固化管理課長は、ガラス固化技術開発施設のセル換気系のフィルタ(G07F80.1</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>～F80.10、G07F82.1～F82.4、G07F83.1～F83.2、G07F84.1～F84.4) を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</p> <p>(放射線管理用機器等の整備等)</p> <p>第 193 条 放射線管理部長は、第Ⅲ－17－(1)表に定める放射線管理用機器及び第Ⅲ－17－(2)表に定める排水モニタリング設備を常備する。</p> <p>2 放射線管理第 2 課長は、放射線管理用機器の作動状況について、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては毎日 1 回以上、その他のものにあつては、毎月 1 回以上点検し、正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 放射線管理第 2 課長は、前項において正常に作動させることができない場合は応急の措置を講じ、線量計測課長に正常に作動させるための措置を講ずるよう依頼するとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては、速やかに正常に作動させることができないと判断した場合は、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>4 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があつた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第 2 課長に協力する。</p> <p>5 線量計測課長は、第 3 項の依頼を受けた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>6 線量計測課長は、前項の措置の結果を放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第 2 課長は、第 3 項の措置の結果については、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>8 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があつた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>9 環境監視課長は、排水モニタリング設備を正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>10 環境監視課長は、前項において正常に作動させることができない場合は、応急の措置を講ずる。また、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>11 環境監視課長は、前項の報告に対する措置の結果については、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等)</p> <p>第 194 条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、その後は 1 年ごとに検査及び校正を行う。</p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては、その旨を放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第 2 課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第 2 項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第 1 項、第 2 項及び第 7 項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>9 環境監視課長は、第 1 項、第 2 項及び第 7 項の検査、校正又は修理を行った場合は、</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>その結果を記録する。</p> <p>(定期事業者検査) 第 195 条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18 表から第Ⅲ-21 表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するもの。）の定期事業者検査（無停電電源装置の性能検査は除く。）に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第 1 項の同意又は第 3 項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(使用しない設備に係る点検) 第 195 条の 2 施設管理部長及び環境保全部長は、第Ⅲ-22 表に掲げる機器について、点検を実施する。</p> <p>2 施設管理部長及び環境保全部長は、前項に掲げる点検が終了した後、センター長へ報告する。</p> <p>(使用前自主検査) 第 196 条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前自主検査計画 イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前自主検査要領 イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第 1 項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認（合格）を受ける。</p> <p>(保守)</p> <p>第 197 条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第 115 条の 2 の保守管理、第 183 条の 2 に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検並びに前条に定める検査及び校正の結果、異常を認めた場合は、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p> <p>2 センター内各課長は、前項の場合において、正常な状態に復旧させることができない場合は、応急の措置を講じ、施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長に復旧を依頼する。</p> <p>3 センター内各課長は、施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長に保守作業を依頼する場合は、当該施設並びに関連する施設及び設備の保安上の措置を講ずる。</p> <p>4 施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長は、第 2 項に定める依頼を受けた場合は、必要な保守作業を実施し、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p> <p>5 センター内各課長又は運転課長は、第 1 項及び第 4 項に定める保守作業が保安上特に重要と判断した場合は、担当部長又は工務技術部長の承認を受ける。</p> <p>6 担当部長又は工務技術部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 担当部長又は工務技術部長は、第 5 項の承認をした場合は、センター長に報告する。</p> <p>(保守作業後の措置)</p> <p>第 198 条 センター内各課長、放射線管理部内各課長又は運転課長は、前条に定める保守作業が終了した場合は、当該設備が正常に復旧したことを確認する。</p> <p>2 施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長は、前条第 4 項に定める保守作業の結果を、担当課長に通知する。</p> <p>3 センター内各課長又は運転課長は、前条第 5 項に定める保守作業の結果を、担当部長又は工務技術部長に報告する。</p> <p>4 担当部長又は工務技術部長は、前項の報告を受けた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第 197 条第 1 項及び同条第 4 項に定める保守作業により得られた保安に関する技術情報を他の再処理事業者と共有する。</p> <p>(使用前自主検査)</p> <p>第 196 条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ハの予定期間</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p><u>の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前自主検査計画</u> イ <u>検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の内容</u> ハ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前自主検査要領</u> イ <u>検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び検査場所</u> ハ <u>検査前条件</u> ニ <u>検査の方法及び検査手順</u> ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</u></p> <p>3 <u>品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</u></p> <p>4 <u>品質保証課長は、第 1 項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</u></p> <p>5 <u>センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</u></p> <p>6 <u>センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</u></p> <p>7 <u>センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</u></p> <p>8 <u>センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認（合格）を受ける。</u></p> <p>(工事に係る設計及び工事の計画の管理)</p> <p>第 198 条の 5 <u>センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る工事について、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、第 198 条の 2 に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</u></p> <p>2 <u>センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の性能維持施設の工事に着手する前に、設計及び工事の計画(溶接設計及び溶接施工法を含む。)について、次の事項を明確にし、文書化する。</u> (1) <u>再処理施設の区分並びに設計及び工事の計画</u> イ) <u>変更の概要</u> ロ) <u>準拠すべき法令、基準及び規格</u> ハ) <u>設計の基本方針</u> ニ) <u>設計条件及び仕様</u> ホ) <u>工事の方法(工事の手順、工事フロー、試験・検査内容、工事上の安全対策、溶接設計及び溶接施工法を含む。)</u> (2) <u>設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</u> (3) <u>変更に係る工事工程表</u> (4) <u>変更の理由</u> (5) <u>添付書類</u> イ) <u>技術基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類又は廃止措置計画に定める内容に適合していることを説明した書類</u> ロ) <u>変更に係る設計及び工事の計画が再処理の事業の指定若しくは再処理の事業の許可を受けたところ又は再処理の事業の変更を届け出たところによるものであることを説明した書類</u></p> <p>3 <u>センター長は、前項の書類について再処理施設安全専門委員会に諮問し、その結果について、次の各号に掲げる事項に適合していることを確認し、所長の承認を受ける。</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【核サ研再処理施設】

再処理規則	核サ研（再処理施設）保安規定審査基準	再処理施設 保安規定
		<p>(1) 廃止措置計画の認可若しくは変更の認可又は軽微な変更を届け出たところによるものであること</p> <p>(2) <u>技術基準</u>に適合又は廃止措置計画に定める内容に適合していること</p>
<p>二十四 その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>23 その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理規則第 17 条第 2 項第 24 号 <p>① 日常の <u>QMS</u>に係る活動の結果を踏まえ、<u>必要に応じ、再処理施設に係る</u>保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>② <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p><①について></p> <p>(救護)</p> <p>第 59 条 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、従業員の負傷又は放射線障害が発生した場合、あるいは発生するおそれのある場合は、直ちに救急措置を講ずるとともに、外部医療機関への搬送が必要と認めた場合は、救急機関に通報する。</p> <p>(ホワイト区域)</p> <p>第 78 条 センター内各部長又は放射線管理部長は、保全区域の内であって、管理区域に隣接し、特に管理を必要とする場所をホワイト区域として指定する。</p> <p>2 前項に定めるホワイト区域は、第Ⅱ－1 図に示す。</p> <p>(区域管理者)</p> <p>第 80 条 センター内各部長又は放射線管理部長は、再処理施設の管理区域等について、区域管理者を置き、再処理施設の保安の確保に努める。</p> <p>2 区域管理者は、センター内各課長及び放射線管理部内各課長が行う第 65 条、第 96 条及び第 99 条に定める事項について、所掌する区域の作業の実施と作業計画の調整について指導し、区域の安全確保に努める。</p> <p>(防護具の維持)</p> <p>第 111 条 センター長は、管理区域内作業に必要な防護具を備える。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、使用する防護具について年 1 回以上検査し、その機能を正常に維持する。</p> <p>3 放射線管理第 2 課長は、前項の機能の維持に当たってはセンター内各課長又は放射線管理部内各課長に協力する。</p> <p><②について></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、理事長が廃止措置段階にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「再処理施設」という。）に係る保安について定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>